

平成 22 年度
木材調達のグリーン化普及
啓発キャンペーン実施業務報告書

【一般公開版】

2011 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

地球規模の環境問題である森林減少の進行を食い止めるには、持続可能な森林経営を促進することが重要であるが、持続可能な森林経営を阻害する原因の一つとして、違法伐採が指摘されている。違法伐採は木材生産国の森林減少を引き起こし、二酸化炭素の放出、生物多様性・森林生態系を損なうのみならず、木材の世界における市場価格の引き下げを引き起こす等により、第3国における持続可能な森林経営を脅かすなど、世界の持続可能な森林経営へ深刻な影響を及ぼしている。

我が国は違法伐採対策として、平成18年4月1日からグリーン購入法により政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始したところである。今後は、グリーン購入法に基づく調達方針について、法律の対象である国及び独立行政法人等にとどまらず、広く民間調達にも普及させていくことが必要であり、その普及方策について検討するため、「平成19年度木材・木材製品の調達に係るグリーン購入法の取組・普及調査」において住宅・建築事業者等へアンケート調査等を行った。その結果、合法性・持続可能性が証明された木材の需要拡大のためには、一般国民及び木材製品等の最終消費者に対し、森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化に関する情報提供、普及啓発を実施する必要があることが明らかとなったため、平成19年度末より、同キャンペーンを開始したところである。

本業務は、平成20年度及び平成21年度実施の同キャンペーンを引き継ぎ、一般国民及び木材製品等の最終消費者に対し、さらなる普及啓発活動を実施したものである。とくに今年度は平成21年度に作成したDVD教材「人と木～世界の森林を守るために、今私たちにできること～」を活用しての普及活動を中心に実施した。また近年欧州連合（EU）などにおいて、合法性・持続可能性が証明された木材を調達するための法整備などが進んでおり、その最新の情報も収集し、まとめた。

最後に、本業務の実施にあたりご協力をいただいた方々に厚く御礼を申し上げる。

2011年3月

財団法人 地球・人間環境フォーラム
理事長 炭谷 茂

目次

はじめに.....	I
目次.....	II
業務実施体制.....	IV
第1部 木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン実施業務	1
第1章 一般国民に対するインターネットを活用した情報提供の実施	1
1-1 インターネットを活用した情報提供.....	1
1-2 一般国民に対する展示会・イベント開催を通じた情報提供.....	4
1-3 不特定多数の国民に対する情報提供.....	7
第2章 業界団体等の印刷物への情報掲載	11
2-1 情報の提供先	11
2-2 情報が掲載された広報誌等	16
第3章 消費者団体への働きかけ	21
3-1 消費者団体への情報提供	21
3-2 消費者団体への個別の働きかけ	22
第4章 環境教育への組み込み.....	23
4-1 映像教材についての広報・配布	23
4-2 インターネットでの視聴及び映像のダウンロード.....	24
4-3 学習指導案の事例集	24
第5章 出前講座の実施	41
5-1 配布資料	41
5-2 講師リスト	41
5-3 出前講座実施リスト	41
5-4 出前講座の実施風景	43
今後の課題	45
第2部 海外における民間調達の需要拡大のための取組の調査	46
調査概要.....	47
参考資料.....	49
略語表	50

第1章 EUの違法伐採対策とFLEGT行動計画	51
1-1 EUの違法伐採対策の背景と経緯.....	51
1-2 EU FLEGT 行動計画.....	52
1-3 FLEGT VPA とライセンス・スキーム.....	53
1-4 EU 木材法.....	60
第2章 英国とオランダの政府調達の実施	68
2-1 英国.....	69
2-2 オランダ.....	72
第3章 英国における民間の実施	76
3-1 TIMBER TRADE FEDERATION の実施.....	76
3-2 B&Q 社の実施.....	76
3-3 JOHN LEWIS PARTNERS の実施.....	78
第4章 米国の違法伐採対策とレーシー法	80
4-1 米国の違法伐採対策の背景と経緯.....	80
4-2 改訂レーシー法の内容.....	81
4-3 レーシー法の影響と業界の反応.....	85
まとめ	88
第5章 普及啓発活動の実況	90
5-1 政府による実施.....	90
5-2 NGO の実施.....	93
まとめ	99
 添付資料1 パネル「木はどこから来ているでしょう」（エコプロダクツ2010用）.....	 101
添付資料2 Chatham House 17 th Illegal Logging Stakeholder Update Agenda/Participants List.....	104

業務実施体制

本業務は下記実施体制により、実施した。

坂本 有希	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部長／フェアウッド担当	全体調整、出前講座講師
根津 亜矢子	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部研究員／フェアウッド担当	情報提供実施、イベント・展示出展 調整、海外調査実施、報告書作成
飯沼 佐代子	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部研究員／フェアウッド担当	消費者団体調整、出前講座講師
粕井まり	財団法人 地球・人間環境フォーラム プロジェクト研究員	海外調査実施、出前講座講師、報告 書作成
岡崎 時春	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
中澤 健一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
三柴 純一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
三上 雄己	フェアウッド・パートナーズ	出前講座講師
木村 輝一郎	フェアウッド・パートナーズ	出前講座講師

第 1 部 木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン実施業務

第 1 章 一般国民に対するインターネットを活用した情報提供の実施

森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化の情報について一般国民等への情報提供を実施するためにインターネット媒体やイベントを通じて情報提供を実施した。

1-1 インターネットを活用した情報提供

フェアウッド・パートナーズ及び地球・人間環境フォーラムのウェブサイト、メールマガジン等を通じた情報提供を随時実施した。

1. フェアウッド・パートナーズのウェブサイト

フェアウッド・パートナーズのウェブサイト (http://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2010/100825_pr_mokuzaifukyu.html)において、本業務の内容を紹介するページを設け、出前講座の実施や、昨年度製作した映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の配布について、また各種イベントなどの紹介を行った。(イメージについては、下記参照)

2. フェアウッドのメーリングリスト

フェアウッドのメーリングリストやメールマガジンにおいても、イベントの情報提供などを適宜行った。(計約 1,660 件)

3. フェアウッド主催の過去のセミナー等参加者

フェアウッドが過去に主催した勉強会、セミナー、ワークショップなどへの参加者に、イベントの情報提供などを適宜行った。

<フェアウッド・パートナーズ ウェブサイトのイメージ>

http://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2010/100825_pr_mokuzaifukyu.html

ENGLISH日本語

FAIRWOOD PARTNERS

木の流れから、未来をつくる。
フェアウッド・パートナーズ

トップ 団体概要 相談室 世界の森林・木材 資料室 ニュース

森林と私たちの暮らしのつながりについて学ぼうキャンペーン実施中

リリース: 2010.8.25
更新日: 2010.12.8

紙や家具など毎日の暮らしに欠かせない木材製品はどこからやってくるのでしょうか？刻々と減少する世界の森林の現状や違法伐採と木材製品とどうつながり、私たちは何をできるのでしょうか？

責任ある消費者として、木材製品の由来に目を向け、選んで買ってみることが、世界の森林の破壊を食い止めるための第一歩です。

フェアウッドでは、世界の森林問題を木材を通して多くの方に知ってもらいたいと出前講座の実施やイベントへの出展などの活動を環境省との共同のキャンペーンを実施し、行っています。

活動内容

1. 映像教材「人と木」の配布
2. 出前講座「木材から森を学ぼう」の実施
3. イベントへの出展
4. 雑誌・発行物での記事の掲載
5. パンフレット、チラシなどの配布

活動内容詳細

1. 映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の配布

フェアウッド・パートナーズの実施団体の一つである地球・人間環境フォーラムは、2009年度の環境省事業として、映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」を作成しました。無料配布を実施しています。

また、実際に授業などで使用した学習指導案の実践事例も収集しております。詳細については、お問い合わせください。
(info@fairwood.jp/Tel. 03-3813-9735)

>>教材についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

2. 講座「木材から森を学ぼう」の実施(無料)

森や環境について社内や団体、学校で学んでみませんか。

例えば、消費者として、世界と日本の森林保全のために何をできるのか、毎日の暮らしで使う紙や木材製品選びから考えるきっかけ作りをお手伝いします。また、木材を調達している企業の方々からは、木材調達を確認するためのノウハウについてのご相談をお受けします。

講座メニューとしては、映像教材「人と木」を活用したワークショップ形式、または映像と講義を組み合わせた方法などさまざまです。ご希望にあわせてカスタマイズできます。また映像「木の来た道」の上映会やトークショーと組み合わせることも可能です。

2011年3月までならば、無料(交通費含む)で講師を派遣いたします。是非お気軽にお問い合わせください。

3. イベントへの出展・展示等

<終了イベント>
まちの先生見本市
日時: 2011年2月5日(土)
場所: 新宿区立東戸山小学校(新宿区戸山2-34-2)

	エコプロダクツ2010 日時:2010年12月9日～11日 10時～18時 場所:東京ビッグサイト東展示場 小間番号:F-20 「森林からはじまるエコライフ」テーマゾーン フェアウッド・パートナーズの展示の詳細はこちら 全国大学生協主催「環境セミナー」 日時:2010年10月23日(土) 場所:横浜市立大学 4. 雑誌・発行物での記事の掲載 森林問題、木材製品のグリーン購入に関してなどの記事を執筆いたします。媒体をお持ちの方は、是非ご連絡ください。今までの実績については、環境省のページをご参照ください。 5. パンフレット、チラシなどの配布 森林減少問題について、わかりやすくまとめたパンフレットやチラシがあります。イベント等で配布したいというご要望があれば、是非ご連絡ください。 ・ポスター:「世界の森林は刻々と減少しています」(サイズ:B2 1頁) ダウンロード(0.6MB) ・ちらし:「世界の森林は刻々と減少しています」(サイズ:A4 2頁) ダウンロード(1.16MB) ・広報紙等への掲載原稿 ダウンロード(0.2MB) ・パンフレット:「世界の森林を守るために一違法に汚染された木材を使用していますか?」(サイズ:A3 4頁) ダウンロード(5.25MB) ■お問い合わせ フェアウッド・パートナーズ事務局 ・地球・人間環境フォーラム 根津、坂本 TEL 03-3813-9735 ・国際環境NGO FoE Japan 三柴 TEL 03-6907-7217 E-mail: info@fairwood.jp < この活動は、環境省が行う「木材調達におけるグリーン化普及啓発キャンペーン」の一環として実施されています。 >	
--	--	--

1-2 一般国民に対する展示会・イベント開催を通じた情報提供

環境に関連する展示やイベントにおいて、ブースなどを設置し、一般参加者に対して木材調達のグリーン化及びフェアウッドに関する情報提供を実施した。

(1) 2010 年度 全国環境セミナー

日時：2010 年 10 月 23 日（土）～24 日（日） 9 時半～17 時

会場：横浜市立大学 金沢八景キャンパス（神奈川県横浜市）

主催：全国大学生協同組合連合会

共催：横浜市立大学

後援：環境省、経済産業省、横浜市

来場者数：43 会員（大学）、11 団体（公益法人、NPO、企業等） 計 202 名

内容：ブース出展を行い、全国から本セミナーに参加している大学生に対し、森林減少や違法伐採問題について普及啓発を実施した。とくに学生を対象ということで、使用する紙の削減や種類を選ぶ点などについて喚起した。

<展示の様子>



(2) エコプロダクツ 2010

日時： 2010 年 12 月 9 日（木）～11 日（土） 10 時～17 時

場所： 東京ビッグサイト（東京都江東区）

当ブースの来場者数： のべ約 800 名

内容： 間伐材やほかの展示会で使用した木材を再利用して、ブースを作成した。一般消費者向けの展示としては、絵本的なストーリーを読むようなパネルを製作し、「管理された森」と「管理されていない森」の違いを理解してもらうようにした。パネルは添付資料 1 参照。

<展示の様子>



(3) 第 10 回新宿の環境学習応援団“まちの先生見本市”

日時：2011 年 2 月 5 日（土） 9：45～16：00

場所：新宿区立東戸山小学校（東京都新宿区）

主催：NPO 法人新宿環境活動ネット

共催：新宿区

来場者数：1,700 人（主に東戸山小学校の生徒や近隣の小学校の生徒）

内容：身の回りにある木材や、森林面積などについて、紙芝居を使って、来場者である小学生、親子連れ、主婦、環境活動を行っている人などに実施。また映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の上映も行った。

＜展示の様子＞



その他各種セミナーなど

上記以外では、地球・人間環境フォーラムが主催した森林関連のセミナー・勉強会・シンポジウム、さらに別団体が開催するイベントなどで、当キャンペーンのちらしを配布した。

■木づかい祭りだ。全員集合

期間：2010 年 11 月 4 日～5 日

場所：東京大学 弥生講堂

主催：NPO 法人活木活木森ネットワーク

■シンポジウム「みんなで守り育む世界の森 ―企業と NGO/NPO のパートナーシップによる森林保全活動―」

日時：2011 年 1 月 18 日（火）

場所：JICA 地球ひろば講堂

主催：環境省・地球・人間環境フォーラム

参加者：約 80 名

■木の博覧会がやってきた 2011 in あさぎり

日時：2011 年 2 月 5 日～13 日

場所：熊本県あさぎり町

主催：木の博覧会がやってきた 2011 in あさぎり実行委員会

1-3 不特定多数の国民に対する情報提供

映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の配布や教材を使用した実施事例を収集していることについて、主要メディアへ知らせた。

1. 情報を提供した主要なメディアリスト

- 朝日新聞
- 読売新聞
- 毎日新聞
- 東京新聞
- 日刊木材新聞
- 産経新聞
- エスブレ『O:kun』編集部
- GREENSTYLE 事務局
- (株) 日報アイ・ビー
- (株) 木楽舎
- (株) オルタナ
- 環境新聞社
- (株) 家具新聞社
- 共同通信
- 教育新聞社
- 日本教育新聞社
- 教育家庭新聞社
- 全国教育新聞
- 教育情報新聞
- 兵庫県教育新聞社
- 日教組教育新聞

2. 広告掲載

今回広告を掲載した『ビッグイシュー』は、ホームレスの人々に収入を得る機会を提供する事業で、月 2 回発行される雑誌を、路上でホームレスが販売している。連載記事のほかに、毎号特集が変わる。扱われる内容は、環境、人権問題などさまざまな社会問題を扱っている。読者は女性が約 70%を占める。ビッグイシューが実施したアンケート調査によると、ビッグイシューの読者が興味のあることのトップが「環境・エコロジー」とあり、読者には環境への意識が高い層が多いことがうかがえる。また一冊の雑誌のページ数は約 35 ページと、ページが少ないため、広告を掲載した際にも目にとまる確率が高いだろうということ、また 9 月には、「森へ行く」という森に関連する特集が企画されていることから、この雑誌への広告掲載を決め、実施した。

■ビッグイシュー日本版 150 号「特集：森へ行く」（2010 年 9 月 1 日発行）

広告

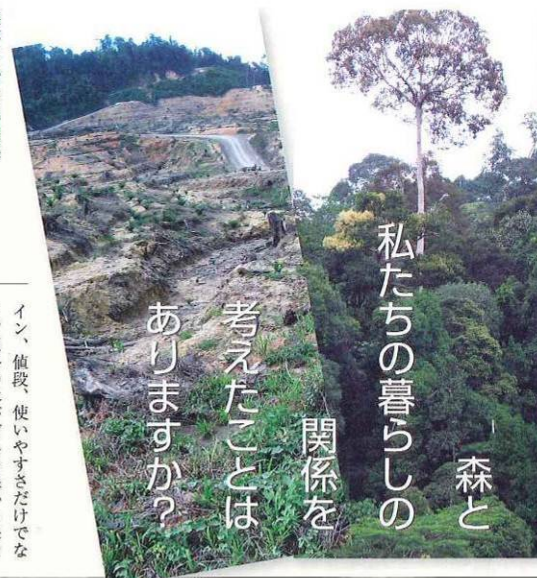
森林と私たちの関係
「森」という言葉から何を連想するでしょうか。癒しを求める場所。いろいろな動物や植物が生息する聖域――。

森林は、都会からは遠い、私たちの暮らしとは普段は関係のないものと感じるかもしれません。しかし実は、私たちの毎日の生活は多くの森のめぐみに支えられています。たとえば、身近なテーブルやベッド、本棚などの家具、家のフローリングや柱、毎日使う紙製品など、多くのものが木を原料にしています。ではこれらの木製品はどこから来たのでしょうか。家具や紙製品を買う時、デザ

イン、値段、使いやすさだけでなく、原料の木がどんな森から来たのかに思いをめぐらせたことはありますか？

世界の森は今
日本は国土の約 70% が森に覆われた世界有数の森林大国です。しかし私たちが日々使う木材・木製品の 8 割は海外から輸入されています。そして世界では、毎年、北海道の面積と同じぐらいの森林が減少しています。5 年間で日本が一つ消える位のスピードで森が消えているのです。

森林がなくなることは、森に生きたる多様な生き物や、地域の人びとの生活までも脅かします。また



森と
私たちの暮らしの
関係を
考えたことは
ありますか？

森林減少の原因の一つに「違法伐採（法律に反して伐採すること）」があります。違法伐採が続くと、守るべき貴重な森林もなくなってしまうのです。

木が切られて、運ばれ、製品になってお店に並ぶまでは、多くのグローバルな規模で行われているために、遠い海外の原産地から私たちの消費者のもとに製品が届くまでの間の情報は、とても見えにくくなっています。私たちが、もし木材製品を通じて無意識のうちに、世界の森林破壊や違法伐採に関わっているとしたら……とても悲しいことです。

食品のトレーサビリティは、食の安全ということから重視されてきています。同じように木材製品についても、トレーサビリティについて考えてみませんか？ 木材の流れを明らかに、持続可能にするために、私たちフェアウッドパートナーズは活動しています。

フェアウッドとは

フェアウッドとは、伐採地の森林環境や地域社会に配慮した木材・木材製品です。具体的には、①修理・再生した木製品 ②古材や廃材を再利用した木製品 ③最低限、違法伐採でない木材 ④近くの森から生産された木材 ⑤地域住民が自ら適切に森林管理している木材 ⑥信頼できる第三者機関の森林認証を受けた木材などです。

本来、森は成長するもので、適切に管理して「持続可能」な範囲で利用されていけば、森林再生が行われ、木材を使い続けることができます。フェアウッドを選び、使うことで、世界の森林を守ることができのです。

フェアウッド・コンシューマーになろう！

消費者として、世界の森を守るためにできることはなんでしょうか。政府は、2006 年から国などが調達する木材や木材製品については、合法性や持続可能性が証明されたものを購入しなければならぬという措置を導入しました。しかし、これは木材の市場シェアのわずか約 2% にすぎません。ですから、私たち一人ひとりの消費行動が大切です。

買ったものは長く使う ②中古品、廃材、古紙を選ぶ ③出所の不明なものを買わない ④近くのものを選ぶ（地産地消）⑤認証マークのある製品を選ぶ ⑥会社の方針を見て選ぶなどがあります。

そして、木製品を買う時や、いつか家を建てる時には、ぜひメーカーに「この木材はどこから来たのですか？ その森林は、持続可能な管理をされていますか？」と聞いてみてください。私たち消費者が環境や森林の問題に関心があり、持続可能な森林の管理をサポートしたい、というメッセージを伝えることが、木材を大量に輸入し販売している企業を動かす、世界の森林破壊にストップをかけることにつながるのです。

ぜひフェアウッド・コンシューマーになって、持続可能な森林の管理を支え、世界の森林を守る力になってください。

映像教材 『人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること』※

世界の森林減少と私たちの暮らしのつながりについて学べる環境教育用の教材を作成しました。DVD（20 分）に解説書が付き、対象は中学生以上、無料で配布しています（送料は申込者負担）。講師を派遣する出前講座（無料）も実施しています。森や環境に関心のある市民グループなど小規模でも構いません。お気軽にお問い合わせください。

詳細 URL：（ウェブ上で視聴もできます）
www.gef.or.jp/activity/forest/world/dvd_hitotoki.html

※この教材は、フェアウッド・パートナーズが環境省と実施している「木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン」の一環として作成したものです。

本の流れから、未来をつくる。
FAIRWOOD PARTNERS
フェアウッド・パートナーズ

フェアウッド・パートナーズ
<http://www.fairwood.jp>
E-mail: info@fairwood.jp
Tel: 03-3813-9795

（地球・人間環境フォーラム内フェアウッド担当まで）

フェアウッド・パートナーズは、
（財）地球・人間環境フォーラムと
国際環境 NGO FoE Japan の共同プロジェクトです。

その他の広告掲載誌

■Monthly Progress No. 77 11 月号 (2010 年 10 月 10 日発行)

エステティックサロンの経営者対象の業界紙(発行部数:20000 部/全国)で開始された「CSR プロジェクト Earth Beauty」にて広告掲載。

no.77

ESTHETICS WIRED | ADVERTISING PLACEMENT

24

たつた5年で日本の総面積分の森が喪失 深刻化する世界の森林減少

世界の森林は、日々減少しています。その原因のひとつは海外で行われている違法伐採です。違法伐採された木材が、私たちが暮らす世界に持ち込まれることが増えています。違法伐採された木材が、私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、私たちができることを考えてみましょう。

違法伐採とは、法律で定められたルールを無視して森林を伐採することです。違法伐採された木材は、市場に流通し、私たちの暮らしに利用されています。違法伐採された木材は、森林の生態系を破壊し、生物多様性を失わせ、気候変動の原因となります。

違法伐採を防ぐためには、消費者が木材の産源を調べる必要があります。FSC(森林管理協議会)やPEFC(持続可能な森林管理協議会)などの認証を受けた木材を選ぶことが大切です。

また、木材の消費量を減らすことも有効です。木材の再利用や、木材の代替品を使用することが、森林の保護に貢献します。

違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。木材の産源を調べるだけでなく、木材の消費量を減らすことも大切です。違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。



日本にも違法伐採された木材が!

日本の森林の約70%は国有林ですが、国有林以外の森林は、違法伐採の被害に遭っています。違法伐採された木材は、市場に流通し、私たちの暮らしに利用されています。違法伐採された木材は、森林の生態系を破壊し、生物多様性を失わせ、気候変動の原因となります。

違法伐採を防ぐためには、消費者が木材の産源を調べる必要があります。FSC(森林管理協議会)やPEFC(持続可能な森林管理協議会)などの認証を受けた木材を選ぶことが大切です。

また、木材の消費量を減らすことも有効です。木材の再利用や、木材の代替品を使用することが、森林の保護に貢献します。

違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。木材の産源を調べるだけでなく、木材の消費量を減らすことも大切です。違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。

人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること～

世界の森林は、日々減少しています。その原因のひとつは海外で行われている違法伐採です。違法伐採された木材が、私たちが暮らす世界に持ち込まれることが増えています。違法伐採された木材が、私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、私たちができることを考えてみましょう。

違法伐採を防ぐためには、消費者が木材の産源を調べる必要があります。FSC(森林管理協議会)やPEFC(持続可能な森林管理協議会)などの認証を受けた木材を選ぶことが大切です。

また、木材の消費量を減らすことも有効です。木材の再利用や、木材の代替品を使用することが、森林の保護に貢献します。

違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。木材の産源を調べるだけでなく、木材の消費量を減らすことも大切です。違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。

人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること～

世界の森林は、日々減少しています。その原因のひとつは海外で行われている違法伐採です。違法伐採された木材が、私たちが暮らす世界に持ち込まれることが増えています。違法伐採された木材が、私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、私たちができることを考えてみましょう。

違法伐採を防ぐためには、消費者が木材の産源を調べる必要があります。FSC(森林管理協議会)やPEFC(持続可能な森林管理協議会)などの認証を受けた木材を選ぶことが大切です。

また、木材の消費量を減らすことも有効です。木材の再利用や、木材の代替品を使用することが、森林の保護に貢献します。

違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。木材の産源を調べるだけでなく、木材の消費量を減らすことも大切です。違法伐採を防ぐためには、私たち一人ひとりが意識を高める必要があります。



●特定非営利活動法人ADRA Japan

概要・説明 「のど」のなかの「のど」を育てる。ADRA Japanは、約120カ国に広がるネットワークを通じて、国際協力を行っています。世界中の子どもたちに、安全な水と衛生を届けるために、人権・教育・保健の分野で活動しています。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-11-1
TEL: 03-5410-0045
http://www.adra-japan.org



●社団法人 日本ユネスコ協会連盟

概要・説明 「のど」のなかの「のど」を育てる。UNESCOは、世界の文化遺産と自然遺産を保護するために活動しています。ユネスコ世界遺産に登録された場所を、後世に伝えるために活動しています。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-11-1
TEL: 03-5410-0045
http://www.unesco.or.jp



●財団法人 地球・人間環境フォーラム

概要・説明 地球環境問題に関する科学的調査・研究、その成果の普及・啓発、政策提言に取り組んでいます。地球環境問題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、行政、企業、NPO・NGO、メディア等との連携・ネットワークづくりを進めています。

〒113-0033 東京都文京区湯島3-43-16
TEL: 03-3813-9735
http://www.gef.or.jp



●WWFジャパン (財) 世界自然保護基金ジャパン

概要・説明 WWFは、約100カ国で活動している自然保護団体です。1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来を築くことをめざして、地球上の生物多様性を守ることに注力しています。自然保護や野生生物の保護に注力しています。

〒106-0014 東京都港区赤坂1-14-6F
TEL: 03-3769-1241 (10:00-17:30受付)
http://www.wwf.or.jp



●特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター (JANIC)

概要・説明 国際協力NGOセンター (JANIC) は、国際協力NGOの支援や情報提供を行っています。国際協力NGOの活動の促進や、国際協力NGOのネットワークの構築に活動しています。

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田3-3-18
TEL: 03-5262-2911
http://www.janic.org/

マンスリー・プログレス ～CSRプロジェクト:Earth Beauty～

いまだ、社会では企業のCSR活動に大きな関心が高まっています。サロンのオーナー様においても経営者として、また消費者として大きな関心事のひとつだと思います。そこで、株式会社クエストは「消費者向け広報活動支援プログラム」を提供します。これは上記に掲げた5つの目標を2010年4月より1年間に渡って広報支援させて頂くプロジェクトです。これを機会として読者の期待に少しでもおこたえたいと考えています。(株式会社クエスト CSR推進プロジェクト担当)

■Ecocolo 2010 July No.50

フェアウッド・コンシューマーになろう!

私たち消費者の心掛けが、サステナブルな社会をつくる第一歩です。



- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| 1. 余計なものは買わない (Reduce) | 4. 近くのものを選ぶ (地産地消) |
| 2. 中古品、廃材、古紙を選ぶ (Reuse, Recycle) | 5. 認証マークのある製品を選ぶ |
| 3. 出所の不明なものは買わない | 6. 販売会社の方針を見て選ぶ |



フェアウッド・カフェに行こう!

フェアウッド・パートナーズでは、「Life with forest (森と共に暮らす)」をコンセプトにしたお店「フェアウッド・カフェ」を、イベントや店舗で展開しています。森林産品のコーヒーや茶の抽出に木材を使用したフードメニューも、フェアウッドで作られたテーブルとチェアでくつろぎながら楽しめるスペースでは、本エッセイも開催中。出店やその他のイベント情報など詳細はwebサイトに。



フェアウッド・パートナーズ

〒113-0033 東京都文京区本郷3-43-16 成田ビル3F (地産・人間環境フォーラム内)
TEL: 03-3813-9735 FAX: 03-3813-9737 E-mail: info@fairwood.jp

<http://www.fairwood.jp>

*フェアウッド・パートナーズは、財団法人 地産・人間環境フォーラムと
国際環境 NGO Fair Japan の共同プロジェクトです。

木の流れから、
未来をつくる

たとえば、あなたが使っているテーブル。それはどこに生えていた木からできて、どこで作られた物なのでしょうか。ひとつの物を作るために、世界中のたくさんの人がかかわるようになっている今、原産地から消費者のもとに物が届くまでの間の情報は、とても見えにくくなっています。特に木材については、違法な伐採が地球温暖化を促し、豊かな森に暮らす生きものや人を脅かすことから、その流通について、これから注目が高まっていくでしょう。

フェアウッドとは、伐採地の森林環境や地域社会に配慮した木材・木材製品のことで、未来を守るために、フェアウッドを選んでみませんか?



環境保全、人材育成、自然環境キャンペーン... 興味はあるけど、おれに参加したいのめんどい... しかも、みんなのつながりが面倒くさそう! そんな心配はもういりません。多くのNPO/NGOキャンペーンの中から、毎月ひとつを厳選、わかりやすく紹介します。しかも、エココロを言うだけでキャンペーンに参加できる自動参加型*。エココロは、有意義な活動をするNPO/NGO、そしてなにより関心くさる層のみなさんを応援します。

*無料と上げが参加費(送料のみ)で、その費用に寄付金としていれられます。

モノがあらわれているからこそ、大切にならなくてはならない。フェアウッド・パートナーズは、木材や木材製品に着目し、その流れをサステナブルなものにしていく活動する団体です。木材を扱う企業へのアドバイスはもちろん、木材製品が私たちの手に渡るまでを幅広いドキュメンタリー映画の上映や、フェアウッド・カフェの展開など、一般消費者に向けた情報も発信中。あなたの暮らしにも、フェアウッドを取り入れてみませんか?

制作協賛: Balance Entertainment

Donate Now!

NPO/NGO キャンペーンおうえんプログラム

Vol.40 フェアウッド・パートナーズ

第 2 章 業界団体等の印刷物への情報掲載

合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の需要拡大を図るため、木材関連団体、家具関連業界、環境関係団体等に、環境省作成のポスター及びチラシ「世界の森林は刻々と減少しています」等、森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化についての情報を提供し、問題意識を啓蒙し、取組を促すと共に広報誌等、印刷物への掲載への依頼を実施した。また、出前講座や映像教材「人と木ー世界の森林を守るために、今私たちができること」が提供できる旨を伝えた。

2-1 情報の提供先

1. 木材・家具関連業界団体

- 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
- (社) 全国木材組合連合会
- (中) 全国木材検査・研究協会
- (社) 日本家具工業連合会
- (社) 日本建設業団体連合会
- 日本合板工業組合連合会
- (社) 日本木造住宅産業協会
- 日本木材輸入協会
- 社団法人日本家具工業連合会
- 全国家具卸組合連合会
- 全日本家具商組合連合会
- 社団法人国際家具産業振興会
- 社団法人インテリア産業協会
- 社団法人日本オフィス家具協会
- 日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会
- 社団法人日本産業訓練協会
- 全日本ベッド工業会
- 日本合板工業組合連合会
- 日本繊維板工業会
- 日本チェーンストア協会
- 全国建具組合連合会
- 社団法人日本機械工業連合会
- 社団法人全国木工機械工業会
- 日本機械鋸・刃物工業会
- 全日本木工機械商業組合
- 日本木工機械協同組合
- 中部木工機械工業会
- 大阪木工機械協同組合
- 広島木工製材機械協会
- 日本百貨店協会
- ウレタンフォーム工業会
- 社団法人日本合成樹脂技術協会
- 東京椅子張同業者組合連合会

- 板硝子協会
- 全国家具金物組合連合会
- 日本接着剤工業会
- 社団法人日本D I Y協会
- 社団法人日本塗料工業会
- 社団法人プレハブ建築協会
- 社団法人全国木材組合連合会
- 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
- 社団法人日本インテリアデザイナー協会
- 日本インテリアファブリックス協会
- 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 社団法人日本能率協会
- アメリカ広葉樹輸出協会
- 日本プリント・カラー合板工業組合
- 全国機械用刃物研磨工業協同組合
- 社団法人日本木材加工技術協会
- 財団法人伝統的工芸品産業振興協会

2. 都道府県地球温暖化防止活動推進センター

No.	地球温暖化防止活動推進センター名	所属団体名
1	全国地球温暖化防止活動推進センター	財団法人日本環境協会
2	北海道地球温暖化防止活動推進センター	財団法人北海道環境財団
3	ストップ温暖化センターあおもり	特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター
4	岩手県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて
5	ストップ温暖化センターみやぎ	財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
6	秋田県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム
7	山形県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境ネットやまがた
8	福島県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人超学際的研究機構
9	茨城県地球温暖化防止活動推進センター	社団法人茨城県公害防止協会
10	栃木県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人栃木県環境技術協会
11	群馬県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人地球温暖化防止ぐんま県民会議
12	埼玉県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉
13	千葉県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人千葉県環境財団
14	東京都地球温暖化防止活動推進センター	財団法人東京都環境整備公社
15	神奈川県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人かながわアジェンダ推進センター
16	新潟県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人新潟県環境保全事業団

17	山梨県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人フィールド'21
18	静岡県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人アースライフネットワーク
19	富山県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人とやま環境財団
20	石川県地球温暖化防止活動推進センター	社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議
21	福井県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人エコプランふくい
22	長野県地球温暖化防止活動推進センター	社団法人長野県環境保全協会
23	岐阜県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人岐阜県公衆衛生検査センター
24	愛知県地球温暖化防止活動推進センター	社団法人環境創造研究センター
25	三重県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人三重総合環境研究センター
26	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人淡海環境保全財団
27	京都府地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
28	大阪府地球温暖化防止活動推進センター	財団法人大阪府みどり公社
29	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人ひょうご環境創造協会
30	奈良県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会
31	和歌山県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク
32	島根県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人三瓶フィールドミュージアム財団
33	岡山県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人岡山県環境保全事業団
34	脱温暖化センターひろしま	財団法人広島県環境保健協会
35	山口県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人山口県予防保健協会
36	香川県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人香川県環境保全公社
37	愛媛県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会
38	高知県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境の杜こうち
39	福岡県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人九州環境管理協会
40	佐賀県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人温暖化防止ネット
41	長崎県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎
42	熊本県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター
43	大分県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人地域環境ネットワーク
44	宮崎県地球温暖化防止活動推進センター	特定非営利活動法人宮崎文化本舗
45	鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター	財団法人鹿児島県環境技術協会
46	気候アクションセンターおきなわ	財団法人沖縄県公衆衛生協会

3. サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク (NSC) 会員企業

NSC は、事業者、NGO、学識者を会員に、さまざまなサステナビリティ・コミュニケーションに

関する研究・情報発信を行う団体。会員には環境や CSR への問題意識が高い企業や団体が所属する。NSC 会員 135 団体・個人に環境省のパフレットとちらしを送付し、出前講座実施などを働きかけたほか、その後電子メール等でもフォローアップを実施した。

<NSC 会員一覧> (2011 年 3 月時点)

学識者 (20 名) (所属大学名のみ掲載)

愛知大学／桜美林大学／大阪大学大学院／大阪学院大学／京都大学／近畿大学／神戸大学大学院／国際基督教大学／淑徳大学／中央大学／中央大学専門職大学院／帝京大学／東京大学／東京工業大学／東北大学大学院／福岡大学／横浜国立大学／立教大学／麗澤大学／麗澤大学

非営利団体 (11 団体)

NPO 法人環境カウンセラー会ひょうご／環境監査研究会／(財)キープ協会／グリーンリポーティング・フォーラム／グローバル・ソリューション研究所／(社)埼玉県環境検査研究協会／(財)世界自然保護基金ジャパン／(財)地球環境戦略研究機関 持続性センター／(社)日本能率協会／(財)日本品質保証機構／バルディーズ研究会

企業等 (104 団体)

あいおい損害保険(株)／アサヒビール(株)／味の素(株)／アスクル(株)／KPMG あずさサステナビリティ(株)／(株)アストクリエイティブ／出光興産(株)／(株)I N A X／(株)インターリスク総研／(株)エコマネジメント研究所／(株)N T T データ／大阪ガス(株)／(株)大林組東京本社／(株)岡村製作所／オムロン(株)／花王(株)／(株)学習研究社／カシオ計算機(株)／鹿島建設(株)／(株)環境管理センター／キッコーマン(株)／共同印刷(株)／キリンホールディングス(株)／(株)キングジム／(株)クレアン／廣告社(株)／コニカミノルタホールディングス(株)／サントリー(株)／(株)ジェイペック／(株)資生堂／(株)島津製作所／清水建設(株)／シャープ(株)／信越ポリマー(株)／(株)新日本サステナビリティ研究所／スーパーバッグ(株)／生活協同組合連合会ユーコープ事業連合／生活協同組合コープながの／生活協同組合コープネット事業連合／(株)西友／積水化学工業(株)／積水ハウス(株)／(株)セブン&アイ・ホールディングス／ソニーファシリティマネジメント(株)／(株)損害保険ジャパン／大成建設(株)／(株)大和証券グループ本社／(株)大和総研／宝酒造(株)／田辺三菱製薬(株)／中央化学(株)／(株)ツムラ／帝人(株)／(株)DDD パートナーズ／(株)テクノアソシエ／東京急行電鉄(株)／T O T O(株)／東洋インキ製造(株)／東洋製罐(株)／監査法人トーマツ／(株)トクヤマ／トステム(株)／凸版印刷(株)／トヨタ自動車(株)／(株)虎屋／(株)ナナオ／日産自動車(株)／(株)ニッセイ基礎研究所／日本水産(株)／日本生活協同組合連合会／日本精工(株)／日本電気(株)／日本ハム(株)／日本郵船(株)／日本ユニシス(株)／(株)博報堂／パナソニック(株)／(株)日立製作所／(株)日立ハイテクノロジーズ／広島ガス(株)／富士重工業(株)／富士ゼロックス(株)／富士通(株)／富士通エフ・アイ・ピー(株)／富士レビオ(株)／プリンス電機(株)／(株)フルッタフルッタ／(株)フルハシ環境総合研究所／本田技研工業(株)／前田建設工業(株)／みずほ情報総研(株)／(株)三越／三菱商事(株)／三菱電機(株)／三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)／ミニストップ(株)／みやぎ生活協同組合／(株)山武／ユニ・チャーム(株)／横河電機(株)／ライオン(株)／(株)リクルート／(株)リコー／(株)菱食

4. 環境を考える経済人の会 21 (B-LIFE21) 会員企業

B-LIFE21 は、環境問題に積極的に取り組む日本の代表的企業の経営者で結成している環境 NGO。

<B-LIFE21 会員一覧> (2011 年 3 月時点)

佐川急便／損害保険ジャパン／富士ゼロックス／オムロン／トヨタ自動車／東京電力／東京ガス／アサヒビール／JR 東日本／セコム／大林組／イオン／コスモ石油

5. 日本環境ジャーナリストの会会員

日本環境ジャーナリストの会は、環境問題に関心を持つジャーナリストに研究と情報交換の場を提供すること、また国内のみならず地球規模の環境問題についてもより深く学び、専門分野を越えたジャーナリスト同士の交流を深めることを目指す団体。日本環境ジャーナリストの会の会員は、約 80 名で、新聞・テレビ・雑誌の記者のほかに、ニュースキャスター、フリーのアナウンサーやライター、出版社編集者、NGO・NPO 関係者、広告代理店の社員なども在籍している。

<会員所属先一例>（順不同）

朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社、日本農業新聞、エネルギージャーナル社、日本インターネット新聞社、埼玉新聞、共同通信社、日刊工業新聞、日本農業新聞、(社)日本環境教育フォーラム、集英社インターナショナル、博報堂、中央法規出版(株)、フリーランスジャーナリスト

環境省発行のちらしを、地球・人間環境フォーラムが主催した「シンポジウム生物多様性と企業の役割～認証パーム油の最新動向」（後援：環境省、農林水産省）の案内を業界各社へ送付した際に同封し、世界の森林減少についての情報提供を実施した。送付数は、260 件。

■家具新聞

2010 年 11 月 5 日

家具新聞 2010 年（平成22年）11月5日（金）第1571号 4面
http://www.kagu-news.com

「森林と暮らしについて学ぶ」 キャンペーン実施中

フェアウッド・パートナーズ

国際環境NGO「FoE Japan」と（財）地球・人間環境フォーラムが共同で実務を行っている「フェアウッド・パートナーズ（フェアウッド）」では、持続可能な木材調達の流れをつくり、ビジネスをクリンで、グリーンなかに変えていくことを目的に活動を展開している。

現在、フェアウッドでは世界の森林問題について、木材を通して多くの方に知ってもらいたいと出前講座の実

施やイベントへの出展などの活動を、環境省との共同のキャンペーンとして実施。その内容について、木材と関わる家具関連企業に対して広く周知することにも、参加を呼びかけている。

▼映像教材「人と木」世界の森林を守るため、今私たちにできること」の配布
フェアウッド・パートナーズの実施団体の一つである地球・人間環境フォーラムは、2009年度の環境省事

業として、映像教材「人と木」世界の森林を守るため、今私たちにできること」を作成している。
DVDには、森林減少問題に関する解説とデータ、さらに授業を実施する際のヒントを収録した副教材も付いており、高校や大学などで地球環境問題を取り上げる際や環境問題に関心のある人や、企業での勉強会などでも活用できるものとなっている。

▼講座「木材から森を学ぼう」の実施（無料）
例えば、消費者として、世界と日本の森林保全のために何をできるのか、毎日の暮らしで使う紙や木材製品選びから考えるきっかけ作りを手伝う。
また、木材を調達している企業からは、木材調達を確認するため、のノウハウについての相談を受け付けている。

講座メニューとして、映像教材「人と木」を活用したワークシヨップ形式、または映像と講義を組み合わせた方法などさまざまで、希望にあわせてカスタマイズもできる。また、映像「木の来た道」の上映会やトークシヨと組み合わせることも可能。2011年3月までならば、無料（交通費含む）で講師を派遣する。

▼パンフレット、チラシなどの配布
森林減少問題について、わかりやすくまとめたパンフレットやチラシがあり、イベント等での配布の要望に応じている。
▼問い合わせ
フェアウッド・パートナーズ事務局
・地球・人間環境フォーラム 根津、坂本
TEL: 03-3381-3197
・国際環境NGO FoE Japan 三柴
TEL: 03-6800-7172

■「グローバルネット」234 号（平成 22 年 5 月号）

発行：地球・人間環境フォーラム

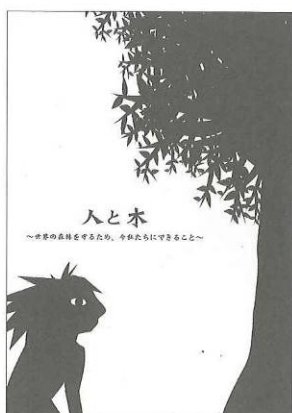
映像教材(DVD)

人と木

～世界の森林を守るため、今私たちにできること～

地球・人間環境フォーラムは、環境省事業「木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン」の一環として、世界の森林減少問題を考えてもらうための、映像教材(DVD)を製作しました。

DVDには、森林減少問題に関する解説とデータ、さらに授業を実施する際のヒントを収録した副教材も付いています。高校や大学などで地球環境問題を取り上げる際、さらに環境問題に関心のある方や、企業での勉強会などでもご活用いただけます。



映像構成(長さ:20分)

- 第1章 森林の役割／森林と人間
- 第2章 世界の森林減少と日本の木材利用
- 第3章 私たちにできること

副教材(マニュアル構成)

- 教材の活用の仕方
- 授業のすすめ方のヒント
- 映像補足説明
- 参考リンク 等

対象

高校生以上
(推奨は高校生以上ですが、小学校高学年以上であれば理解できる内容があります)

費用

送料のみ負担

製作：地球・人間環境フォーラム

発行：環境省

申し込み方法

本教材をご希望の方は、郵送にて80円切手を同封の上、＜映像教材「人と木」希望＞として、氏名、所属、郵便番号、住所、TEL／FAX、Eメールを記載の上、地球・人間環境フォーラムまでお申し込みください。

問い合わせ

地球・人間環境フォーラム(担当:根津、坂本)
〒113-0033
東京都文京区本郷3-43-16 成田ビル3F
TEL:03-3813-9735 FAX:03-3813-9737
E-mail:contact@gef.or.jp

編集後記

▶銀座で活躍するミツバチ、銀バチたちがさまざまな物語を紡ぎ出しています。2005年、銀座3丁目の紙パルプ会館の屋上で始まったプロジェクトは、周辺のビルの屋上菜園、農村との交流、福祉作業所との連携にも発展しています。銀バチたちが貯めてくれた蜂蜜は、米粉と蜂蜜のロールケーキ、カステラ、マドレーヌとメニューは増えるばかりです。小さな昆虫が銀座で巻き起こしている出来事とそれを支える人びとを特集しました。

▶中国の世界銀行に対する出資比率拡大が決まり、議決権シェアがドイツ、英国等を抜いて第3位になるそうだ。今後ほかの開発金融機関も同様になるのだろうか。とくに同国が絡むプロジェクトには問題指摘が多い。時によって先進国と途上国を使い分けるようなことはやめて、プロジェクトの環境社会配慮にも第3位の實力を示す責任がある。良い事例があればどんなまねしたらよいと思う。

(良)



皆さまに 支えられる 財団活動

月刊環境情報誌「グローバルネット」の購読だけをご希望の方には、年間1万5,000円で毎月お届けします。詳しくは、財団事務局(電話03-3813-9735)までお問い合わせ下さい。

グローバルネット

2010年5月号 通巻234号

発行 2010年5月15日
(月刊/毎月15日発行)

発行人 岡崎 洋

発行所 (財)地球・人間環境フォーラム
〒113-0033
東京都文京区本郷3-43-16
Tel. 03-3813-9735
Fax. 03-3813-9737
URL:www.gef.or.jp
E-mail:globalnet@gef.or.jp

購読料 年間15,000円(消費税・送料込み)
(当財団会員の購読料は、会費に含まれております。)

■「グローバルネット」238 号（平成 22 年 9 月号）

発行：地球・人間環境フォーラム

木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン実施中！

紙や家具など毎日の暮らしに欠かせない木材製品はどこからやってくるのでしょうか？
刻々と減少する世界の森林の現状や違法伐採が木材製品とどうつながり、私たちは何が
できるのでしょうか？

責任ある消費者として、木材製品の由来に目を向け、選んで買ってみることが、世界の森林
の破壊を食い止めるための第一歩です。フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林問題
を多くの人に知ってもらいたいと出前講座の実施や、教材の無料配布などを行っています。

映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の無料配布

世界の森林減少問題を 20 分間で理解できる映像教材です。解説・データ、さらに授業を実施する際
のヒントを収録した副教材もついています。高校や大学などで地球環境問題を取り上げる際、さらに環
境問題に関心のある方や企業での勉強会でもご活用いただけます。

映像構成	20 分
第 1 章 森林の役割、森林と人間	7 分 21 秒
第 2 章 世界の森林と日本の木材利用	4 分 20 秒
第 3 章 私たちにできること	8 分 40 秒

本教材は web で、視聴・入手できますが、DVD と副教材を送付することも可
能です(送料のみ申込者負担)。詳細は、以下の URL をご覧ください。
www.gef.or.jp/activity/forest/world/dvd_hitotoki.html



学習指導案(授業実施事例)の募集

実際にこの映像教材を活用した授業を実施した際の授業実施事例を収集し、優良事例集を作成します。す
でに自然環境学習などユニークな授業をされている場合であれば、その中でいかにこの教材を活用できるかな
ど、それぞれが工夫をこらした授業案を発表できる場としてもご利用いただけます。優良事例集は、環境省や
地球・人間環境フォーラムを通じて広めていく予定です。募集の詳細は、以下の URL をご覧ください。

www.gef.or.jp/activity/forest/world/dvd_hitotoki.html

講座「森林と私たちの暮らしのつながりについて学ぼう」の実施

森、生物多様性、環境について社内や団体、学校で学んでみませんか。

例えば、消費者として、世界と日本の森林保全のために何をできるのか、毎日の暮らしで使う紙や
木材製品選びから考えるきっかけ作りをお手伝いします。また、木材を調達している企業の方々か
らは、木材調達を確認するためのノウハウについてのご相談をお受けします。

講座メニューとしては、映像教材「人と木」を活用したワークショップ形式、または映像と講義を
組み合わせた方法などさまざまです。ご希望にあわせてカスタマイズできます。2011年3月ま
でならば、無料(交通費含む)で講師を派遣いたします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

地球・人間環境フォーラム

(担当：根津・坂本)

TEL.03-3813-9735 FAX.03-3813-9737

Eメール: contact@gef.or.jp URL: <http://www.gef.or.jp>

この活動は、環境省事業「木材調
達のグリーン化普及啓発キャンペ
ーン」の一環として、環境省と
共同で実施しています。

編集後記

▶日常生活の中で具体的に取り組むことが難し
い生物多様性の問題について、高校生はどの
ように関わっているのだろう。恒例となった千葉
商科大学主催の全国高校生環境スピーチコン
テストで、その意識の高さに驚かされました。

愛知県で 10 月、生物多様性の国際会議が開
かれることから、この難解なテーマが選ばれまし
たが、北海道・標茶でのエゾシカ、埼玉県川越市
の伊佐沼の汚染の問題と、紹介したスピーチの
概要をぜひお読みください。

(H)

▶わが家に太陽光発電を設置してまる 4
年。故障もなく先月末に累積発電総量が
8,000kWh となった。ただし、9 月になっ
ても猛暑日と熱帯夜が続く炎暑の今夏は
連日エアコンを使わざるを得ず、残念なが
ら初めて日中の発電分をほぼ冷房に使い
切ってしまった。太陽エネルギーで室内
が涼しかったのはありがたいが、これから
は毎夏、太陽光発電分が冷房以外にまわ
せない酷暑が続くのだろうか。

(良)

皆さまに
支えられる
財団活動

月刊環境情報誌「グローバル
ネット」の購読だけをご希望
の方には、年間 1 万 5,000
円で毎月お届けします。詳し
くは、財団事務局(電話 03-
3813-9735)までお問い
合わせ下さい。

グローバルネット

2010 年 9 月号 通巻 238 号

発行 2010 年 9 月 15 日
(月刊 / 毎月 15 日発行)

発行人 岡崎 洋

発行所 (財)地球・人間環境フォーラム

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-43-16

Tel. 03-3813-9735

Fax. 03-3813-9737

URL: www.gef.or.jpEmail: globalnet@gef.or.jp購読料 年間 15,000 円(消費税・送料込み)
(当財団会員の購読料は、会費に
含まれております。)

■未来図書室.jp 課外活動プログラム紹介（ダイヤモンド社）

2008 年 10 月末～

<http://mirai-tosyositu.jp/program/2008/10/85/1.html>

未来図書室.jp

ホーム > 課外活動プログラム紹介 > 木材から森を学ぼう(グリーン木材調達キャンペーン&フェアウッド出前講座)

木材から森を学ぼう

（グリーン木材調達キャンペーン&フェアウッド出前講座）

紙や家具など毎日の暮らしに欠かせない木材製品はどこからやってくるのでしょうか？－…

財団法人 地球・人間環境フォーラム

紙や家具など毎日の暮らしに欠かせない木材製品はどこからやってくるのでしょうか？一刻々と減少する世界の森林の現状や違法伐採と木材製品とどうつながっているのかを知り、私たちが何ができるのか解決策を考える講座です。木材製品の由来に目を向け、選んで買ってみることが、世界の森林の破壊を食い止めるための第一歩です。

<講座構成メニュー>

学習机、紙、住宅、ガーデンファニーチャーなどを題材に、下記のようなメニューで講座は構成されます。ご希望にあわせてカスタマイズできます。

- (1) 世界の森林と日本の木材消費
- (2) 森林の持つ役割
- (3) 森林減少・劣化と違法伐採
- (4) 木材生産地の状況
- (5) 世界／日本の政府や企業の動き
- (6) 私たちにできること：買い手の責任と可能性
- (7) フェアウッド調達とは？

第 3 章 消費者団体への働きかけ

木材調達のグリーン化については、森林減少問題、違法伐採問題の理解が普及された上で、一般国民の消費活動につながっていくことが必要であることから、全国消費者団体連絡会及び同連絡会加盟の消費者団体の活動方針（行動計画など）に木材調達のグリーン化を位置づけてもらうために、上記団体に対し、森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化について情報提供・働きかけを行った。

3-1 消費者団体への情報提供

全国消費者団体連絡会及び同連絡会加盟の消費者団体に対し、環境省発行のちらし「世界の森林は刻々と減少しています」等による情報提供を行うとともに、出前講座の実施、広報誌等への記事掲載を呼びかけた。また、DVD 教材「人と木～世界の森林を守るために、今私たちにできること」を使用した出前講座実施についての働きかけを行った。

情報提供を実施した消費者団体一覧（計 37 団体）

- 全国消費者協会連合会
- （財）日本消費者協会
- 神奈川県県生活共同組合連合会
- 日本青年団協議会
- 全国大学生生活共同組合連合会
- 新日本婦人の会
- 日本婦人団体連合会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 日本生活共同組合連合会
- 東京都地域婦人団体連名（東京地婦連）
- NPO 法人グリーンコンシューマー東京ネット
- 主婦連合会
- 神奈川県県民部消費生活課普及推進班
- 東京都消費生活総合センター活動推進課
- 横浜市消費生活総合センター
- 愛知県消費者団体連絡会
- 石川県消費者団体連絡会
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- 愛媛県消費者団体連絡協議会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会
- (NPO)コンシューマーズ京都(京都消団連)
- 群馬県消費者団体連絡会
- 埼玉県消費者団体連絡会
- 静岡県消費者団体連盟
- 消費者団体千葉県連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- 富山県消費者団体連絡会

- 東京消費者団体連絡センター
- 鳥取県消費者大会実行委員会
- 長野県消費者団体連絡協議会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 山口県消費者団体連絡協議会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- 横浜市消費生活総合センター
- J A 全国女性組織協議会
- (社) 全国消費生活相談員協会
- (NPO) 日本消費者連盟

いくつかの団体は、DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の入手を希望した。しかしながら、出前講座を実施したいという要望はなかった。

3-2 消費者団体への個別の働きかけ

今年度は、環境への取組に熱心な生活協同組合（生協）への働きかけが有効と考え、パルシステム連合会、生活クラブ生協連合会、全国大学生生活協同組合連合会へ、まずは個別に学習会の実施などを呼びかけた。

結果としては、各生協は、多くの支部、そしてそれぞれの支部の組合員から構成されており、基本的には組合員の自主性を重んじているため、とりまとめを行っている連合会からトップダウン的に指示を出せない状況にあることがわかった。学習会などもテーマの可能性として情報を提供することはできるが、それ以上は、連合会としてはできないという答えだった。

第 4 章 環境教育への組み込み

昨年度作成した DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の配布と活用を喚起した。

4-1 映像教材についての広報・配布

地球・人間環境フォーラムやフェアウッド・パートナーズが持っているネットワークを活用し、メールにて、映像教材を提供できる旨、また活用実践事例を募集している旨などについて、お知らせを行った

1. 教材の配布実績

DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の団体種別ごとの配布数（2010 年 4 月～2011 年 3 月）

団体の区別	件数
NPO	42
温暖化センター	6
家具業界	1
環境施設	2
環境情報施設	11
企業	63
行政	6
小学校	2
中学校	7
高校	13
専門学校	1
大学	27
大学院	5
学生	2
学校	6
消費者団体	2
団体	17
メディア	5
個人	17
合計	228

注：1 か所に複数の部数を送っているケースもあるため、実際の配布枚数は 2010 年 4 月～2011 年 3 月の間で約 1,000 部。

2. 環境教育関連団体などへの働きかけ

また、特に環境教育について活動している団体への情報提供として、以下を実施した。

神奈川県高等学校総合学科教育研究会

総合学科は、普通科と専門学科に並ぶものとして、導入された学科で¹、総合高校が全国に存在している。総合学科では、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視している。学校によっては、「環境」という科目を設置しているところもある。そのような経緯から、普通科の高校よりは、環境問題を取り扱う可能性が高いということから、神奈川県立の総合高校での理事会の部会で働きかけを行った。いくつかの高校には、DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」を配布したが、それ以上のフィードバックを得られないまま、終了してしまった。

つなぐ人フォーラム

9 月 26～27 日に山梨県清里のキープ協会で開催されたフォーラム。環境教育などに関心のあるさまざまな分野から、約 150 名が参加。環境省のちらしや DVD 教材を配布した。また、その参加者から個別に DVD 教材の入手依頼もあった。

新しい環境学習をつくるネットワーク

高校の先生を主とした環境学習プログラムを作成するグループに対し、100 部の教材を提供。全国のメンバーへ送付。

4-2 インターネットでの視聴及び映像のダウンロード

地球・人間環境フォーラムのウェブサイト²より、映像教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の視聴、ダウンロードが章ごとにできるようにした。また地球・人間環境フォーラムの You tube サイト³での視聴も可能にした。再生回数は、第 1 章 250 回、第 2 章 137 回、第 3 章 192 回となっている（2011 年 3 月 23 日時点）。さらに環境省の YouTube サイト⁴からも視聴ができるようになっている。こちらのサイトでの再生回数は、第 1 章 949 回、第 2 章 355 回、第 3 章 351 回となっている（2011 年 3 月 23 日時点）。

4-3 学習指導案の事例集

DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」を配布した先に、実際に教材を授業やセミナーなどで使用した、実践例の収集を行った。幼稚園、高校、大学、NPO で使用した事例が収集できた。

これ以外に使用した感想などをアンケートとしても収集したが、教材の使用方法は、DVD を見せることにとどまっている場合も多い。または、副教材にある「授業の進め方のヒント」を活用して、授業を進めるなどであった。

当方が講師として、実施する出前講座などで、DVD 教材を使用する場合は、パワーポイントを活用することが多くある。すでに公開している教材や映像に追加して、このパワーポイントも地球・人間環境フォーラムのウェブサイトに公開し、活用してもらうようにする。

¹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/seido/04033101.htm

² http://www.gef.or.jp/activity/forest/world/dvd_hitotoki.html

³ <http://www.youtube.com/user/gefjp>

⁴ <http://www.youtube.com/kankyosho>

1. 事例集

①幼稚園

学校名	竹町幼稚園（東京都台東区）
対象とした学年	年中組、年長組
教科名	登園後の時間
授業時間	90 分
実施した際の生徒数	43 名

【教材を活用した日時・場所など】

2010 年 10 月 15 日 9:10～10:40

台東区立竹町幼稚園

同園の設立 80 周年に際し、国際環境 NGO FoE Japan が国内の人工林の間伐促進のために推進する『森のプレゼント』*による間伐材ベンチの寄贈を受け入れることとなり、寄贈イベントの中で本教材を使い、世界の森林について学ぶ講義を実施した。

※ 森のプレゼントとは

森のプレゼントはみんなの寄付金を集めて、管理がなされずに不健全な状態に陥った国内の人工林で間伐作業を行い、間伐材をみんなで使えるベンチにして、公園や幼稚園、学校などに寄贈するプロジェクトです。ベンチを一緒に組み立てて、大切に使うことで、みんなが日本の森の現状について知り、考えるきっかけとなります。

【講義の形式】

年中組、年長組各 20 名の児童と、その保護者計 80 名を対象とした。

年中組を A チーム、年長組を B チームとし、間伐材ベンチの組み立てと上映、講義を交互に行なった。（下記参照）

10/13	年中組	年長組	先生方へのお願い
9:10	ご挨拶（5 分）		園長先生ご挨拶
9:15～ 9:55	ベンチ組み立て【説明、作業】（40 分）	・ FoE Japan の紹介（5 分） ・ DVD 観賞『人と木』（20 分） ・ 木のシール作り（10 分） ・ 世界の森林のお話（5 分）	各チームの誘導 子どものシール作りのお手伝い
9:55～ 10:35	・ FoE Japan の紹介（5 分） ・ DVD 観賞『人と木』（20 分） ・ 木のシール作り（10 分） ・ 世界の森林のお話（5 分）	ベンチ組み立て【説明、作業】（40 分）	各チームの誘導、 子どものシール作りのお手伝い
10:35	閉会の挨拶（5 分）		園長先生ご挨拶

【視聴の様様】

プロジェクターで壁面に大きく投影。前に運動用マットを敷き、児童が座り、後ろに椅子を並べ

て保護者が着席して視聴した。



上映中、幼稚園の教頭先生がアニメーションのところで即興でナレーションを入れたことで、園児たちがより注視することが出来た。概ね下記の通り。

「あっ種がおちて芽が出てきたよ？大きなきになったね。」

「小さな動物は大きな動物のエサになり、大きな動物も自分より大きな動物のエサになりました。」

「強いライオンさんもいつかは倒れて、鳥たちのエサになって土に返っていきます。」

「昔の人たちは家を建てるために、最初、担いで木を運んでいましたが、みんなで引っ張って、動物に引かせて木を運ぶようになりました。」

「最初は斧でコンコン伐っていましたが、ノコギリになり、電動ノコギリで木を切るようになりました。」

「たくさん伐られた丸太は、トラックに載せられて、船に運ばれていきます。」

先生のアナウンスにのって、「鳥さんがでてきた」、「アリさんがでてきた」など、子ども達が積極的に映像から何かを読み取ろうとする姿勢がみられた。

アニメーション以外のところは園児たちには難しい内容だったが、保護者に対しては考えてもらえる内容だったと思う。

上映後、講師より情報の落とし込みを行なった

＜園児達に対して＞

- ・ どんな動物さんが出てきましたか？（キツネ、ライオン、鳥、アリなど）※元気よく手を挙げて
 - ここに出てきた、たくさんの動物の仲間達は山や森で仲良く暮らしています。僕達人間の勝手に、森を壊していくと、たくさんの仲間達が困ってしまいます。
- ・ 身の回りに木で出来たものは何があるか？（家、机など）※元気よく手を挙げて
 - お寺や神社など、みんなの、おじいさんのそのまたおじいさんよりも昔から、私たちは木を使って、森に感謝しながら生活してきました。また、山や森は、私たちに木をプレゼントしてくれるだけでなく、たくさん降った雨を一度ためて、ちょっとずつ川に流して、下流に住む私たちに水を届けてくれます。私たちも木や森がなくなると、とても困っ

てしまうのです。

＜保護者に対して＞

- ・ 身の回りにある木材製品、どこの森からやってきた木か、どこで作られたものか、わかるものはありますか？（分からない）
 - 残念ながら、今も違法伐採の恐れのある木材が日本に輸入されてきています。私たち消費者が、モノの原産地を確かめて買う、知ろうとすることで、映像に出てきたような、森林の減少を防ぐことが出来ます。
- ・ どういう木を選んで買えばいいでしょうか？
 - お子さん達が、もうすぐ小学校にあがりますね。机や本棚など、色々なものを購入されると思います。これから、お子さん達が長い間手に触れ、生活の一部として使うものです。産地が明確に分かる木製品、極力近くの森で取れた木製品など、森を元気にする木製品を選んであげてください。そして、それらを大切に使うようにしてください。お店に行ったときには、店員さんに、是非「どこで取れた木材ですか？」と聞くようにしてください。買う側が変われば、売る側も変わります。

②小学校（中学年・高学年）

作成者	茨城県消費生活センター 消費者教育啓発員
対象とした学年	小学校 中学年及び高学年

＜小学生向け 森林の役割と森林と人とのつながり＞

【考え方】

今から 10 年以上前に、水戸市の大学附属小学校 3 年生の「心の総合学習」『千波で遊ぼう』の学習の延長で行った親子学習会「千波湖の宝ものを探そう」で選ばれたのが「きれいな水」でした。そこで、「おいしい水を飲みに行こう」というテーマで、千波湖の上の笠原水源（江戸時代水戸の城下に送られた上水道の水源）に行き、茨城県森林アドバイザーの話を聞いて、水と森林の学習をした後に、子ども達が森や土の大切さに気付き、環境保護（土づくり、水の浄化、ゴミ問題等）に一気に流れていったこと。

5 年生の授業では、やはり、森林アドバイザーの話を校内の森（江戸時代の二の丸の中にあった古い木が多く残っている）で聞き、「落ち葉や古い朽ちた木がアリや小さな虫のすみかやえさになっていること」や「どんなものも次の命をつくるために役だっていること」を学び、森を守ろうという活動（木を育てる、木を守ろう）につながっていきました。

小学校の中学年生（3・4 年）の抽象思考の発達段階を考えると、地球規模の環境問題から入るのではなく、身近な生活や自然環境から入るのが適している。また、高学年生（5・6 年）は人との関係をつくることや自分の今まで知らない遠い世界に興味を持つので、自然に地球環境問題に目を向けていくことができると考えます。

【中学年向け 森林のはたらきを知ろう】

（目的）自分と森のつながりを感じ取ったり、理解したりする。

（学習の流れ）

1 マイ ツリーを見つけよう

（森や校庭で自分の木を見つけ、名前をつけて 1 年間観察する。）

2 森や校庭で宝物を見つけよう

(各自、葉っぱや枝、木の根などを探して、グループで見つけた宝物とその理由を発表してグループの代表を決める→学級の代表を→学年の代表を)

＊この中で命の連鎖に関係した宝物を見つけていくことができます。また、森の中での営みを理解することができます。

3 ビデオ 1 章 (8 分) 視聴する。

(感じたことを自由に発表する)

＊しいて弱肉強食をテーマにせず、自然の中では死も役にたつ、自然界にあるものすべてが、次の命を育てるのに役に立っているという視点で、身近な自然からより広げて大きな自然界の営みという視点で捉えてほうがよいと思います。

4 自分の周りの木や木製品を探そう

(「ツリーマップをつくろう」や「木から作られたものを探そう」などの活動)

＊図鑑で木の種類を調べて、家や学校や近くの公園、森などのマップを作ったり、個人やグループ・学級で木製品の表を作ったりする。)

5 木と私たちの生活のつながりを調べよう

(昔の人たちは木をどのように使っていたのか、ビデオから分かったことや家の人に聞いて分かったことをまとめる)

＊大昔から、木や森が私たちの生活に役だっていることに気づくことができるようにする。

6 私たちの生活と木や森のつながりをまとめてみよう

7 自分が木を守るためにできることを考えてみよう

【高学年向け 現在の森林問題の解決策を見つけよう】

1 森林の減少は何故起こるのだろうか？

① 第 1 章④、第 2 章①を視聴する

② 自由にブレインストーミング的に発表し、グループにまとめていく。

- ・森林の利用の仕方 (農地転用、燃料伐採、焼畑農業)
- ・自然災害 (森林火災)
- ・違法伐採

2 森林が減少することによって、何が起こるのだろうか？

① 視聴したビデオ等を参考に自由に発表する (自然災害や保水、土砂流出、薬草や生物多様性や地球温暖化への影響、住んでいる人の生活や伝統文化への影響など)

② 自分が興味を持った課題について、さらに調べ、発表する。

3 今、私たちができることは何だろうか？

① 第 3 章を視聴して、自由に発表し、グループにまとめる。

- ・国・・・グリーン購入法
- ・国際機関・・・
- ・民間の企業や N G O、N P O など

② 自分ができることをまとめて発表しよう

- ・モノを大切に使う。
- ・木を増やしたり、植林の募金活動に参加したりする
- ・森林認証制度で認められたモノを購入する。
- ・木の生産者や生産地、どう運ばれるかを知る。
- ・木の生産地や生産農家を調べて購入する。
- ・違法木材を買わない。
- ・再利用、リサイクルした製品を購入する。

③ まとめをする

- ・選んで購入することは、森林減少を止めること。
(私たちが木の生産者や生産地、リサイクル製品を選んで、木製品を購入することは、木の生産農家や、木工製品を作る人や売る人を選ぶことで、持続可能な森林を育て守ることである。)

【DVDの感想】

地球環境や我々の生活に森の果たす役割は非常に大きいと思います。問題をクローズアップすることは重要であると思いますが、役割や働きをクローズアップした方が、子どもは、守りたい、どうにかしたいという気持ちを強く感じます。

問題を早急に解決するための教育は、問題の現状や今取られている政策等について理解する知識伝授型の教育だけでなく、体験型や体験型に近い手法で自分がどうしたらよいかという感性や行動にどう結びつけるかが重要であると思います。どう授業の中で、感性や行動に結び付く教育手法を取り入れていくかが課題だと考えます。

子どもの感性や行動力には素晴らしいモノがあります。N P O、N G O、サステナビリティを追求している企業等の活動に協力できる活動や一般的にまだ知られていない森林認証ラベルのついたモノやコミュニティ林の広告活動、森林を日本に輸出している地域の人々の思いや生活を伝える活動等が適していると考えます。

③高校

学校名	東京都立川市 T 高校
対象とした学年	高校 1 年、高校 2 年
教科名	理科総合 B
授業時間	50 分 × 2 回
実施した際の生徒数	約 20 名

机の配置：普段の講義形式のまま（1 個ずつの机）

教材にある高校用の授業進め方活用シートの通りに実施。

ただ、DVD を見せる 1 週間前の授業で、あらかじめ森林の重要性や、森林製品認証マーク等を説明し、宿題として、身近な製品についている、認証マークの製品の持参や、それに関する新聞記事や説明書、本などの情報をまとめる課題を出しました。

DVD を見せる際には途中で説明は行わず、終わってからそれぞれの章に取り組ました。各章から得た情報は勿論、その感想や展望を書かせ、同時に森林問題に関する新聞記事を読ませた上で、感想文を提出させました。白黒の映像でもよく理解していました。

④大学

学校名	横浜国立大学経営学部
対象とした学年	2～4 年
教科名	生態会計論Ⅱ
授業時間	90 分 × 1 回
実施した際の生徒数	80 名

通常の講義の中でパワーポイントの一部として使用	80 人
-------------------------	------

○机の配置（通常の大講義室のまま）

○当日の講義のテーマ「森林資源と会計」

持続可能な森林経営を行っていくために必要なマネジメントと会計の仕組みについて講義。講義の内容は以下の通り

- 1 森林の衰退と森林の荒廃
- 2 持続可能な森林管理と法正林の概念
- 3 国有林野事業における立木資産の計理
- 4 造林事業の原価計算と立木原価の費用計算
- 5 林業の再生と会計の役割

○DVD の教材の使用方法

講義は、3、4、5 のマネジメントや 会計を中心としたものであるため、講義内容 1、2 で、森林の現状と機能、森林認証制度についての理解を深めるために DVD 教材は以下の部分をパワーポイント資料と一緒に使用しました。特にディスカッション等はありません。

- ・世界の森林の現状
- ・世界の森林と日本の木材利用
- ・日本政府の取組
- ・合法性・持続可能性が証明された木材・紙製品

⑤大学

学校名	九州大学（福岡県福岡市）
対象とした学年	農学部地球森林科学コース等 学部 2 年生

教科名	環境社会経済学
授業時間	90分
実施した際の生徒数	65名

机の配置：普段の講義形式のまま

熱帯林保全と森林認証の問題に関する講義の途中で、熱帯林減少・劣化の現状を説明する参考資料としてパート2から見せた。口で説明するだけでは、森林火災の実態など伝わらないので、学生にも好評だった。

⑥NPO

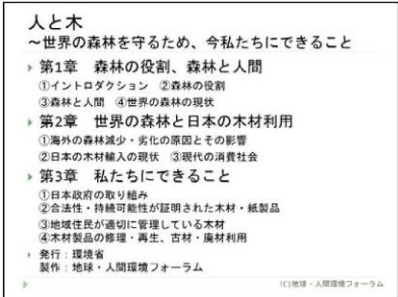
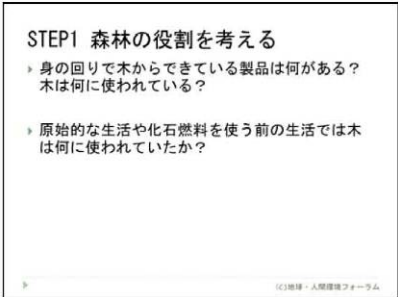
企業名・団体名など	特定非営利活動法人グリーンシティ福岡
セミナーなどの呼称・主旨	内部研修
実施時間	60分
実施した際の参加人数	3名

グループ分けした場合、1グループの人数	3人
机の配置（例：講義形式のまま、グループごとに丸くなる等） 当団体のスタッフ向け内部研修として、映像の視聴とディスカッションを実施。打合せテーブルに着席し、PCの画面上で再生しながら適宜ディスカッション。映像は全編にわたって再生を行った。 主なやり取りは以下の通り。 世界の森林の実態に関する理解度について、確認のための質疑応答 環境教育の教材としての本DVDの使い方や対象年齢についての意見交換 今後も、機会があれば紹介 or 活用したい。	

2. 地球・人間環境フォーラム作成の授業に使用できるパワーポイント

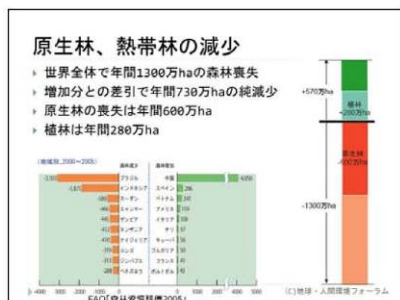
地球・人間環境フォーラムの職員が、大学での出前講座で実施したプレゼン資料をもとに、DVD教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の高校生用と大学生用の活用事例を作成した。パワーポイントは地球・人間環境フォーラムのウェブサイトよりダウンロードできる。

① 高校生用

(C)地球・人間環境フォーラム  DVD教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」を活用するための パワーポイントです。 ノート部分に準備方の説明などを記載しますので、参考にしてください。 用意するもの： ・DVDプレーヤーとモニター または ・DVDが再生できるコンピューター、プロジェクター、スクリーン、スピーカー （とくにPCから再生する場合、外付けスピーカーがないと教室などでは対応しません ので、ご注意ください） ・各グループに配る紙（できれば裏紙などを使いましょう） 一つのグループに4枚ほど。 ・筆記用具 1	(C)地球・人間環境フォーラム  DVDの映像の構成を示しています。 映像は1章、2章、3章にわかれていますが、全部で約20分です。 進め方としてお勧めするのは、章ごとに映像を見せ、その前後に適宜補足説明をする 方法です。 では、ステップ1「森林の役割を考える」へ進みましょう。 2
(C)地球・人間環境フォーラム  準備： ・参加人数や机の配置にもよりますが、1グループ2人～6人ぐらいにグループ分けをし 、グループ内で話し合いをさせましょう。 ・メモをとるための紙を配りましょう。 ワークショップ1： 映像を見る前にまず、上の二つの質問を聞いてみましょう。 時間がない場合は、どちらか一つでもいいでしょう。 数分間話し合いをしてもらい、いくつかのグループから回答を求めましょう。 ビデオ： 話し合いが終わったら第1章（7分21秒）を見ましょう。 3	(C)地球・人間環境フォーラム  準備： ・参加人数や机の配置にもよりますが、1グループ2人～6人ぐらいにグループ分けをし 、グループ内で話し合いをさせましょう。 ・メモをとるための紙を配りましょう。 ワークショップ1： 映像を見る前にまず、上の二つの質問を聞いてみましょう。 時間がない場合は、どちらか一つでもいいでしょう。 数分間話し合いをしてもらい、いくつかのグループから回答を求めましょう。 ビデオ： 話し合いが終わったら第1章（7分21秒）を見ましょう。 4

(C)地球・人間環境フォーラム STEP2 世界の森について ① 森が多い国や場所というと、どこをイメージしますか？ ② 現在、森林の面積は世界で減っていると思いますか？増えていますか？ ③ 日本は森林が多いですか？ 準備： 映像第2章では「世界の森林減少」を考えます。 しかしまずその前に少し「世界の森」の状況を思い出してもらいましょう。 何か正しい答えを引き出すというよりは、視野を世界に広げてもらうための、ウォーミングアップ的な質問です。 ワークショップ 上記の質問を適宜投げかけてください。 グループディスカッションまたはランダムに発言してもらおう。 ①森の多い国(例：アラスカ、アマゾン、カナダ、スウェーデン、フィンランド、ブラジル、ドイツ(黒い森)) ②答え：減っています。 しかし、増えているという答えがあったとしてもそれは否定せずに、「どうして増えていると思うのか？」などを聞いてみましょう。 ③日本の森林面積は国土の7割です。 ここでは、それぞれについて、とくに答えあわせはせずに、進めましょう。 では、DVDの第2章(4分20秒)を見てみましょう。 5	(C)地球・人間環境フォーラム STEP1 DVDの第2章を見る ▶ 第2章 世界の森林と日本の木材利用 ① 海外の森林減少・劣化の原因とその影響 ② 日本の木材輸入の現状 ③ 現代の消費社会  6
(C)地球・人間環境フォーラム STEP2 森林が減少する原因 ① 世界で森林が減少・劣化している理由を考えてみよう？ ② 違法伐採と聞いて思い浮かべるのはどんな行為？ ③ 森林が減少・劣化することによって、どんな影響があるか？ ④ 日本の木材自給率は何割？この自給率は何を意味しているか？ ワークショップ2:「森林が減少する原因」について考えてみる 映像の中でいくつか森林が減少する要因については、説明がありましたが、より深くこの点について考えましょう。 質問① 世界で森林が減少・劣化している理由は何？ (ここも正しい答えを言ってもらおうということではなく、さまざまなことを考えてもらう) 回答例) 次に地図はグラフなどを使っての講義です。 再度森林減少の状況や原因について復習しましょう。 7	(C)地球・人間環境フォーラム おさまらない森林減少・劣化  Greenpeace Roadmap to Recovery: The world's last intact forest landscapes http://www.intactforests.org/ 日本版森林資源回復へのロードマップ-世界に残された森とその森林 http://www.greenpeace.jp/campaign/forests/roadmap_to_recovery.html 【解説】 この地図は、世界に広がる原始林と人の手が入った森などの分布を表しています。グリーンピースという世界的な環境団体が発表しました。 濃い緑は、「手つかずの森林」のclosed forests(閉鎖林)で、様々な高さの樹木と下生えが地面の大きな割合を覆っています。 薄い緑は、「手つかずの森林」のopen forests(疎林)で、簡単にいえば、樹木の密度が薄い森です。サバネなどもここに含まれます。 濃いグレーは、原生林ではない森。つまりすでに人の手が入っている森で、そこでも樹木の密度が薄い森。 薄いグレーは、人の手が入っている森で、樹木の密度が薄い森です。 世界の森林減少・劣化は収まっています。グリーンピース(世界的な環境NGO)が2006年に発表した「森林回復へのロードマップ」では、世界の森林のうち「手つかず」の状態にあるものは全体の5分の1(地球上の濃い緑と薄い緑の部分)、陸地面積の10%にしか過ぎないということが改めて強調されました。つまり森林の5分の4は劣化しているか、植林地に転換されているか、道路や開墾などの産業活動によって面積5万ヘクタール以下に分割されているということになります。ちなみに、面積が5万ヘクタール以下だからといって、価値のない森林であるということではありません。 FAO(FRA2005)によれば、毎年1,400万ヘクタール以上の天然林が減少している。これは日本の国土の1/3の面積。 温暖化の観点からみると、土地利用変化によるCO2排出は59年がCO2 4mに。これは米国1国の排出量に匹敵するほど。 土地利用変化農地転換、徹底的な商業伐採、インフラ開発、違法伐採 8

(C)地球・人間環境フォーラム



【講義】

このグラフは、国別でこの国の森林減少が多いかを表しています。

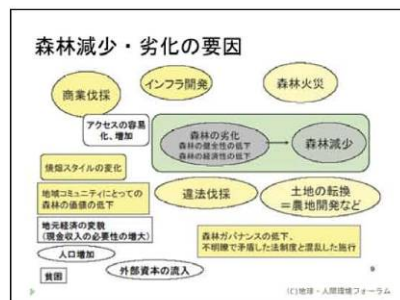
熱帯にあるブラジルやインドネシアでの森林減少が最も多い傾向にあります。

反対に、欧州のいくつかの国やアメリカなどで増えています。またアジアにおいては、中国は森林が増加しています。これは中国が植林に力を入れているからです。

右側の棒グラフは、合計した森林の増減を示しています。赤い部分が減少部分で、年間で1300万haが世界で減少しています。上の緑の部分は、植林などで森林が増加している部分で、570万haになります。これを差し引くと年間730万haの純減少になります。

これを差し引くと年間730万haの純減少になります。

(C)地球・人間環境フォーラム



【講義】

森林減少・劣化の要因にはさまざまなものがあります。

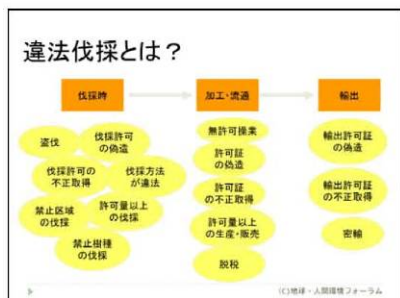
【直接原因】

- ＞商業伐採：企業が多くの場合大規模に原料としての木材を求め、森林を伐採
- ＞インフラ開発：道路やダムなどの公共施設建設のための伐採
- ＞農地への転換：農地など食料をつくるために森林を伐採
- ＞焼畑スタイルの変化（p.25参照）：焼畑のサイクルが短縮したことなどにより、森林が再生しない
- ＞違法伐採（p.25参照）：法律に違反しての伐採（次のスライドでより詳細を説明）
- ＞森林火災（p.25参照）

【背景要因】

- ＞外部資本の流入による地域経済の衰微（貨幣経済化）：現金がなくても生活できていたような社会（例：自給自足）からの移行により、現金を必要となり、手短な手段として、森林を伐採して木材を売り、現金を得るなど
- ＞人口増加：人口が増えると食料供給量を増やさないとけない。そのために農地が必要となり、伐採
- ＞森林ガバナンスの不在・低下：政府・地方行政などがきちんと機能していないのが、国によっては見られる。そのような場合、法制度などが整っていない、それを守る意識がないために、無秩序な伐採などが行われる。

(C)地球・人間環境フォーラム



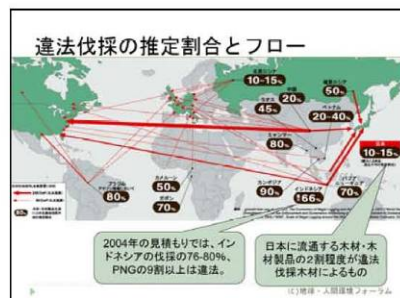
【講義】

違法伐採とは？

伐採時から、加工・流通、輸出に至るまでの過程において、一つでもその国の法律に違反していれば「違法伐採」

それぞれの段階における違法の例をあげている。

(C)地球・人間環境フォーラム



【講義】（場合によってはスキップ）

この地図では、違法伐採の各森林産出国の割合を示しています。

例えば、インドネシアの伐採の66%が、ブラジルの80%などと示されています。

そのようにして、さまざまな国から違法伐採材が輸出され、最終的に日本に入ってきている材のうち、1割か2割ぐらいが違法伐採材ではないかと推定されます。

世界銀行によれば、違法伐採による経済的損失は100～150億米ドルとも見積もられている。

＜ここまでは現状について学びました。第3章では、このような問題についてどう対応がされているのか、個人として何ができるのかを考えます。まずはDVDの第3章を見ます。＞

(C)地球・人間環境フォーラム



ここでDVDの第3章(8分40秒)をみましょう。

13

(C)地球・人間環境フォーラム



映像では、政府、企業などが、どんな取組をしているのかを紹介しました。

私たち個人として、一消費者としては何ができるでしょうか？

これは、映像でも紹介があった森林認証制度のロゴマークです。(p.33参照)
製品についているロゴもありますが、どこかで見たことはありますか？

一番左がFSC、真ん中がPEFC、右がSGEIです。

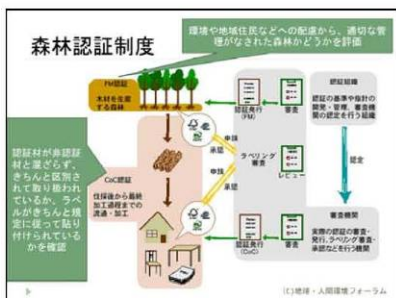
FSCとPEFCは国際的な森林認証制度です。

SGEIは日本独自の認証制度です。

次のスライドで森林認証制度の仕組みの説明をします。

14

(C)地球・人間環境フォーラム



森林認証制度には前のスライドにあるように、種類がいくつかありますが、基本的な考え方は同じです。

まずは、森が認証されている必要があります。

<森林認証制度>

環境や地域住民などへの配慮から、適切な管理がなされた森林かどうかを評価します。

これはその森の所有者が独自で行うのではなく、第三者機関(通常そのような認証を独自におこなう組織)が行います。これは認証制度の、公平性・信頼性を高めるためです。自主的な宣言では、信頼性がありません。

<CoC認証(サプライチェーンを通じた管理)>

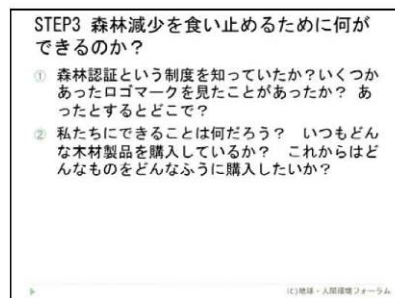
今度は適切に管理された森林から出てきた材が最終的な製品になるまで、きちんと分別されて、ほかの認証されていない材と区別されるように管理されるようなシステムが必要です。その過程も認証される必要があります。

<ロゴの使用>

このように森から製品までが、きちんと追跡できるようになっている場合にのみ、最終製品に各認証制度のロゴマークがつけます。

15

(C)地球・人間環境フォーラム



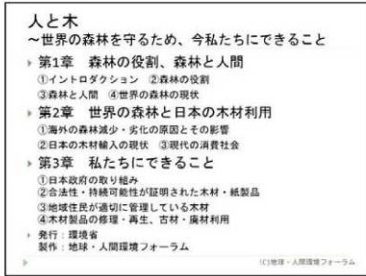
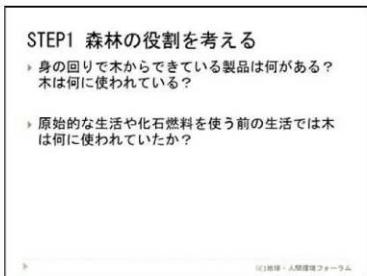
考えてみよう！

16

(C)地球・人間環境フォーラム 宿題① ▶ 森林認証のラベルが付いたものや、合法性、持続可能性が証明された、森林保全に貢献している製品が身の回りにあるか調べてみよう（ワークシート1） ▶ 実物をお店で見つけたら、写真を撮る。または、インターネットで検索してみる。 ▶ どんなメーカーがあったか？その会社のウェブサイト調べて、合法性、持続可能性が証明された製品についての説明や環境への取り組みについて、紹介していないか、調べてみる。 ▶ 森林認証のラベルが付いたものや、合法性、持続可能性が証明された紙などの木材製品が、お店などで見つからない場合は、ほかに環境配慮しているという文言や何かラベル・マークがないか調べる。また、お店の人に森林認証ラベルなどについて知っているか聞いてみる。 宿題 可能であれば、ワークショップを実施する前に森林認証についての説明を少しした上で、宿題①または、宿題②を行う。 【意図】 身の回りに認証のラベルがついている製品が多いのか、少ないのかを調べる。 【分析】 ラベルが多い製品には何か傾向があるか？ 今後どのような製品にもこのようなラベルがついているといいと思うか？（例えば家具など） 17	(C)地球・人間環境フォーラム 宿題② ▶ 最近発行された新聞や雑誌から、世界や日本の森林、林業事情などについて扱った記事を調べてみよう。（ワークシート2） この宿題の意図は、ニュースや雑誌、またはテレビなどのマスメディアでどの程度森林についての問題が取り上げられているかをみるもの。 期限は、ここ1週間、1ヵ月、半年など適宜指示する。 もし一つも見つけれなかった場合は、それはどうしてか考えてみる。 または見つけた内容に何か傾向があれば、その傾向を明らかにし、それについても考えてみる。 例えば、 ▶ 森林減少そのものについての記事というよりは、温暖化や生物多様性などと絡めた記事が多かった。だとすれば、その背景には何があるのか？ ▶ 林業についてであれば、どういう内容か？輸入材について？木材の価格について？または国産材について？ ▶ 新聞によって傾向も異なるので、新聞による違いを比較してみても。例えば、日経新聞には木材価格についての記事があったが、ほかの新聞にはなかった。 「日刊木材新聞」という業界紙もあるので、図書館などへ行って、閲覧して、どんな記事が掲載されているか調べてみることもする。 18
--	--

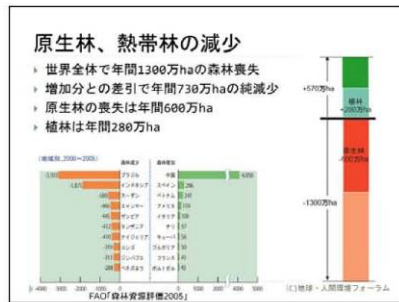
②大学生用

高校生用とほぼ同じ内容。大学で使用する場合は、教授自身もすでに知識があることを想定し、細かい説明は省いた。また大学においては、「宿題」を要求することが少ないため、宿題の部分も省いている。使用したい場合は、高校生用を参照すること。

(C)地球・人間環境フォーラム  DVD教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」を活用するための パワーポイントです。 ノート部分に授業方の説明などを記載しますので、参考にしてください。 ノートの中のページ数は、DVD教材のページ数です(冊子バージョンの場合は、DVD が入っていた冊子のことです)。 用意するもの: ・DVDプレーヤーとモニター または ・DVDが再生できるコンピューター、プロジェクター、スクリーン、スピーカー (とくにPCから再生する場合、外付けスピーカーがないと音量などでは対応しません ので、ご注意ください) ・各グループに配る紙(できれば裏紙などを使いましょう) 一つのグループに4枚ほど。 ・筆記用具 問い合わせ先: 本教材についての問い合わせは、地球・人間環境フォーラムまで。 Tel: 03-3813-9735 Fax: 03-3813-9737 E-mail: contact@gef.or.jp 1	(C)地球・人間環境フォーラム  DVDの映像の構成を示しています。 映像は1章、2章、3章にわかれています。全部で約20分です。(p.2) 進め方としてお勧めするのは、章ごとに映像を見せ、その前後に遠慮補足説明をする 方法です。 では、ステップ1「森林の役割を考える」へ進みましょう。 2
(C)地球・人間環境フォーラム  準備: ・参加人数や机の配置にもよりますが、1グループ2人～6人ぐらいにグループ分けをし、 グループ内で話し合いをさせましょう。 ・メモをとるための紙を配りましょう。 ワークショップ: 映像を見る前にまず、上の二つの質問を聞いてみましょう。 質問がない場合は、どちらか一つでもいいでしょう。 数分話し合いをしたら、いくつかのグループから回答を求めましょう。 ビデオ: 話し合いが終わったら第1章(7分21秒)を見ましょう。 3	(C)地球・人間環境フォーラム  映像の再生 4

(C)地球・人間環境フォーラム STEP2 世界の森について ① 森が多い国や場所というと、どこをイメージしますか？ ② 現在、森林の面積は世界で減っていると思いますか？増えていますか？ ③ 日本は森林が多いですか？ (C)地球・人間環境フォーラム 準備： 映像第2章では「世界の森林減少」を考えます。 しかしまずその前に少し「世界の森」の状況を思い出してもらいましょう。 (但し、大学生が対象で、すでに森林についての理解があり、スキップしてもいい場合は、このスライドはスキップしてください) 何が正しい答えを引き出すというよりは、視野を世界に広げてもらうための、ウォーミングアップ的な質問です。 ワークショップ2 上記の質問を適宜投げかけてください。 グループディスカッションまたはランダムに発言してもらおう。 ①森の多い国(例：アラスカ、アマゾン、カナダ、スウェーデン、フィンランド、ブラジル、ドイツ(黒い森)) ②答え：減っています。 しかし、増えているという答えがあったとしてもそれは否定せずに、「どうして増えていると思うのか？」などを聞いてみましょう。 ③日本の森林面積は国土の7割です。 ここでは、それぞれについて、とくに答えあわせはせずに、進めましょう。 では、DVDの第2章(4分20秒)を見てみましょう。 5	(C)地球・人間環境フォーラム STEP2 DVDの第2章を見る ▶ 第2章 世界の森林と日本の木材利用 ① 海外の森林減少・劣化の原因とその影響 ② 日本の木材輸入の現状 ③ 現代の消費社会  (C)地球・人間環境フォーラム 映像の再生 6
(C)地球・人間環境フォーラム STEP3 森林が減少する原因 ① 世界で森林が減少・劣化している理由を考えてみよう？ ② 違法伐採と聞いて思い浮かべるのはどんな行為？ ③ 森林が減少・劣化することによって、どんな影響があるか？ ④ 日本の木材自給率は割合？この自給率は何を意味しているか？ (C)地球・人間環境フォーラム ワークショップ3:「森林が減少する原因」について考えてみる 映像の中でいくつか森林が減少する要因については、説明がありましたが、より深くこの点について考えましょう。 質問① 世界で森林が減少・劣化している理由は何？(P.9) (これも正しい答えを言うてもらおうということではなく、さまざまなことを考えてもらう) 次のスライドは、地図やグラフなどを使っての議論です。 再度森林減少の状況や原因について復習しましょう。 7	(C)地球・人間環境フォーラム おさまらない森林減少・劣化  Greenpeace Roadmap to Recovery: The world's last intact forest landscapes http://www.intactforests.org/ 日本森林(森林回復へのロードマップ-世界に残された森とその森林) http://www.greenpeace.org/jp/campaign/forests/diversity/roadmap_01.html (C)地球・人間環境フォーラム 【講義】 この地図は、世界に残る原生林と人の手が入った森などの分布を表しています。グリーンピースという世界的な環境団体が発表しました。 濃い緑は、「手つかずの森林」のclosed forests(閉鎖林)で、様々な高さの樹木と下生えが地面の大きな割合を覆っています。 薄い緑は、「手つかずの森林」のOpen forests(疎林)で、簡単にいえば、樹木の密度が薄い森です。サバンナなどもここに含まれます。 濃いグレーは、原生林ではない森、つまりすでに人の手が入っている森で、そこでも樹木の密度が薄い森。 薄いグレーは、人の手が入っている森で、樹木の密度が薄い森です。 世界の森林減少・劣化は加速しています。グリーンピース(世界的な環境NGO)が2006年に発表した「森林回復へのロードマップ」では、世界の森林のうち「手つかず」の状態にあるものは全体の5分の1(地図上の濃い緑と薄い緑の部分)、陸地面積の10%にしか過ぎないということが初めて強調されました。つまり森林の5分の4は劣化しているか、植林地に転換されているか、道路や開墾などの産業活動によって面積5万ヘクタール以下に分散されているということになります。ちなみに、面積が5万ヘクタール以下だからと言って、価値のない森林であるということではありません。 FAO(FAO2005)によれば、毎年1,490万ヘクタール以上の天然林が減少している。これは日本の国土の1/3の面積。 温暖化の観点からみると、土地利用変化によるCO2排出は59ギガCO2-tonに、これは米国1国の排出量に匹敵するほど。 土地利用変化(農地転換、破壊的な商業伐採、インフラ開発、違法伐採) 8

(C)地球・人間環境フォーラム

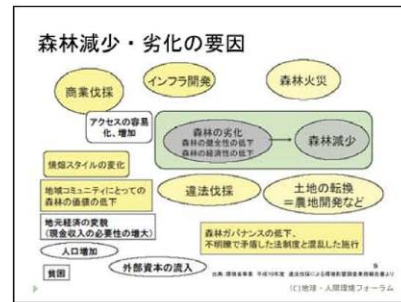


【講義】
このグラフは、国別でどの国の森林減少が多いかを表しています。(P.21,22)

熱帯にあるブラジルやインドネシアでの森林減少が最も多い傾向にあります。

反対に、欧州のいくつかの国やアメリカなどは増えています。
またアジアにおいては、中国は森林が増加しています。これは中国が植林に力を入れているからです。

(C)地球・人間環境フォーラム

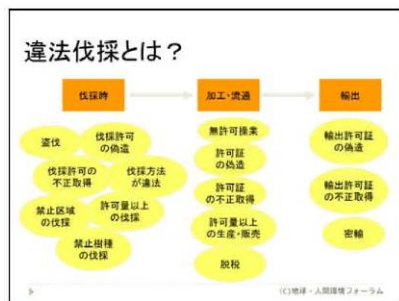


【講義】
森林減少・劣化の要因にはさまざまがあります。(P.23)

【直接原因】
商業伐採、インフラ開発、農地への転換、焼畑スタイルの変化、違法伐採、森林火災

【背景要因】外部資本の流入による地域経済の変貌(貨幣経済化)、人口増加、森林ガバナンスの不在・低下

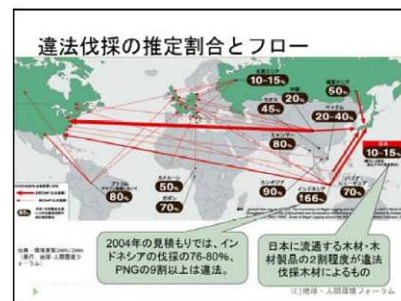
(C)地球・人間環境フォーラム



【講義】
違法伐採とは？(P.25)
伐採時から、加工・流通、輸出に至るまでの過程において、一つでもその国の法律に違反していれば「違法伐採」

それぞれの段階における違法の例をあげている。

(C)地球・人間環境フォーラム



【講義】
この地図では、違法伐採の各森林産出国の割合を示しています。

例えば、インドネシアの伐採の66%が、ブラジルの80%などと示されています。

そのようにして、さまざまな国から違法伐採材が輸出され、最終的に日本に入ってきている材のうち、1割か2割ぐらいが違法伐採材ではないかと推定されます。

世界銀行によれば、違法伐採による経済的損失は100～150億米ドルとも見積もられている。

<ここまでは現状について学びました。第3章では、このような問題についてどう対応がされているのか、個人として何ができるのかを考えます。
まずはDVDの第3章を見ます。>

(C)地球・人間環境フォーラム STEP4 DVDの第3章を見る 第3章 私たちにできること ①日本政府の取り組み ②合法性・持続可能性が証明された木材・紙製品 ③地域住民が適切に管理している木材 ④木材製品の修理・再生、古材・廃材利用 映像の再生 13	(C)地球・人間環境フォーラム 私たちにできること 森林認証制度について  【講義】 映像では、政府、企業などが、どんな取組をしているのかを紹介しました。 私たち個人として、一消費者として何ができるでしょうか？ これは、映像でも紹介があった森林認証制度のロゴマークです。(P.33) 製品についているロゴもありますが、どこかで見たことはありますか？ 次のスライドで森林認証制度の仕組みの説明します。 14
(C)地球・人間環境フォーラム 森林認証制度  【講義】 森林認証制度には種類がいくつかありますが、基本的な考え方は同じです。 まずは、森が認証されている必要があります。 ＜森林認証制度＞ 環境や地域住民などへの配慮から、適切な管理がなされた森林がどうかを評価します。 これはその森の所有者が行うのではなく、第三者機関(通常そのような認証を独自におこなう組織)が行います。これは認証制度の、公平性・信頼性を高めるためです。自主的な宣言では、信頼性がありません。 ＜CoC認証(サプライチェーンを通じた管理)＞ 今度は適切に管理された森林から出てきた材が最終的な製品になるまで、きちんと分別されて、ほかの認証されていない材と区別されるように管理されるようなシステムが必要です。その過程も認証される必要があります。 ＜ロゴの使用＞ このように森から製品までが、きちんと追跡できるようになっている場合にのみ、最終製品に各認証制度のロゴマークがつけます。 15	(C)地球・人間環境フォーラム STEP5 森林減少を食い止めるために何ができるのか？ ① 森林認証という制度を知っていたか？いくつかあったロゴマークを見たことがあったか？ あったとするとどこで？ ② 私たちにできることは何だろうか？ いつもどんな木材製品を購入しているか？ これからはどんなものをどんなふう購入したいか？ ワークショップ4: 考えてみよう！ ①と②について、考えてみる。 16

第 5 章 出前講座の実施

森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化について、木材製品等の生産者と消費者に対して普及を図るため、全国を対象として、住宅関連団体及び企業、家具・DIY 関連団体及び企業、消費者団体、環境関連団体等における勉強会、また大学等における環境教育の授業や各種イベント等において出前講座を 48 回実施した。今年は、例年よりも関西、九州、四国など地方への拡がりも見せた。対象に応じて、講座内容や配布資料を変え、よりわかりやすい講座になるように努めた。講座実施時には、下記の資料から抜粋したものを配布した。

5-1 配布資料

環境省パンフレット「世界の森林を守るために」
環境省ちらし「世界の森林は刻々と減少しています。」

5-2 講師リスト

坂本 有希	(財) 地球・人間環境フォーラム企画調査部長／フェアウッド担当
根津 亜矢子	(財) 地球・人間環境フォーラム企画調査部研究員／フェアウッド担当
飯沼 佐代子	(財) 地球・人間環境フォーラム企画調査部研究員／フェアウッド担当
初井 まり	(財) 地球・人間環境フォーラム企画調査部プロジェクト研究員
岡崎 時春	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム／フェアウッド担当
中澤 健一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム／フェアウッド担当
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム／フェアウッド担当
木村 輝一郎	フェアウッド・パートナーズ
三上 雄己	フェアウッド・パートナーズ

5-3 出前講座実施リスト

No.	日時	イベント・実施団体名	住所	参加人数
1	2010/4/5	研究会	茨城県つくば市	50人
2	2010/4/10	NPO	群馬県渋川市	15人
3	2010/4/26	森林総研シンポジウム@早稲田大	東京都新宿区	20人
4	2010/5/24	立教大学	東京都豊島区	80人
5	2010/5/31	立教大学	東京都豊島区	80人
6	2010/6/10	企業	東京都港区	20人

平成 22 年度木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン実施業務報告書

7	2010/6/15	跡見学園女子大学	埼玉県新座市	100人
8	2010/6/19	ウッドマイルズ研究会	東京都江東区	100人
9	2010/6/20	森林組合	山形県鶴岡市	20人
10	2010/6/30	企業	東京都新宿区	20人
11	2010/7/8	企業	東京都港区	8人
12	2010/7/9	オリバー「ソリューションフェア」	大阪府大阪市	50人
13	2010/7/19	グリーンキッズカフェ	東京都世田谷区	5人
14	2010/7/22	明治学院大学	東京都港区	25人
15	2010/9/9	東急ホームズ	東京都渋谷区	100人
16	2010/9/22	シンポジウム「オランウータンの森を守れ！～生物多様性と日本の消費」	東京都渋谷区	100人
17	2010/9/29	品川シルバー大学	東京都品川区	200人
18	2010/9/30	明治学院大学	東京都港区	25人
19	2010/10/14	BIN研究会	東京都渋谷区	40人
20	2010/10/15	企業	東京都渋谷区	10人
21	2010/10/22	セミナー「生物多様性～トラとオランウータンとわたしたち」	東京都千代田区	100人
22	2010/10/23	大学生協環境セミナー	神奈川県横浜市	200人
23	2010/10/26	協議会	東京都渋谷区	24人
24	2010/10/29	三重県木材協同組合連合会	愛知県名古屋	80人
25	2010/10/28	企業	兵庫県姫路市	35人
26	2010/11/1	東京私立中学高等学校協会「環境教育研究会」	東京都千代田区	40人
27	2010/11/8	弁護士会	東京都千代田区	4人
28	2010/11/11	企業	埼玉県越谷市	8人
29	2010/11/24	大学	東京都文京区	4人
30	2010/12/3	+ING attic	東京都渋谷区	40人
31	2010/12/6	+ING attic	東京都渋谷区	30人
32	2010/12/9-11	エコプロダクツ2010	東京都港区	800人
33	2010/12/20	跡見学園女子大学	埼玉県新座市	66人
34	2011/1/10	地球市民教育公開セミナー	徳島県吉野川市	20人
35	2011/1/16	静岡のNP0	静岡県静岡市	20人
36	2011/1/23	企業	東京都品川区	8人
37	2011/1/26	団体	東京都千代田区	25人
38	2010/2/5	新宿まちの先生見本市	東京都新宿区	50人

39	2011/2/8	企業	群馬県渋川市	30人
40	2011/2/9	企業	兵庫県姫路市	30人
41	2011/2/13	堺自然ふれあいの森	大阪府堺市	12人
42	2010/2/20	社団法人 山梨県木材協会	山梨県南アルプス市	44人
43	2011/2/23	東松山きらめき大学	埼玉県東松山市	14人
44	2011/3/4	大学	宮城県仙台市	40人
45	2011/3/8	学校法人	神奈川県横浜市	50人
46	2011/3/9	ホールアース自然学校	静岡県富士宮市	20人
47	2010/3/12	Team My Eco Fukuoka 「いなるの会」	福岡県福岡市	20人
48	2011/3/29	三重県木材協同組合連合会	三重県四日市市	18人

5-4 出前講座の実施風景

●企業

<東急ホームズ>

日時： 2010 年 9 月 9 日

場所： 東京ウィメンズプラザ



●自然教育施設

<堺自然ふれあいの森>

日時： 2011 年 2 月 13 日

場所： 堺自然ふれあいの森（大阪府堺市）



●NPO

<Team My Eco Fukuoka いなりの会>

日時：2011 年 3 月 12 日

場所：福岡県福岡市



今後の課題

同キャンペーンを継続するにあたり、今年度の活動を踏まえ、検討すべき事業の提案を以下に述べる。

（１）DVD 教材「人と木～世界の森林を守るため、今私たちにできること」の活用について

今年度は教材を広く配布し、活用してもらうことに重点を置き、配布後アンケートも実施した。そのアンケートの結果をみると、先生によって、うまく活用できたという場合と、高校生が対象であっても、生徒の反応もよくなく、うまく活用できなかったという場合があった。つまり、あまり森林問題に関して知識のない場合や、映像を使った授業の実施に不慣れな場合は、提供している副教材だけでは不十分であるように感じた。誰でもが簡単に使える教材の開発は難しいと思うが、今あるものをより使いやすいように工夫する余地はある。まずは、一緒に活用できるパワーポイントなども公開し、活用をうながしたい。

（２）出前講座の実施について

今年は、関西方面からの出前講座実施の要望が多くあった。関東近郊であれば、交通費がそれほどかからず、出前講座はいつでも実施できるが、遠方の場合、予算がないと実施することが難しいため、無料で講師を派遣できる出前講座の実施は意義ある活動だと思われる。

（３）消費者へのメッセージ

一般消費者に消費行動を変えてもらうためには、わかりやすい比較的単純なメッセージが有効と思われる。単に「違法伐採材が混入しているかもしれません。出所を確認してください」というのは、抽象的で行動に移しにくい。例えば、欧州では、多くの場合「FSC 認証」を現在あるベストな選択肢として、特に NGO が推奨している。欧州政府のいくつかは、持続可能性も鑑み各認証制度の評価も行っている。今後は日本政府としても「持続可能性」までをカバーした認証制度の評価を行い、推奨するというスタンスに移行するべきと考える。そうすることで、消費者に伝えるメッセージも単純化できるものとする。

（４）NGO/NPO や企業との連携による一般消費者へのキャンペーン

一般消費者へのキャンペーンについては、欧米においては NGO がそれぞれの考え方に基づいて展開している。NGO 等の市民社会への信頼度が高い欧米の例を、社会状況が異なる日本にそのまま取り入れることは難しいが、NGO/NPO または企業と連携した形で一般消費者へのキャンペーンを展開することは有効だと考えられる。

第 2 部 海外における民間調達の需要拡大のための 取組の調査

世界における主要な木材輸入地域である欧州連合（以下、「EU」）を中心に、合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の政府調達に関する制度・政策及びその影響について、また民間調達における需要拡大のための活動について、調査を実施した。

違法伐採問題が国際社会で注目され始め、最初に G8 バーミンガム・サミットで違法伐採対策に関する合意事項が採択された 1998 年から、すでに 10 年以上が経過している⁵。この間、2001 年の「森林法の施行に関する東アジア閣僚会合」、2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」など、様々な会議が開かれ、国際社会でこの問題に緊急に対処することの重要性が繰り返し確認されている⁶。

1998 年以来、世界銀行、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関や、日本を含む多くの先進国政府が、違法伐採対策のために多くの資金を提供してきた。また、生産国と消費国両方において、法整備や取り締まりが強化されてきたが、違法伐採問題が根本的に多くの場合途上国のガバナンスの弱さや汚職に根付いたものであることから、消費側である先進国において、政府の公共調達方針をはじめとした多くの政策が実施されてきた。

違法伐採問題を長年分析してきた英国王立国際問題研究所の最近の調査によると、調査で例にとった主要生産国 5 か国において違法伐採はおおむね減っているか現状を維持しているという結果が出ている⁷。ただし、違法伐採の割合は引き続き深刻である。例えばブラジルでは全体の伐採の 35～72%、カメルーンでは 22～35%、ガーナでは 59～65%、インドネシアでは 40～61%、マレーシアでは 14～25%が違法伐採だという分析が出ている。この報告書では、森林問題に関するメディアの報道が、近年は炭素の吸収という点に集中していることで、違法伐採問題が以前ほど取り上げられなくなったことも指摘されている。

こうした中、欧州と米国において、違法伐採問題に対する対策の一環として、新たな法律

⁵ より詳しい経緯については、「平成 18 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」（環境省事業・地球・人間環境フォーラム）を参照。

⁶例えば、世界中から参加者が集まった 2002 年のヨハネスブルグサミット（「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」）では、各国は森林法を実行することと、違法材の国際取引に対して即刻の措置を取ることが合意されている。

⁷ Lawson, S. and MacFaul, L. 'Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response'. Chatham House, 2010. pp. 98-99.

が誕生している。先に法律を誕生させた米国では、2008 年にレーシー法を改訂し、違法木材製品の輸入や国内販売を禁止し、すでに 2 件の案件が摘発されている。また、2010 年に EU 木材法を誕生させた欧州では、現在 2013 年からの施行に向け、欧州委員会と EU 加盟国 27 か国が準備をしており、関係ステークホルダーを入れたコンサルテーションプロセスが始まっている。

本報告書では、この欧米の新しい違法材規制のための法律を中心に、欧米における関連した取組について報告する。

また、政府及び民間が取り組んでいる合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の民間調達における需要拡大のための活動について、英国の事例を中心に報告する。

調査概要

本調査は以下のような手法で実施した。

1. 欧州及び米国における違法伐採対策の文献等調査

主にインターネットから入手できる文献等から、欧州・米国において行われている違法伐採対策に関連する取組の概略に関する情報を収集した。

2. 英国、オランダ聞き取り調査（2011 年 1 月～2 月）

英国・ロンドンで定期的に（年に 2 回）開催されている違法伐採ステークホルダー会合（Illegal Logging Stakeholder Update）の第 17 回会合（1 月 27・28 日）⁸に出席すると同時に、今年度の調査対象国となった英国、オランダの政府関係省庁、木材輸入業界団体への聞き取りを行い、それぞれの主体ごとの調達方針の策定・実施などをはじめとする違法伐採対策の概要、今後の課題や展望についてまとめた。

主な聞き取り実施先は以下。

●英国

- Hugh Speechly, Programme Co-ordinator, Forest Law Enforcement and Governance, Department for International Development (DFID)
- Gisela Carr, Policy Adviser, European Union and International Co-ordination, Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA)
- Sofie Tind Nielsen, Project Manager, Central Point of Expertise on Timber (CPET)

⁸ http://www.illegal-logging.info/item_single.php?it_id=206&it=event
会議のアジェンダと出席者は添付資料 2 を参照。

- Rachel Butler, Head of Sustainability, Timber Trade Federation
- Emily Fripp, Managing Director, Efeca
- Catherine Pazderka, Sustainability Policy Adviser, British Retail Consortium
- Chatham House, 17th Illegal Logging Stakeholder Update 参加者

●EU

- Flip Van Helden, International Forest Policy, Environmental agreements and Trade, European Commission
- Jeremy Wall, Principal Administrator, Textiles, Fashion and Forest-based Industries Unit, European Commission
- Julia Falconer, Policy Officer, Sustainable Management of Natural Resources, European Commission

●オランダ

- Andre de Boer, Secretary General of the European Timber Traders Federation

3. 調査期間

2010 年 8 月～2011 年 3 月

4. 調査チーム

坂本 有希	(財) 地球・人間環境フォーラム	企画調査部長
根津 亜矢子	〃	企画調査部研究員
初井 まり	〃	企画調査部プロジェクト研究員

参考資料

- 平成 18 年度「世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」（環境省事業・地球・人間環境フォーラム）
- 平成 22 年度「森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方 調査報告書」（環境省事業：地球・人間環境フォーラム）
- CPET, *Executive Summary of UK Government Timber Procurement Advice Note*, 2010
- CPET, UK Government's Timber Procurement Policy: *Timber reporting pilot study*, July 2009
- EFI FLEGT Team, *EFI Policy Brief 2: Forest Law Enforcement, Governance and Trade: The European Approach*. European Forest Institute, 2008
- *EFI Policy Brief 5: Changing International Markets for Timber and Wood Products - Main Policy Instruments*. European Forest Institute, 2010
- FERN, *Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan*, 2009
- Environmental Investigation Agency, *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change*. 2007
- Lawson, S. and MacFaul, L. July 2010 *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response*.
- ProForest, *FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies*, 2010
- Seneca Creek Associates, *Illegal Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry*. 2004 Prepared for American Forest & Paper Association.

略語表

BRL	National Assessment Guidelines	(オランダの木材持続可能性確保のためのガイドライン)
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)
CoC	Chain of Custody	サプライチェーン (生産・流通・加工工程) の管理
CPET	Central Point of Expertise on Timber	《英》(政府木材調達方針のための専門家機関)
CSA	Canada Standard Association	カナダ標準化協会
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	《英》環境・食糧・農村地域省
DFID	Department for International Development	《英》国際開発省
FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GFTN	Global Forest and Trade Network	(森林認証取得支援等を行う、WWF のプログラム)
LAS	Timber Legality Assurance System	合法性保証システム
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
MTCC	Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
MTCS	Malaysian Timber Certification Scheme	マレーシア木材認証スキーム
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes	(ヨーロッパで発達した森林認証制度)
RIIA	Royal Institute of International Affairs (Chatham House)	《英》王立国際問題研究所 (チャタムハウス)
RPP	Responsible Purchasing Policy	責任ある調達方針 (英 TTF が会員企業向けに提供する責任ある調達支援制度)
SFI	Sustainable Forestry Initiative	(AF&PA (全米林産物製紙協会) が策定した森林認証制度)
TFT	Tropical Forest Trust	熱帯林トラスト (NPO、本部：スイス)
TLAS	Timber Legality Assurance System	木材合法性保証システム
TTF	Timber Trade Federation	《英》木材貿易連盟
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的パートナーシップ協定
VVNH	Vereniging Van Nederlandse Houtondernemingen	《蘭》木材貿易協会 (英語表記では NTTA : Netherlands Timber Trade Association)
WWF	Worldwide Fund for Nature	世界自然保護基金 (環境 NGO)

第1章 EU の違法伐採対策と FLEGT 行動計画

1-1 EU の違法伐採対策の背景と経緯

EU の違法伐採対策については、EU レベルでは後述する FLEGT 行動計画（「森林の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画（EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT）」）が策定される 2003 年までは、主に各国政府の公共調達と、民間における自主的なサプライチェーン管理を通して行われてきた。公共調達方針は、オランダ（1997 年）、英国（2000 年）、デンマーク（2001 年）を筆頭に、FLEGT 行動計画後にはフランスやベルギーなどが続き、現在 EU 加盟国 27 か国のうち 11 か国が何らかの調達方針を持っている。また、2005 年には違法材が EU 内に入っていないための水際対策として、木材が到着した場合の税関の対処の仕方を規定した FLEG 法ができ、2008 年には税関に対してより詳しいガイダンスが、そして今回の 2010 年の EU 木材法の制定に至っている（EU 木材法については後述）。

EU における対策において主にリーダーシップをとってきたのは英国である。英国が 2002 年にインドネシアと二国間の MOU（覚書：Memorandum of Understanding）を締結し、合法性基準策定やトレーサビリティシステムの開発の支援などを行ってきた基盤が、現在の FLEGT 行動計画の基盤を作っているとされている。英国の担当政府機関である国際開発省（DFID）は、半年に一度開かれる英国王立国際問題研究所（RIIA、通称チャタムハウス）が開催する違法伐採対策会議開催を支援している（ただし、この支援は 2011 年 1 月開催の第 17 回で最後となり、今後については継続した開催に向けて調整中）。

民間における取組は、英国やオランダでは、政府の取組に先駆けて調達方針を立てた企業も多くあり、欧州最大の DIY チェーンである B&Q 社の持続可能調達の取組はよく知られている。こうした多国籍企業の影響力とともに、欧州レベル・各国レベルで木材輸入協会が行動規範、調達方針、行動計画を策定し、民間における取組をけん引してきた。さらに、イギリスとオランダの木材輸入協会は、FLEGT 行動計画のものの生産国への技術面や市場拡大の面における支援において、政府を後押ししている。

英国やオランダが違法伐採対策問題のリーダーになっている理由として、NGO の存在が挙げられている⁹。前述の多国籍企業による持続可能調達も、政府の公共調達も、NGO の批判がきっかけになっているという。さらに、政府や企業も、市民や消費者の代表者として、また、専門知識を持った集団として、NGO の存在をうまく活用しており、積極的に政策や

⁹ Flip van Helden, European Commission へのヒアリング（2011 年 1 月 26 日）

方針へのインプットを求めている。こうした政府、企業、NGO という社会の 3 大ステークホルダーグループ間のコミュニケーションがうまく行われていることは、欧州における違法伐採対策が進んでいることの重要な要因である。

1-2 EU FLEGT 行動計画

EU は 2003 年 5 月に「森林の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画 (EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT)」に関する提案を公表し、2005 年には EU 市場への木材の輸入をライセンス制度により規制するための EU 木材法を発効させている¹⁰。これにより、後述する二国間協定 (VPA : Voluntary Partnership Agreement、後述) を結んだ国の木材は、合法性を確認するライセンス制度のもとライセンスを取得したものだけが EU への輸入を許可されるという仕組みが構築された。しかし EU のアプローチは単なる輸入制限という一方的なものではなく、FLEGT 行動計画の一環として、その名が示すように生産国におけるガバナンスの改善、合法性を証明するためのシステム開発、キャパシティビルディングのための支援とセットになって行われている。二国間協定については後述する。

FLEGT 行動計画は、違法伐採と森林破壊の問題の複雑さを考慮に入れ、そもそも問題の根本にある途上国における法整備の欠如、ガバナンスや汚職、取り締まりなどのキャパシティ不足、貧困や土地の権利の問題という広範囲の社会的・経済的要素にも取り組もうとする、世界で唯一のシステムである。FLEGT を支援する欧州森林研究所 (European Forest Institute) は、「単に違法伐採による森林破壊を減少させるだけでなく、EU に木材を売っている国において良好なガバナンスを支援することで貧困問題の解決にも貢献しようとする」ものであるとしている¹¹。

FLEGT 行動計画は、以下のように問題を認識し、改善策を構築しようとしている。以下は、FLEGT 行動計画の序文からの引用である (仮訳)¹²。

- 森林を含む自然資源の違法な搾取は、汚職と組織的犯罪に密接に関連している。豊かな森林を持つ国の中には、違法伐採からの利益が汚職をまねき、法規制、民主的なガバナンスの原則、さらに人権の尊重をむしろ損ねている国が存在している。

¹⁰ Council Regulation (EC) No 2173/2005.

¹¹ EFI FLEGT Team, *EFI Policy Brief 2: Forest Law Enforcement, Governance and Trade: The European Approach*. European Forest Institute, 2008. p. 4.

¹² Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT): Proposal for the EU Action Plan (COM (2003) 251 final) (<http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/01flegtactionplanenfinalen.pdf>)

- 中には、違法な森林の搾取が暴力的な対立と関連している場合もある。違法な森林（とその他の自然資源）の搾取から得られる利益が、こうした対立の資金源となり、対立を長引かせている。
- 違法伐採とそれに関連する取引は、輸出国と輸入国両方において合法的な森林産業の競争力にダメージを与えている。これにより、森林関連産業が持続可能な森林管理と持続可能な発展全般を育む事業を行うことが制限されている。
- 違法伐採は政府に巨額の損失を引き起こしている。予想では、違法伐採によって木材生産国は、年間 100 億から 150 億米ドルの収益の損失を出している。これは、医療制度、教育、その他の公共サービスの改善の提供と、持続可能な森林管理の実行のために利用できるものである。

FLEGT 行動計画は、生産国を対象として、以下の事項に焦点を当てた計画である。

- 信頼できる合法性証明のためのシステムを作る
- 森林所有や法的位置づけなどに関する正確な情報を提供することで透明性を向上させる
- 既存の法規制を施行するとともにガバナンスを改善し、政府機関などのキャパシティを向上させる
- 取り締まり担当機関と司法の連携によって、法施行のキャパシティを向上させる
- 森林政策の改革の支援

上記の事項を達成するために、FLEGT 行動計画の基盤となっているのが VPA である。以下、VPA について説明する。

1-3 FLEGT VPA とライセンシング・スキーム

1. 概要と経緯

EU FLEGT 行動計画において、水際管理の際に必要な合法性を証明するシステムとして機能するのが Voluntary Partnership Agreement (VPA) という「自主的な二国間のパートナー協定」であり、これは違法伐採防止を目的に生産国と EU が結ぶ貿易協定である。EU との間に自主的に VPA を締結した生産国は、独立モニタリングと合法性確認制度(Legality Assurance System: LAS)に基づくライセンス制度のもと、輸出する木材が合法であることを担保する。LAS のもと、合法木材だけにライセンスが下りるという仕組みである。従って EU 側は、

VPA を結んだ生産国からの木材が輸入される際には、ライセンスがなければ水際で差し止めることが可能になる。VPA は自主的な協定ではあるが、一度締結されれば法的拘束力がある。また単なる貿易協定ではなく、途上国のガバナンス向上を目的とした、途上国支援と組み合わせられている点も特徴である。この支援には、ライセンス制度の構築のために必要な資金援助が含まれる。

VPA の達成目標

- 政策と法律の改革
- ガバナンスと透明性の向上
- キャパシティビルディング
- 法順守の管理、検証の改善
- 歳入・地代の増加
- 市場シェアの改善

合法性保証システム Legality Assurance System: LAS¹³

LAS には、下記の 5 つの要素が含まれる

- (1) 合法生産された木材の定義
- (2) サプライチェーン管理
- (3) 証明（合法性定義とサプライチェーン管理に準拠しているという証明）
- (4) ライセンス発行（誰がどのように発行したかの詳細を記す）
- (5) 第三者による独立モニタリング（LAS のすべての条件が整っていることの確認）

上記のうち、合法性定義の構築とともに難しいとされる課題が、独立モニタリング制度の構築であるが、信頼できるシステムには欠かせない要素である。このモニタリングを行う組織は外部の組織が望ましく、多くの国では NGO も参加を望んでいる。現在のところ、当座措置として EU が外部の独立監査を財政上支援し、EU と生産国政府とで設立した共同委員会にその監査組織が報告を行うという形式をとっている。しかし、誰がその組織に対して支払いをするのか、委員会、政府のどちらが先に報告内容を確認するのか、など今後の課題は多い。

¹³ European Commission, *Briefing Note No. 3, FLEGT Briefing Notes* (March 2007)
(http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_03_eng_221010.pdf)

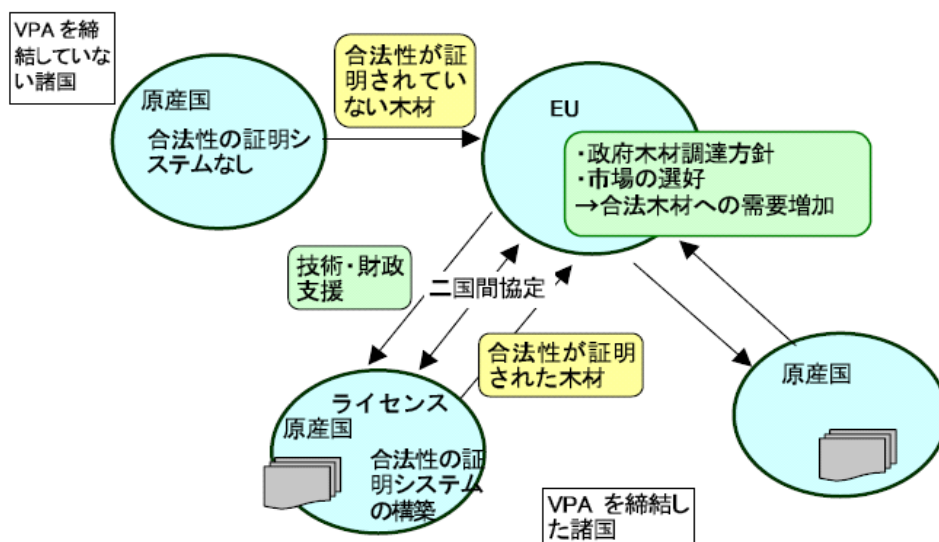


図 二国間パートナーシップ協定 (VPA) の仕組み

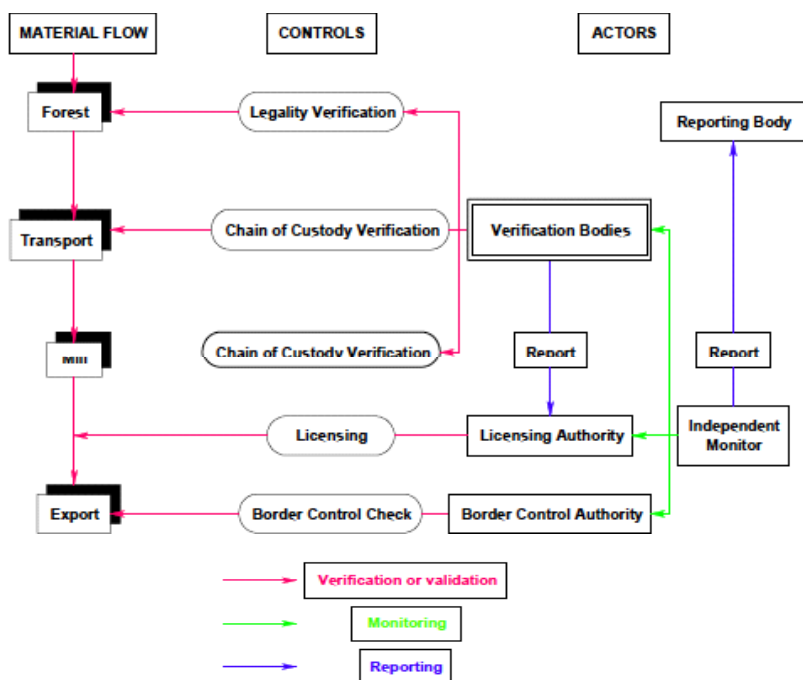


図 FLEGT ライセンス制度¹⁴

VPA の広範囲の目的としては、①ガバナンスの改善と開発②気候変動対策③先住民族の権利の保全④生物多様性の保全⑤木材の長期的な安定供給¹⁵などが挙げられている。VPA はこれまで進捗が遅いとされ、いまだに市場に木材が出て来ていない。最初の FLEGT VPA ライセンス材の出荷は、2011 年か 2012 年頃になるといわれている。¹⁶しかしプロセスは近年に

¹⁴ OECD Round Table on Sustainable Development, "THE ECONOMICS OF ILLEGAL LOGGING AND ASSOCIATED TRADE", Paris, 8-9 January 2007

¹⁵ FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies. ProForest, 2010.

¹⁶ http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the_goal/

なって加速しており、一気に広がる可能性もあると、欧州委員会の Helden 氏は言う。

2. FLEGT VPA プロセスと EU の役割

VPA プロセスは、あくまで自主的なものであるという点を EU は重要視している。欧州委員会の Helden 氏は、次のように VPA を説明する。「(EU は) あなたの国の木材を必要としており、引き続き購入したい。ただそのためには合法性の問題をクリアする必要がある、というアプローチだ」¹⁷。VPA は何も持続可能性を確保するために新しいことを始めるよう要求しているのではなく、原産国にもともとある法律（ほとんどの場合、整った法規制がある）がきちんと機能し、EU が合法材を購入できるようにしていくための仕組みだという。

英国国際開発省（DFID）の Hugh Speechly 氏は、「多くの国では結果を考慮せずに次々と法が策定されていて、準拠が不可能になっている場合がある」としている¹⁸。そのため VPA の交渉中、最も大切なプロセスは、合法性を担保するために必要な、「合法的木材とは何か」という最も基本的な法的定義を構築することである。しかしこの定義は EU の側で提案するのではなく、あくまで生産国側のステークホルダーが適切なプロセス（ステークホルダー参加がきちんと担保されるプロセス）を経て構築するもので、しばしば EU に仲介的な役割を期待されることがあるものの、VPA アフリカ担当者の Julia Falconer 氏によれば、EU の役割はオブザーバー的なものであるという¹⁹。

上記のステークホルダープロセスは、まずは関連情報を共有することから始まる「前段階」に数か月から数年かかる。その長さはそれぞれの国の事情によって異なるが、この段階で、政府は、業界、NGO などを含めたステークホルダー間で VPA 交渉を始めるべきかの議論を行い、その後 VPA 交渉に入るという相互合意が EU と交わされる。そして、公的な交渉の段階に入ってから、各国政府は適切なプラットフォームとなる場を設け、本格的なステークホルダー・コンサルテーションプロセスに入る。制度の構築には、産業界や NGO など、異なる利益を代表するステークホルダー間の議論が重ねられたのち、ステークホルダー間合意が形成されることがまず必要となる²⁰。

よって、VPA 締結までのプロセスではあくまでも、「信頼性が大切」と、Falconer 氏は言う²¹。つまり、十分なステークホルダー参加を経て、信頼できるプロセスを通して成立したかどうかという点が重要になる。例えば、マレーシアのサラワク州ではシステム自体は存在し

¹⁷ Flip van Helden, European Commission へのヒアリング（2011 年 1 月 26 日）

¹⁸ Hugh Speechly, DFID へのヒアリング（2011 年 1 月 26 日）

¹⁹ Julia Falconer, European Commission へのヒアリング（2011 年 2 月 3 日）

²⁰ http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the_process/

²¹ Julia Falconer, European Commission へのヒアリング（2011 年 2 月 3 日）

ているものの、そのシステムが信頼できないという意見が存在しているため、未だに VPA の締結には至っていない。

3. FLEGT VPA 進捗状況

2011 年 3 月現在、EU との間に VPA が締結されたのは、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国の 4 か国である。交渉中の国は、インドネシア、ベトナム、マレーシア、リベリア、コンゴ民主共和国（コンゴ DRC）、ガボンの 6 か国。さらに、中国、ロシア、ブラジルとは VPA 締結を視野に入れた二国間での議論が今後進むと予想されている。EU は 2011 年内にさらに 2 か国と VPA 締結に向けた交渉を終わらせたいとし、そのうちの 1 か国はインドネシアになることが予想されている²²。これはおそらく、前述のようにインドネシアとは英国政府のリーダーシップにより、早くから違法伐採についての議論が行われてきており、このたび違法木材の定義と合法性の確認制度が正式に確立したことが理由である。

表：VPA 交渉の進捗状況

地域	国名	VPA 交渉進捗状況
アフリカ	コンゴ共和国	2009 年 5 月締結
	ガーナ	2009 年 11 月締結
	カメルーン	2010 年 10 月締結
	中央アフリカ	2010 年 12 月締結
アジア	インドネシア	交渉中
	ベトナム	交渉中
	マレーシア	交渉中
アフリカ	コンゴ DRC	交渉中
	リベリア	交渉中
	ガボン	交渉中
アジア	中国	議論開始
欧州	ロシア	議論開始
南米	ブラジル	議論開始

現在のところ南米の国との交渉は始まっていないが、すでに興味を持つ国が現れているという。上記の表からもわかる通り、VPA プロセスが締結に至っているのはアフリカの生産

²² 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 環境委員長の基調講演（2011 年 1 月 27 日）：Janez Potočnik, ‘Seeing the wood for the trees – on EU’s role in global forest management’ in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>)

国であり、中央アフリカ共和国のように 5 か月という短期間で締結に至った国もある。これは、アフリカ各国ではアジアの国より国家主権へのこだわりが少なく、政治的にも文化的にもこうした交渉がスムーズに行きやすい背景があるという。欧州委員会の Helden 氏は、「アジアでは、政府がすべてのステークホルダーと対話することがより難しくなっている」と指摘している。今最も VPA 交渉が難しいとされている相手国の一つはマレーシアであり、その理由には、3 つある州それぞれが自治権をもっており、サラワク州が EU からの要求について納得していないことがある。その背景には、サラワク州は EU 市場との取引があまりなく、ほとんどが日本やインドとの取引であることもあり、VPA 交渉に乗るメリットを見いだせていないこともある。欧州の行政担当者や NGO からは、同州の最大の輸出相手である日本からの働きかけを望む声が聞かれた。

多くの国は VPA を締結するために必要なプロセスや政治レベルでのコミットメントについて、交渉を始める時点では軽視し、比較的軽い気持ちで交渉を始めているという²³。しかし、いったん交渉を始めると途中でプロセスをやめることは難しいため、EU と対話を始めることで森林セクターのガバナンスの改善に政治的なコミットメントが得られる。また EU 市場へのアクセスや、EU からの支援などに魅力を感じ、ベトナムのように相手国側から VPA の締結を申し込んでいる例が増えてきているという。

4. FLEGT VPA の影響・効果

現在のところガーナにおいて VPA がガバナンスの改善にもたらした影響は成功例とみなされている。これは、VPA をきっかけに政府と主要ステークホルダーとの間に新たな関係が生まれているからであるからである。ステークホルダープロセスにより相互理解が深まったことで、法規制が実際のガバナンスの問題に対応するようになったこと、現場における衝突が減少したこと、ステークホルダー同士が意見を交換できるようになったことなどが、成功例とされるガーナの VPA の影響として挙げられている²⁴。

また、VPA 締結へのプロセスには、国内における森林管理に関する法的枠組みの作成とその機能という、持続可能な森林管理のための重要な要素を含んでいる。今のところ熱帯林の森林認証は、コストと競争力をはじめとする様々な理由で限定的であるが、VPA プロセスを経ることによって全体的な森林管理能力のレベルが向上すれば、認証が取得しやすくなることから、英国の公共調達方針における技術的支援を行う機関 CPET(後述)を運営するコンサルティング会社、ProForest によって予想されている²⁵。また、認証制度によってすでに

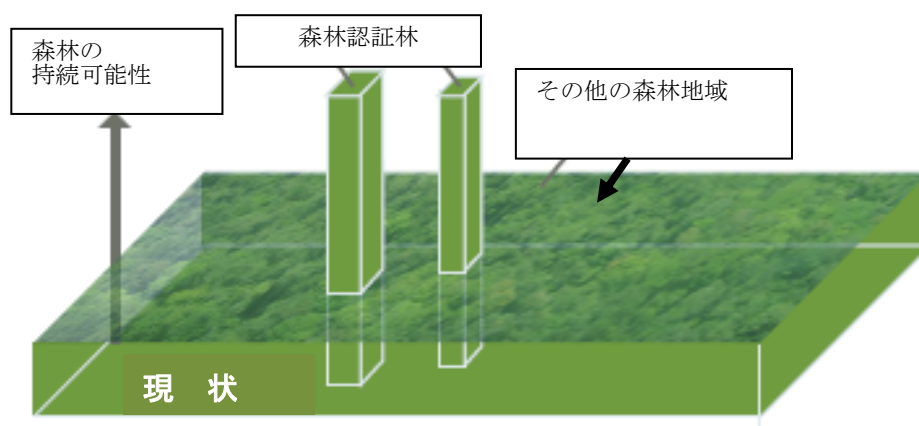
²³ Julia Falconer, European Commission へのヒアリング (2011 年 2 月 3 日)

²⁴ FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies. ProForest, 2010.

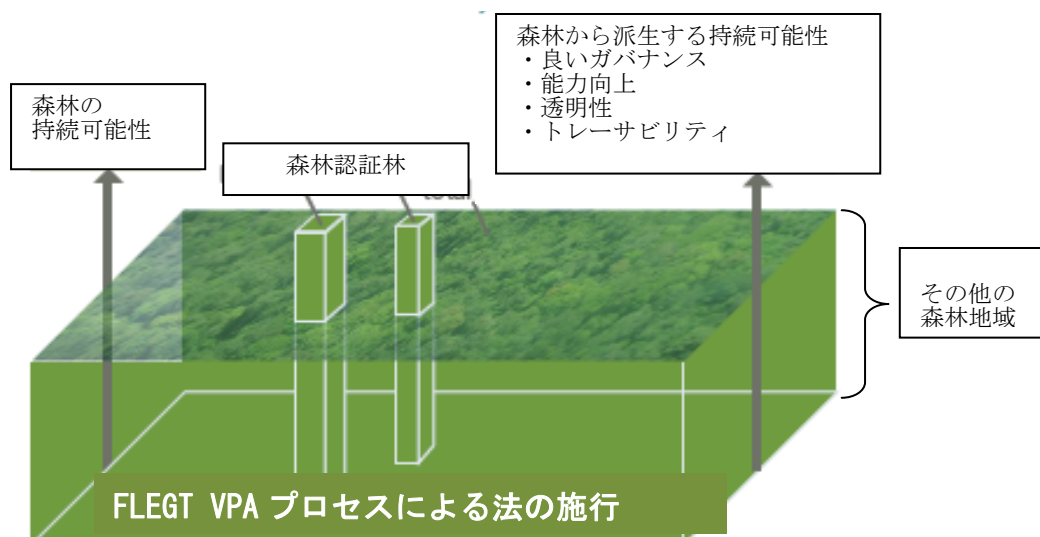
²⁵ ibid

確立されているトレーサビリティの確認や監査システムは、VPA で求められていることと同じであるため、この認証制度という既存システムを利用することができる。つまり、VPA と認証制度は相互に相乗効果をあげることができると期待されている。特に、競争力を気にする個別の企業に対して一定レベル以上の規制を設ける VPA は認証制度の普及に貢献し、市場においてはラベルなどで認識されない VPA ライセンス材は、認証材によって市場で認識されることが可能となると、ProForest は考えている。

① ガバナンスが整っていない国の状況



②VPA プロセスを経た場合：国レベルでの持続可能性の増加



図：VPA の有無の比較の概念図

①は、VPA プロセスがなく、現状の森はそのまま、森林認証された森の持続可能性が高いことを表した図。②は、VPA プロセスを経ることで、国レベルで持続可能性に関わる法施行を実施した場合の図。森林認証林だけでなく、国全体として森林の持続可能性が増すことを示している。

出典：FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies. ProForest, 2010.

1-4 EU 木材法

2010 年に成立した「EU 木材法」(Regulation (EU) No 995/2010)²⁶は、上記の FLEGT プロセスに法的根拠を与えるために導入された法律であり、これによって生産国が VPA 締結に、より積極的になることが予想されている。EU は一つの市場として考えると世界最大の木材市場であり、2007 年に EU 全体で、236 百万 m³ の木材製品を消費し、そのうちの 60.4%は輸入が占めた。輸入の内訳は、製材が 39%、丸太が 36%、合板が 18%である。原産地別にみると EU が輸入する木材の 65%は、北方林と温帯林からが占め、熱帯を産地とする木材は、14%にしかすぎない。しかし、熱帯材の方が値段が高いため、費用に換算すると 26%を占める²⁷。

この EU 木材法は EU 加盟国 27 か国すべてに適用されることを考えると、レーシー法と同じく世界の木材市場に大きな影響を与えることが予想されている。同法は、貿易に携わる者に木材の合法性に関する「デュー・デリジェンス」²⁸と呼ばれるリスク調査の義務を課すことから、「デュー・デリジェンス法案」という名で 2008 年 10 月に欧州委員会が提案している。その後、欧州議会による 2 度目の審議で 2010 年 7 月に議会を通過し、2010 年 10 月に欧州理事会を通過している。EU 木材法の発効は 2010 年 12 月 2 日から、実際の適用は 2013 年の 3 月 3 日からとなっている。

欧州議会の 2 度目の審議で通過したのは折衷案と呼ばれている。当初 NGO の中には最も規制の厳しいライセンス制度を含む法律の誕生への期待もあったようだが、EU 木材法ではそこまでの規定は成立していない²⁹。さらに、英国では EU 木材法の導入前に、すでにより厳しい法案が存在していたが、EU 木材法の誕生で取り消しとなり、NGO の中にはそれを批判する声も存在しており³⁰、EU 木材法の成立までに様々な動きがあったことがうかがえる。

また、EU 木材法は、家具製造会社の IKEA や総合小売業者の Carrefour など木材調達に積極的に取り組んできた民間セクターの努力も反映したものであると、欧州委員会の Helden 氏は説明している。よってすでに合法木材調達に取り組んでいる企業としては、競争力という点において歓迎すべき動きでさえあることがうかがえる。また、EU 木材法の合法性の定

²⁶ “REGULATION (EU) No 995/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”. Official Journal of the European Union, L295/23

²⁷ EFI Policy Brief 5: *Changing International Markets for Timber and Wood Products - Main Policy Instruments*. European Forest Institute, 2010, p. 4.

²⁸ "due diligence"=自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務

²⁹ http://www.illegal-logging.info/uploads/EU_Civil_Society_Initiative.pdf

³⁰ Julia Young, WWF GFTN への聞き取り (2011 年 1 月 28 日) ただし GFTN 自体はより厳しい規制よりもまず EU 法の適切な準拠が肝心だとしている。

義は、各加盟国の政府調達方針にもかなり重要な影響を与えることから、今後どのように詳細が決定されるのか注目が集まっているところだ。

EU 木材法施行までの今後の流れ

EU 各加盟国：

- 担当省庁を指定
- モニタリング機関を指定
- 罰則規定を含む国内施行法を作成

欧州委員会：

- モニタリング機関の加盟国における登録条件についての詳細を決定（2012 年 3 月 3 日まで）
- モニタリング機関の検査の性質と頻度を決定
- （すでに決まっているもの以外の）対象製品の範囲を決定
- リスク基準の詳細を決定
- リスクアセスメント及びミティゲーションの方法の詳細を決定（2012 年 6 月 3 日まで）

EU は上記の詳細を決定する法案の作成のため、コンサルテーションプロセスを開始している。外部調査、ステークホルダーミーティング、専門家会議などを含むこのプロセスを経て、FLEGT 委員会の協力のもと欧州委員会が詳細規則を採択することになっている³¹。

1. EU 木材法の要点

可決前は「デュー・デリジェンス法」とも呼ばれていた EU 木材法において、産業界に課される義務は主に次の 3 つである。

- ① 違法木材を EU 市場に持ち込まない
- ② 最初に EU 市場に木材製品を持ち込む業者はその製品が合法木材であることを確認する「デュー・デリジェンス」調査を行う
- ③ トレーサビリティの確保のため、EU 市場において木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客（売り手と買い手）の情報を記録しておく。

³¹英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 委員会のプレゼンテーション（2011 年 1 月 27 日）：Svetla Atanasova, 'Next steps in implementing the EU 'Timber' Regulation' in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010)
<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>

つまり、EU 木材法ではサプライチェーン中のすべての業者を対象とするレーシー法と違い、最初に EU 市場に違法木材を持ち込む業者を対象としている（ただし、加盟国が国内法で国内販売を規制の対象にすることは十分あり得る。例えばワシントン条約の規制対象品のようにすべての譲渡行為が対象となることも考えられる）。さらに、この法律は輸入製品のみならず、EU が生産国となる木材製品についても適用される。また現在のところ、FLEGT 材やワシントン条約の許可証つき木材は EU 木材法に適合するとされている。

「デュー・デリジェンス」調査はどの程度行えばよいのかについての詳しい規定はこれから欧州委員会が作成するが（2012 年 7 月までに作成の予定）、主要要素は以下の 3 つである。

- (1) <情報>業者は木材製品についての情報、原産国、分量、サプライヤーの情報、原産国における法への準拠に関する情報を持つていなければならない
- (2) <リスクアセスメント>上記の情報と、EU 木材法に規定される基準と照らし合わせて、業者は自らのサプライチェーン中に違法木材製品が存在するかどうかのリスクアセスメントを行わなければならない。
- (3) <リスク・ミティゲーション>上記のアセスメントの結果、サプライチェーン中に違法木材製品が存在するリスクがある場合、サプライヤーからの情報と検証（書類提出など）によってリスクを軽減する

対象製品は、無垢材、フロア材、合板、パルプ、紙など広範囲の製品を対象とする。ただし、再生材、ラタン、竹、さらに新聞や雑誌などの印刷物は対象外とされる。「再生材」については、新品でも「一度使用した」ことにし、再生材というカテゴリに入れるという抜け穴も考えられ、「この抜け穴を利用する業者もいないとは限らない」という懸念の声もあった³²。

2. EU 木材法概要

以下、簡単に EU 木材法の概要を紹介する³³。

第 1 条 主題

EU 法が規定する義務は以下の二つ：（1）事業者が EU 市場に木材製品を導入する際の義務；（2）木材を取引する際の事業者の義務

第 2 条 定義

³² Sofie Tind Nielsen, ProForest への聞き取り（2011 年 2 月）

³³ Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market Text with EEA relevance

- (a) 木材及び木材製品—Annex に書かれてある木材及び木材製品。例外はあり。
- (b) ‘placing on the market’（市場に並べる）—販売方法に関わらず、木材・木材製品が初めて EU 市場に供給されたことを指す。支払いの有無にも関わらない。
- (c) ‘operator’（オペレーター）—市場に木材・木材製品を並べた者
- (d) ‘trader’（トレーダー）—商業活動において、すでに市場に並べられた木材・木材製品を EU 市場内で、販売、または購買する者
- (e) ‘country of harvest’（原産国）—木材または、木材を含む木材製品が伐採された国や地域
- (f) ‘legally harvested’（合法伐採された）—生産国の適用法に従って伐採されたもの
- (g) ‘illegally harvested’（違法な伐採）—伐採された国の法に違反して伐採されたもの
- (h) ‘applicable legislation’（適用法）—以下の点をその範疇に入れたものとして
 いる
 - 合法的な境界内で木材を伐採する権利
 - 伐採権や税金など木材への支払
 - 環境・森林に関する法律
 - 保有権や使用権などに関する第三者の法的権利
 - 貿易や税関

第 3 条 FLEGT 及びワシントン条約の対象となっている木材製品

どちらも合法材とみなされる。

第 4 条 事業者の義務

EU 市場に違法材を導入することの禁止と、EU 市場に木材を導入する際の
デュー・デリジェンスの義務

第 5 条 トレーサビリティの義務

木材製品を納品した業者と、適用する場合は納品した業者を特定することが
できるようにする義務（前者に関しては 5 年間記録を保管）

第 6 条 デュー・デリジェンス制度

デュー・デリジェンス制度は、以下を含む制度とする：

- (1) 下記の情報を取得する手段・手続
 - （木材を EU 市場に輸入する）事業者と、樹種など木材製品に関する情報
 - コンセッションを含む、原産国に関する情報
 - 分量
 - 納品業者に関する情報
 - 木材製品を納品した相手の業者

- 適用法に準拠していることを証明する文書など

(2) リスクアセスメントの手続き

リスクアセスメントを行う場合は、(1)に加えて以下の点を考慮する：

- 適法用への準拠の保証（第三者認証などを含む）
- 特定の樹種の違法伐採の頻度
- 特定の生産国や地域における違法伐採の頻度（紛争なども含む）
- 国際機関による制裁
- サプライチェーンの複雑さ

(3) リスクアセスメントの結果、リスクが高い場合には、追加情報、関連文書、第三者証明などの、ミティゲーション手続き

デュー・デリジェンス制度のさらに細かい規則については、前述の通り欧州委員会が規則を作成することになっている。

第 7 条 担当省庁

各加盟国は一つ以上の担当省庁を指定することになっている。

第 8 条 モニタリング機関

第 6 条に規定されるデュー・デリジェンス制度の実施のモニタリングは、各加盟国で登録を許可された独立機関が行うことになっている。

第 9 条 モニタリング機関のリスト

第 10 条 事業者の検査

加盟国の担当省庁は、事業者が第 4 条と 6 条に規定される義務に準拠しているかどうかを確認するために検査を行うことになっている。この検査は、リスクベースに基づいて行われる。検査の結果、問題が見つかった場合、担当省庁は製品の押収や販売禁止を命ずることができる。

第 11 条 検査の記録

第 12 条 協力（第三者国の担当省庁や欧州委員会との協力）

第 13 条 技術支援、ガイダンスと情報交換

特に中小規模の事業者を支援するために、加盟国は技術支援やガイダンスとともに、違法伐採に関する関連情報を提供する。

第 14 条 付属書の改訂

第 15 条 委任規則

第 16 条 委任規則の廃止

第 17 条 委任規則への反対

第 18 条 委員会（FLEGT 委員会が欧州委員会を補佐する）

第 19 条 罰則

各加盟国で、製品の金銭的価値だけでなく環境上の損害も考慮に入れた罰則を設けるように規定している。また、製品の押収、即刻の取引禁止についても必

要措置とするように規定している。

第 20 条 報告

加盟国は 2 年ごとに欧州委員会に報告書を提出する。欧州委員会は欧州議会に 2 年ごとに報告書を提出し、EU 法の効果について 6 年ごとに見直しをする。特に中小規模の事業者の事務処理への影響について考慮する。

第 21 条 発効と適用

付属書には、EU 木材法の適用範囲となる木材製品がリストアップされており、前述の通り合板、合板用のベニヤシートやパーティクル板、梱包ケースなど様々な製品が対象とされている。対象製品は今後、コンサルテーションプロセスを経て増える予定である。

3. EU 木材法の影響と業界の反応

EU 木材法の影響については、発効前ではあるが様々なことが予測されている。まず、全般的な影響として、EU の環境委員長は以下の三つの点を予測している³⁴。

- ① 合法性は EU 市場で木材を販売する際の必要最低限の条件となること
- ② 高リスク材から低リスク材へのシフトが起こり、合法性の証明された木材や認証材が優遇されるようになるであろうということ
- ③ 合法材のみが取引されるようになれば、正直に事業を行っている事業者は値段競争で他の（違法材を安く販売する）事業者に対して負けるということとはなくなる。

NGO として関わってきたアース・クライアントは、EU 木材法のもとのデュー・デリジェンス義務が、食品業界などと比較するとこれまでトレーサビリティやサプライチェーンの管理があいまいであった「企業や木材業界を変えるだろう」としている³⁵。

さらに、FLEGT プロセスを DFID のもとで支援してきた、英国の木材貿易連盟（TTF: Timber Trade Federation）の Rachel Butler 氏によれば、イギリスの木材業界からは、EU 木材法の制定そのものについては、「面倒」であるという意識があったという。積極的に法案を支援する動きはなかったものの、法案の成立自体は必要なものとして受け入れていたという³⁶。さ

³⁴ 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 環境委員長の基調講演（2011 年 1 月 27 日）：Janez Potočnik, ‘Seeing the wood for the trees – on EU’s role in global forest management’ in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>)

³⁵ Tim Grabel, ClientEarth, ‘A vision for the implementation of the EU Timber Regulation’ in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>) p.11

³⁶ Rachel Butler, Timber Trade Federation への聞き取り（2011 年 2 月 28 日）

らに英国小売協会（British Retail Consortium）の Catherine Pazderka 氏は、「イギリスの消費者は環境上・倫理上の配慮を積極的に支持する傾向があるため、この背景を受け EU 木材法には小売業界側からも特に反対はなかった」としている³⁷。Pazderka 氏は、イギリス消費者のこの傾向を、動物福祉や環境に配慮した食品類ですでに実証済みであるとし、この傾向が環境 NGO などのキャンペーンに影響を受けたものと指摘している。

ただし、業界の間で全く心配がないわけではない。高級家具なども扱う英総合小売大手の John Lewis 社は、小売店にとって EU 木材法は、「不確実」で「明確ではない」としている³⁸。同社は特に心配な点として、木材を一部に含む製品の複雑さ、サプライチェーンの複雑さ、規制ができたことで木材製品を避け、他の環境負荷の高い製品が使われる可能性などを挙げている。特に、デュー・デリジェンスのシステムをすでに持っている食品業界以外の業界にとって、どうシステムを構築するのかは大きな課題だと考えているようだ。この点について John Lewis 社は、このシステムにおけるツールとして認証制度が採用されることを予想しており、現在は市場におけるシェアが限定的である認証製品が、市場において主流になるためにはいい機会だとしている。

さらに、John Lewis 社がもう一点、今後明確にしなければならない点として挙げたのが、FLEGT 材の市場における位置である。FLEGT 材は輸入される際（水際）では、ライセンス証明があるが、材そのものに「FLEGT 材」として認証材のようにラベル付けすることになっていない。そのため、もともと FLEGT に法的根拠を与えるために成立した EU 木材法であるが、デュー・デリジェンス制度を実施した結果、一度 EU 内の市場に出回った FLEGT 材が、ラベルなどで差別化されなかった場合、特に小売業界は自力で合法性を確認することは困難なため、結局は第三者認証（認証制度）に頼ることとなり、市場は認証材だけが占めるようになるのではないかという意見は、違法伐採会議に参加した他の参加者からも聞かれた。特に、FLEGT の VPA プロセスを別途支援してきた TTF は、プロセスの開始からすでに 10 年経っても、未だに FLEGT 材が市場にはないこと、しかもラベル付される認証材のように市場での識別が明確でないことから、最終的には事業者が認証材に集中する傾向があるのではと懸念を示している。市場において FLEGT 材がどう認識されるのかについては、生産国側からも心配する声が挙がっている³⁹。

³⁷ Catherine Pazderka, British Retail Consortium への聞き取り（2011 年 2 月 27 日）

³⁸ Fiona Wheatley, John Lewis plc, 'EU Timber Regulation: a private sector perspective' in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>) p. 12

³⁹ Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, 'The opportunities and challenges of complying with procurement policies' in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) p. 17.

4. その他のポイント

最後に、EU 木材法では、デュー・デリジェンスを義務化しているため、日本の合法木材などの取組と比較すると、EU では「より（事業者に対して）懐疑的なアプローチ」をとっている、と Speechly 氏は説明している。

第2章 英国とオランダの政府調達の実組

EU には、製品タイプをベースとした、EU 自体の公共調達方針がある。Directive 2004/18/EC（「調達指令」）は、製品のコストに対して最大限の機能を期待できるもので、環境上の、そして持続可能な発展上の配慮をしたものを購入することを加盟国に義務付けている。さらに EU は、加盟国へのガイダンスも積極的に提供しており、以下のものを発行している。

- グリーン購入のためのハンドブック（”Buying Green – Handbook on Green Public Procurement”）
- 公共調達において社会的要素を考慮する際のガイド（”Buying Social – A Guide to Taking Account of Social Considerations in Public Procurement”）
- 欧州委員会のコミュニケ（”Public procurement for a better environment”）

しかし上記の EU の措置の効果は限られており、実際の調達方針は各国が独自に立てたものを使用している。EU 加盟国中、木材の公共調達方針を持っているのは、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、そして英国などである。また、公共調達方針を立て、木材に関しては製品ベースで条件を付加している加盟国として、オーストリア、イタリア、スペイン、スウェーデン、ポーランドなどがある⁴⁰。

ヨーロッパにおける木材の公共調達方針の近年の傾向として注目すべき点は、持続可能性に対してより総合的・包括的に取り組むという点である。従来のように単に森林資源の持続可能性という点を見るだけでなく、森林の状態、森林資源の生産、森林資源の保護、森林資源の在庫、生物多様性、さらに先住民族の権利や労働者の権利など、社会的な条件もあわせて、持続可能性に対して包括的にアプローチする傾向に進んでいる⁴¹。すでにベルギー、デンマーク、英国、オランダの調達方針は上記の 6 つの条件を含んでいる⁴²。ただし、各国が異なる方針を持つことに対しては、生産国側にとっては負担が増えることから⁴³、今後各国の調達方針の一致化がどう行われるかが注目される。この動きについては後述する。

以下、英国とオランダの調達方針について紹介する。

⁴⁰ Sofie Tind Nielsen, ProForest, ‘VPA licensed timber and its compatibility with timber procurement policies’ in 17th *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010).

⁴¹ *ibid* p. 15.

⁴² *ibid*. p. 15.

⁴³ Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, ‘The opportunities and challenges of complying with procurement policies’ in 17th *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010)

2-1 英国

1. 概要と経緯

英国は 1997 年に中央政府機関に木材製品を納品する業者に対し、合法性・持続可能性を求める方針を発表した⁴⁴。当初はあくまで自主的なもので、合法性や持続可能性の証明を求めないものであったが、グリーンピースなどの NGO のキャンペーンを受け⁴⁵、2000 年 7 月に DEFRA(環境・食糧・農村地域省)大臣が声明を発表したことでこの方針は拘束力を持つこととなり、さらに 2003 年には、関連業者に対してこの方針の実施に必要な技術的支援を行う CPET (Central Point of Expertise on Timber) が設置された。CPET は前述の ProForest というコンサルティング会社が政府の委託を受けて運営している。

1997 年の方針は、合法であることが最低条件で、できれば持続可能な木材の納品を求めているが、2009 年には、政府に納品する木材製品は以下のものに限るとされた⁴⁶。

- (1) 合法材、持続可能材であることが独自に確認できるもの
- (2) FLEGT のもとのライセンス材またはそれに相当するもの

上記の他、再生材も認められている。これにより、2015 年 4 月 1 日からは、合法性・持続可能性の確認できる木材か、FLEGT 材のみが求められることになる。なお、公共調達方針で FLEGT 材を指定しているのは英国のみである⁴⁷。

上記の(1)に必要な合法性・持続可能性の確認の手段として使用されるのが、「カテゴリ A の証拠」と「カテゴリ B の証拠」である。カテゴリ A は CPET が最初に開発したカテゴリで、26 の特定された評価基準を国際開発省 (DFID)、森林局 (Forestry Commission)、TTF、WWF などからのインプットに従って整理した後、作成された基準を満たすとされた認証制度がこれに入る⁴⁸。2008 年に評価の手法が改訂されたのを受け、2010 年に新たな評価の結果が発表されている。従って現在、FSC 認証と、CSA, SFI, MTCS を含む PEFC 認証が基準を満たすとしてカテゴリ A に入っている⁴⁹。CPET は、この評価手法を適宜改定しているが、以

⁴⁴ 地方自治体に関しては義務ではなく、自治体によっては独自に方針を持っているところがある。

⁴⁵ Hugh Speechly, DFID への聞き取り (2011 年 1 月 26 日)

⁴⁶ *Executive Summary of UK Government Timber Procurement Advice Note*. CPET, 2010. P. 3.

⁴⁷ Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, 'The opportunities and challenges of complying with procurement policies' in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). P. 17.

⁴⁸ CPET ウェブサイトより (<http://www.cpet.org.uk/cpet-s-assessment-of-evidence/assessment-of-certification-schemes-category-a>)

⁴⁹ *Evaluation of Category A Evidence, Appendix 1b to Evaluation of Category A Evidence, Review of the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes (PEFC)*. CPET, 2010.

(<http://www.cpet.org.uk/files/Appendix%201B%20Review%20of%20the%20PEFC%20-November%202010.pdf>).

前と比較すると、マレーシア独自の森林認証制度 MTCS は持続可能性が認められていなかったのに対し、現在は PEFC 認証との相互認証が成立しているため、PEFC 認証として認められているという違いがある。

表：カテゴリ A に入る認証制度

認証制度	合法性 (100%合法的な原料)	持続可能性 (70%持続可能な原料)
PEFC (CSA、SFI を含む)	合法	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品
FSC	合法	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品

さらに、カテゴリ A に続いて 2006 年に策定されたカテゴリ B は、認証制度を使わずに合法性・持続可能性を担保する場合の証拠が入る。証拠は、証拠評価のための基準、チェックリスト、ガイダンスの 3 部で構成されている。

もともと前述の EU の調達指令 (Directive 2004/18/EC) 自体に社会的要素が弱いことが指摘されていた背景もあり、2010 年 4 月からは、カテゴリ B 基準に社会的な要素が追加された。2010 年 7 月に発表された、カテゴリ B 評価の枠組みを記載した”The UK Government Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Category B Evidence” 第 3 版では、持続可能性確認のための森林源情報として、第 3 版には新たに S9 から S12 まで 4 つの基準が追加されている⁵⁰。追加されたクライテリアは、先住民族の権利や土地保有に関するもの (S9)、土地保有権や使用権に関するもの (S10)、森林労働者の基本的労働権に関するもの、森林労働者の衛生・安全に関するもの (S12) である。これらの社会的要素を反映した基準は、CPET が主催したコンサルテーションプロセスを経て追加されている。

DFID の Hugh Speechly 氏は、カテゴリ B については「満足できるシステムがまだ存在しない」としている。この基準は業者にとっては複雑に感じられるため、多くの業者が認証材を扱う傾向にあるが、認証材の有無や業者の規模など、すべてが認証材で解決できるわけではない。

カテゴリ B を確認する細かいシステムが未だにできていないことからわかるように、カテゴリ B は実際にはあまり使用されていない。カテゴリ B が適用される実績としては、木

Appendix 1a to Evaluation of Category A Evidence, Review of the Forest Stewardship Council (FSC). CPET, 2010. (<http://www.cpet.org.uk/files/Appendix%201a%20Review%20of%20FSC%20Dec%202010.pdf>)

⁵⁰ The UK Government Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Category B Evidence, 3rd ed. CPET, 2010. pp. 13-14.

材の長い流通過程において、認証木材を取り扱う業者が、CoC（サプライチェーン管理）の認証を持っていないために最終製品に認証ラベルがつかない場合などに、このカテゴリ B を使用するということが主である。その場合は、その認証製品のトレーサビリティは、カテゴリ B の手続きを踏んでいるために確保されているが、認証制度によって決められた手続きを踏んでいることにはならないので、認証ロゴなどの使用をすることはできない。

CoC(Chain of Custody)=サプライチェーンの確認

木材の生産が合法であるか、持続可能であるかということは、その生産地までのサプライチェーンが追跡可能な場合にのみ保証することができる。合法に生産されている伐採地からの木材が、伐採地が不確かな木材と混合することのないように、運搬・取引の各段階において入出荷時の厳格な分別管理が行われていること、また、その分別管理の手続きがきちんと規定されていて、その規定通りに実施されていることの記録が残っていることが必要である。

CoC 認証とは、上記のサプライチェーン管理（CoC）が適切に実施されるための手順の基準やガイドラインに則っている場合に、第三者認証機関が与える認証のこと。

2. 実施状況

調達方針が義務化された 2000 年からすでに 10 年以上経つが、実施状況の評価はなされていない。英政府としてまとまった履歴などは取られておらず、各機関からの報告の提出などもないという⁵¹。数年前に CPET が中心となり履歴や報告を義務化することが検討され、パイロットスタディが実施されたが、正確な情報を記録するのは膨大な時間がかかるため、現実的ではないという結論が出たという⁵²。

このように購入状況については限定的な情報しか存在しないものの、政府は Efeca という外部のコンサルタント会社に委託して、調達方針の実施状況について調査している⁵³。調査した点は、(1)調達方針が市場に与えた影響（さらにできれば森林保全・地域住民・気候変動に与えた影響）、(2)英調達方針のリーダーシップが EU 加盟国や各国の方針を統一する一致化に向けての努力に与えた影響、(3)CPET が調達方針の効果に与えた影響である。

調査を担当した Efeca は、特に(1)について、認証材の割合の増加を指摘している； 2003 年には全体の 47%が認証材だったのが、2009 年には 63%になっているという（この数字は、

⁵¹ Sofie Tind Nielsen, ProForest への聞き取り（2011 年 2 月 28 日）

⁵² Timber Reporting Pilot Study, July 2009, CPET

⁵³ Emily Fripp, Efeca, 'UK government's timber procurement policy – impact assessment' in 17th *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). p. 18.

政府が履歴を取っていないことから、納入業者側から集めたという⁵⁴)。ちなみに、熱帯材の供給は 2003 年から 2009 年まで常に 5%前後と安定している。ただし Efeca は、公共調達方針をあまり厳しく適用すると、認証材に需要が集中し、カテゴリ B 材を扱うことの多い中小規模のサプライヤーに不利になるとしている。

さらに、環境 NGO である FERN も、認証材はクオリティーと信頼をベースにした制度であり、認証材であることが必ずしも 100%合法性を担保するとは限らないとし、FLEGT 材など合法材のすべてが認証材にとって代わるわけではないとしている。実際、過去にはベトナム、中国からの認証材に違法材が混ざっていた事例が存在している⁵⁵。そのため、木材製品の合法性については、認証制度に頼り切るのではなく、FLEGT 材を早く市場に出すようにし、別途に合法性検査を行って確実に担保するべきだとしている⁵⁶。FLEGT 材であれば、ステークホルダープロセスを通して構築した合法性の定義に従って、ライセンス制度を通して合法性という点においてはより確実にとなると考えられているからである。

(2)、(3)の点については、Efeca はどちらも影響が大きいとした。一致化についてはそれ自体には賛成意見が多いものの、基準の低い国に合わせることで全体のレベルが下がるのを心配する声があると報告している。さらに Efeca は、EU 木材法が成立したことで調達方針の存在意義を疑問視する声に対しては、EU 木材法は合法性を担保するもの、調達方針は一歩進んで持続可能性を担保するものだとして今後も調達方針の影響は維持されるとしている⁵⁷。

2-2 オランダ

1. 概要と経緯

オランダ政府は、2010 年から、政府の調達する木材は 100%を持続可能材にすることを方針としている⁵⁸。オランダ政府は 1996 年に調達方針の実施に必要な基準作りを行うケアハルト・ファウンデーション (Keurhout Foundation) という組織を設立し、1997 年にオランダ農業・自然・食糧品質省 (Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality) が発行した「木材保

⁵⁴ Emily Fripp, Efeca への聞き取り (2011 年 2 月 27 日)

⁵⁵ Paul Eccleston, “Garden furniture for UK market from illegally logged rainforest”, says report.’ *Daily Telegraph* (19 March 2008).

⁵⁶ Saskia Ozinga, FERN への聞き取り (2011 年 1 月 28 日)。詳しくは、*Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan.* FERN, 2009. (<http://www.illegal-logging.info/uploads/FERNbuying.pdf>)を参照。

⁵⁷ Emily Fripp, EFCA, ‘UK government’s timber procurement policy – impact assessment’ in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). p. 19.

⁵⁸ Timber Procurement Assessment Committee ウェブサイト (<http://www.tpac.smk.nl/>)

証と持続可能な森林管理に関する覚書」によって、ケアハルト制度を設立。この制度のもと、ケアハルト・ファウンデーションが中央政府の調達する木材について、最低限の条件を設けた。この条件は、合法であること、可能な場合には持続可能性が担保されているというものであるが、2001 年からこの条件を改善するプロセスが始まり、2004 年には正式な調達方針（最低条件として合法であり、可能な場合は持続可能性を担保したもの）が作成された。この際に立てられた目標が、2010 年までには 100%を持続可能材にするという目標である。

2006 年からはケアハルト制度のもと認められる認証制度の特定に向け、認証制度を評価するガイドライン BRL(National Assessment Guidelines)の作成が始まったが、ケアハルト・ファウンデーションは政府と業界の意見の不一致から木材貿易協会（Netherlands Timber Trade Federation: NTTF）の管轄下に置かれることになり、独立性を失ったため、公的な審査機関としての役割を終了している。BRL は 2005 年に内容がいったん合意され、6 つの認証制度を評価してみたものの、2007 年 8 月には、「オランダの基準が詳細かつ複雑すぎて合致する認証制度がないため BRL は機能しない」と等価性評価委員会会議（Equivalence Assessment Board）によって発表された⁵⁹。

BRL が機能しないという結果を受け、オランダ政府は新たな持続可能性の基準を作成することになった。政府の設置した専門家委員会である木材調達評価委員会（Timber Procurement Assessment Committee: TPAC）が各国の認証制度を評価し、2008 年によりやく簡易になった新しい基準が成立している。木材調達基準は、TPAC のウェブサイトです入手可能である⁶⁰。なお、オランダ政府は 2006 年に合法性の基準は英国の基準である、カテゴリ A 及びカテゴリ B を採用することを決定しており、合法材として FLEGT 材を挙げている。TPAC はカテゴリ A に入る制度の評価を担当し、カテゴリ B は政府の調達担当者（Government Procurement Officer）が評価するシステムを取っている⁶¹。

TPAC の評価の結果、現在のところ、オランダ政府の認める認証制度は、英国と同じく FSC と PEFC であるが、オランダは MTCS（マレーシア木材認証スキーム）を認めていない。これは、2010 年 3 月に TPAC が MTCS はオランダの基準に準拠すると判断したのに対し、グ

⁵⁹ *Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan.* FERN, 2009.
(<http://www.illegal-logging.info/uploads/FERNbuying.pdf>) p. 23.

⁶⁰ 'Dutch Procurement Criteria for Timber.' Timber Procurement Assessment Committee, 2008.
([http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/pdf/system%20documents/Procurement%20Criteria%20+%20PEM%20oct%202008%20\(2\).pdf](http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/pdf/system%20documents/Procurement%20Criteria%20+%20PEM%20oct%202008%20(2).pdf))

⁶¹ Dutch Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Evidence of Compliance with Timber Procurement Requirements. 2010.
(<http://www.inkoopduurzaamhout.nl/pdf/Dutch%20Framework%20For%20Evaluating%20Evidence%20of%20Compliance.pdf>)

リーンピースや WWF をはじめとするオランダの NGO5 団体⁶²が不服申し立てをした結果、TPAC は最終的に MTCS がオランダの基準に準拠しないという判断に至ったという経緯がある⁶³。この不服申し立てを受けて、TPAC は、MTCS の監査報告書入手し調査を行った。その結果、MTCS の認証林において、先住民族の権利の保護、森林の転換、そして生態的に保護価値の高い森林の保護については、オランダの基準を満たしていないという結論を下したのである。これは、「オランダでは NGO が非常な影響力を持っていて、木材調達の分野をリードしてきた」という、欧州木材貿易協会（European Timber Trade Federation: ETTF）事務局長の Andre de Boer 氏の意見を反映している例であろう⁶⁴。

表：オランダ政府の認めるカテゴリ A 認証制度

認証制度	オランダ政府の調達基準に準拠しているか
PEFC	準拠
FSC	準拠
MTCS	準拠していない

業界からも、また、生産国からも、欧州内各国の調達方針の一致化（ハーモナイズ、調和）を望む声は以前から存在しており、2006 年から一致化のための会議が開催されてきた。現在のところ、オランダとデンマークの要求する合法性・持続可能性の証拠は、英国のものとほぼ一致している。

より明確で確立した一致化の実現のために、EU レベルで加盟国すべてに適用する調達方針を作成することを希望する声もあったが、EU はこの問題は個々の国の問題であるとしている。しかし、前述のように公共調達において社会的要素を考慮する際のガイド（“Buying Social – A Guide to Taking Account of Social Considerations in Public Procurement”）と、より良い環境のための公共調達に関するコミュニケ（“Public procurement for a better environment”）を発表しており、欧州委員会 DG（Directorate General）の Jeremy Wall 氏によれば、欧州委員会が現在大枠でのハーモナイゼーション（一致）のためのガイドラインを検討中であるという。

EU への聞き取りの間に注目すべき意見として、以下のものがあつた。現在の各国政府の調達方針は「木材がどこから来たかというソースの点に集中している。それは木材の消費と

⁶² Greenpeace、Milieudéfensie(Friends of the Earth Netherlands)、WWF Netherlands、ICCO(Dutch Interchurch Organization for Development Cooperation)、Netherlands Centre for Indigenous People

⁶³ ‘Summary of the revised judgment of the Timber Procurement Assessment Committee (TPAC) on the Malaysian Timber Certification System (MTCS) dated 22 October 2010’. Timber Procurement Assessment Committee, 2010. (<http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/Summary%20revised%20TPAC%20judgement%20MTCS%20FINAL.pdf>)

⁶⁴ Andre de Boer, European Timber Trade Federation への聞き取り（2011 年 1 月 31 日）

いう全体像から見れば一部でしかなく、ライフサイクルまで含めた視点での持続可能性を検討することが今後必要だ」と、木材製品の公共調達の臨時ワーキンググループのリーダーとして内部報告書をまとめた Jeremy Wall 氏は述べている⁶⁵。

⁶⁵ Jeremy Wall, European Commission への聞き取り（2011 年 2 月 2 日）

第 3 章 英国における民間の取組

欧州における民間企業の取組としては、英国の場合は木材貿易連盟（Timber Trade Federation: TTF）、オランダの場合は木材貿易協会(VVNH)の持つ行動規範・行動計画などが挙げられる。以下、英国の例を簡単に紹介する。

3-1 Timber Trade Federation の取組

TTF の取組は、英政府の調達方針の成立により進んだものである。「行動規範」は会員企業に「合法的で管理の行き届いた森林から」調達することを会員全員に約束させるものである。また、さらに、行動規範を具体化させた「環境木材調達方針」を策定しており、こちらは署名した会員が適用するものである。さらに、この「環境木材調達方針」を見直して、NGO や政府も含めたコンサルテーションプロセスを経て、「責任ある調達方針

（Responsible Purchasing Policy: RPP）を策定した。RPP は、「非認証木材製品について合法性及び持続可能性の証拠を収集するためのツール」とされている。

RPP に署名した企業は、テンプレートとして存在する必要書類を利用して調達管理を行えばよい。（1）企業方針の策定、（2）予備スクリーニング（サプライヤーと製品のリストから、問題の多い国からの非認証製品を扱うサプライヤーを特定）、（3）質問票の送付、（4）サプライヤー査定、（5）サプライヤーへのフィードバック、（6）管理レポートの作成、という 6 つのステップを踏んだ後、監査を受けることになっている。このシステムは EU 木材法のもと、デュー・デリジェンスのツールとして利用することができる可能性のあるシステムである。

3-2 B&Q 社の取組

B&Q 社は、欧州最大、世界第 3 位の DIY 小売企業であり、Kingfisher 社の子会社である。英国国内に 321 店舗、英国国外に 60 以上の店舗を持つ（2011 年 3 月現在）⁶⁶。社会的責任の実施では、大きく分けて環境と倫理という 2 本柱で取り組んでおり、環境については水や二酸化炭素削減、生物生息地などの多岐に渡るカテゴリにおいて、方針を掲げ取り組んでいる。

同社は、NGO である FoE UK のキャンペーンをきっかけとして、全世界に先駆けて 1991 年に木材調達方針を導入している。以後、業界における持続可能調達をリードしてきたとして、現在は NGO からその先進的な取組は高い評価を得ている。B&Q 社は、従来 FSC 認

⁶⁶ <http://www.diy.com/diy/jsp/corporate/content/about/index.jsp>

証を優先して調達してきており、2004～2005 年において、販売した木材について（335 万 m³）①71.8%は FSC 認証②その他の認証は 14.6%③13.0%は認証取得に向けて行動計画を策定中④残り（0.6%）はデータが不完全のもの — である⁶⁷。引き続き FSC 認証が優先であるものの PEFC 認証と両方を優先調達しており、2010 年には購入製品の 90%が持続可能性の確認できるものになっている。さらに 2011 年 2 月、ついに購入木材製品の 100%を持続可能性が確認できるものにたと発表している⁶⁸。ちなみに、親会社の Kingfisher の持続可能材調達率は、2010 年の CSR 報告書によれば 77%であり、当初目標の 75%を上回っている⁶⁹。1991 年以降、何度かの改定を経て、最新の木材調達方針が 2010 年 8 月に発表されている（囲み）。

B&Q の木材及び紙購入方針 要旨（2010 年 8 月版）⁷⁰

“すべての木材及び紙製品が適切に管理された森林から、または、リサイクル原料からきていることを確かなものにするために”

B&Q は、多くの木材及び木材製品を扱っている。長年にわたり、使用する木材を調達するための森林伐採が森林保全または、森林の住民などを傷つけないことを目的としてきている。今後とも適切に管理された森林のみから調達するようにし、購入することで良い森林管理を促進していきたいと考えている。

- 使用・販売するすべての木材、木材を含む製品、紙製品が、信頼性のある認証林（完全な CoC 認証を含む）、またはリサイクル原料から生産される
- すべての熱帯木材が FSC 認証材（完全な CoC 認証を含む）、または期間を限定した上で FSC 認証取得を目指しているという覚書を交わしたサプライヤーから購入する
- 認証材、再生材、その他木材製品、紙製品は適切にラベリングがされる

すべてのバーゲン原料は、出所となる森林がわかっており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。

B&Q 全社は、FSC 認証と PEFC 認証を取得している。

また認証へ行くまでの「段階的」な状況も鑑みるため、下記のような条件を持っている：

- FSC 認証においては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証がなければならない
- PEFC 認証で、非熱帯材に関しては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証があれば受け付ける。但し、欧州内からの材については、さらに材が欧州産であるという証明書が付加すること、またそれ以外の PEFC 認証材はさらに FSC 管理木材の基準に見

⁶⁷ B&Q, Social Responsibility Review 2003-2005, Performance Data 2004-05

⁶⁸ “B&Q becomes first retailer to buy 100% responsibly sourced wood” (February 5, 2011) (<http://media.diy.com/assetbank-bandq/action/viewNewsItem?id=7>)

⁶⁹ Kingfisher, *Corporate Responsibility: Group Performance 2009/2010*. p. 10.

(http://www.kingfisher.com/responsibility/files/reports/cr_report_2010/KGF_CR_Group_performance.pdf)

⁷⁰ <http://www.diy.com/diy/jsp/corporate/pdfs/timber.pdf>

合っているという独立機関による証明も必要。

- 再生材は、原料が再生されているということを証明するために第三者機関による検証が必要。

<例外的措置>

プロジェクトごとに社会的責任チームへの申請と許可が必要

認証取得に向けて取り組んでいる原料を使った製品。ただし、最終的に認証取得に向けた独立検証可能アクションプランなどを実行していること。そのためには、伐採地とサプライチェーンは、①TFT⁷¹と契約②SmartWood SmartStep アクションプランを持ち、FSC 認証を目指しているという契約書を持つ③WWF の GFTN（Global Forest and Trade Network）が適当だと判断した場合には GFTN 会員であり、かつ FSC 認証機関との契約を結んでいることを示し、独立検証可能な完全な CoC 認証を持っていることを証明する一のいずれかの場合に限る。

<報告義務>

木材または紙を含む製品については、以下の情報を提供すること

- 木材の認証制度
- ミックス製品の場合—最低の認証割合（例：50%、70%など）
- 分量（m³またはトン）
- 製品カテゴリ（合板、紙、製材等）
- 樹種（通称）
- 木材の原産国（伐採地）

親会社の Kingfisher 社はまた、木材小売連合（Timber Retail Coalition）を結成し、EU 木材法の制定を支援している⁷²。この連合には、Marks & Spencer、Carrefour、IKEA といった、木材調達に積極的に取り組んできた企業が参加している。

3-3 John Lewis Partners の取組

John Lewis Partners は、従業員 7 万 6500 人、イギリス国内で John Lewis という 大型デパート 28 店舗、Waitrose というスーパー247 店舗を展開、オンラインやカタログショッピングのほかに保険や旅行手配サービスなども提供している大手小売業である。大型デパート、John Lewis は、キッチン用品や家電、育児用品、ガーデニング用品など家庭用品全般を取り扱っている。木材調達以外にもさまざまな先進的な環境や社会への取組を実施している。例えば、電力をすべて「グリーン証書」のついたものにすること⁷³、また二酸化炭素排出については 2020 年までに 15%削減するなどを目標としている。

⁷¹ TFT=Tropical Forest Trust（熱帯林トラストという NGO）

⁷² Kingfisher, *Corporate Responsibility: Group Performance 2009/2010*. p.12 .

⁷³ Corporate Social Responsibility Report 2010, John Lewis Partnership

家具用の材として、主に熱帯材を 40 以上の国から調達している。持続可能な木材調達に向けての取組⁷⁴として、2003 年に木材調達方針を作成し、環境へのダメージの少ない木材の調達を目指している。

木材の評価システムとしては、コンサル会社 ProForest（CPET を委託運営しているのもこの会社）に依頼し、以下の評価システムを構築している。

- ステージ 1 <原産地>：サプライヤーはすべての木材製品について、原産地と樹種についての詳しい情報を提供しなければならない。これは、最初のステップである。
- ステージ 2 <証拠>：木材は、検証された合法なものでなければならず、各国の森林法や基準を満たしていなければならない。サプライヤーリストに掲載されるための最低条件となっている。
- ステージ 3 <移行>：サプライヤーは、FSC 認証取得を目指すことを同意しなければならない。
- ステージ 4 <認証>：すべての John Lewis が扱う木材が FSC 認証材となる。長期目標。

リスクアセスメントは、以下のとおり。

- 赤：森林管理状態がうまくいっていないとみなされる国からの材は、「赤」というカテゴリに分類され、この木材を調達することはできない。ただし、木材が認証の取得の過程などで、独立検証可能であれば、認められる。（ステージ 3 または 4）
- 黄色：違法な材が含まれている可能性の高い国からの材である場合、合法材であるという証明がある場合のみ調達できる。（ステージ 2）

赤、または黄色のカテゴリに分類されたサプライヤーは、第三者認証機関の認証制度へ移行していくことを約束しなければならない。

ガーデン家具については、2009 年には、約 83%が FSC 認証製品であったが、2010 年にはすでに 100%を達成した。今後は、室内用の家具について、2015 年までに 50%を FSC 認証製品にすることを目標に掲げている⁷⁵。

⁷⁴ http://www.johnlewispartnership.co.uk/Display.aspx?MasterId=ca7e90fe-5f9a-40b7-b769-c403283f1002&NavigationId=740#sust_timb

⁷⁵ Corporate Social Responsibility Report 2010, John Lewis Partnership

第 4 章 米国の違法伐採対策とレーシー法

4-1 米国の違法伐採対策の背景と経緯

米国は、EU と並ぶ木材の輸入大国である。2006 年には、米国の輸入額は 388 億米ドルを超えており、これは世界の木材輸入量の約 16%を占めている⁷⁶。輸入製品は丸太、製材、ベニヤ板、家具などである。米国への最大の木材輸出国は、中国であり、続いてマレーシア、インドネシア、南アメリカ諸国などが挙げられる。この中には違法木材も多く含まれており、環境保護団体 Environmental Investigation Agency (EIA)の 2007 年の報告では、米国の年間総輸入量の 10%は、違法リスクの高い木材製品であるとされている⁷⁷。

米国は、2006 年にインドネシアと、2007 年には中国と、違法材を取り締まるための二国間協定を締結しているが、2008 年には世界で初めての違法木材の輸入・取引を禁止する法律を誕生させている。この法律は、1900 年制定のレーシー法⁷⁸の改訂版である。レーシー法は、米国で最も古い野生生物の取引を取り締まる法律である。これまでの動物種と海洋種に加え、2008 年の食糧・保全・エネルギー法 (The Food, Conservation, and Energy Act of 2008) により植物種が取引規制の対象に加えられた。

これにより、植物製品を米国に輸入する場合や国内で取引する際には、合法性を担保していないものは禁止されることになった。以下、このレーシー法改訂の背景について説明する。

1. 改訂レーシー法成立の背景

成立の背景には、木材製品を取り扱う中小企業の中には、合法性を確認するための負担が増えるとして当初反対したところも多くあった。しかし、米国の木材製品生産量の 80%を占めると言われる米国林業製紙協会(American Forest and Paper Association: AF&PA)を始めとする業界団体や企業などが強力に推進したことが知られている⁷⁹。

AF&PA は、世界の違法伐採問題が深刻な環境・社会上の問題であり、同時に 2004 年に AF&PA が独自に行った調査の結果、違法木材が世界の木材価格を 7~16%下げていると改訂レー

⁷⁶ Global Forest Trade Network, *North America Fact Sheet*. 2009.

⁷⁷ Environmental Investigation Agency, *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change*. 2007.

⁷⁸ The Lacey Act, 16 U.S.C. 3371 et seq.

⁷⁹ “Written Testimony, U.S. House of Representatives”. Hearing on H.R. 1497 – The Legal Timber Protection Act (October 16, 2007)

シー法を議論した委員会で訴えている⁸⁰。さらに、もし違法木材が世界市場から消えた場合、米国の木材製品輸出総額が年間 4 億 6000 万ドル増加すると推定している。

AF&PA は合法木材の推進に 2000 年代の初めから取り組んできており、2005 年には米国の森林認証制度 SFI のパフォーマンス指標を改定し、参加企業が木材調達方針を立てていることを指標に組み込んでいる。さらにレーシー法の改訂にあたっては、違法伐採問題に長年取り組んできた Environmental Investigation Agency (EIA)を始めとする環境保護団体と内容についての協議を重ねてきた。

よって、レーシー法は見方によっては国内産業の保護のためという見方をすることも可能であるが、同時に EIA の他にも Defenders of Wildlife, Global Witness, Natural Resources Defense Council (NRDC)、WWF などの環境保護団体も、レーシー法の改訂による違法木材の規制の必要性を委員会で証言している。さらに、AF&PA は、保護団体であるコンサベーション・インターナショナルを含む他の団体とともに、大統領主導の違法伐採対策活動に 2003 年から参加している。

従って、改訂レーシー法は業界と保護団体の目指すところが一致した法制度であると言えるであろう。実際、AF&PA は、Forest Legality Alliance という合法木材製品の調達を希望する公共・民間機関のためのネットワークを EIA や他の団体とともに 2008 年に結成している⁸¹。ちなみに、その他の設立メンバーは以下である。米国国際開発庁(USAID)、世界資源研究所(WRI)、持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)、家具製造社の IKEA、製紙会社の NewPage Corporation、事務用品製造社の Staples Inc.、業界団体である International Wood Products Association、Hardwood Federation、及び Retail Industry Leaders' Association。

4-2 改訂レーシー法の内容

レーシー法は、違法材の米国への輸入と国内販売などを規制する。この点において産業界に課す義務は EU 木材法と基本的には同じであり、業者には輸入申告の義務とともに、製品のリスク度について「デュー・ケア」と呼ばれる調査を行う義務が課される（後述）。ただし、EU 木材法が対象とするのは最初に EU 市場に違法木材を持ち込む業者であるのに対し、レーシー法のもとのデュー・ケアはサプライチェーン中のすべての業者を対象とするため、木材製品を扱う業者はすべてこの調査を行わなければならない。しかし、EU 木材法の国内施行の段階において、レーシー法のように国内取引を規制する加盟国が出てくるであろう

⁸⁰ Seneca Creek Associates (2004) *Illegal Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry*. Prepared for American Forest & Paper Association.

⁸¹ AF&PA, “AF&PA is Founding Member of New Global Initiative to Combat Illegal Logging” (2010 年 5 月 26 日プレスリリース)

ことは加筆しておく。以下、概要を紹介する。

1. 合法性定義

「合法性」の法的根拠については、EU 木材法と同じく、レーシー法も（国内または）外国の法律に違反して入手された木材製品の輸入を禁止している。ただし、EU のアプローチは基本的にガバナンスの弱い生産国においてきちんと機能する法制度を構築するための FLEGT 計画とセットになっているのに対し、レーシー法にはその側面はない。また、EU 木材法同様この法律は輸入製品のみならず、米国が生産国となる木材製品についても適用される。現在のところ、EU 木材法と同じくワシントン条約の許可証つき木材はレーシー法に適合するとされている。

レーシー法では、国内または外国の法律に基づいて、以下を違法な木材製品としている。

- ① 盗まれたもの
- ② 公園や保護地区など、公的に保護された地区から採取した場合
- ③ 上記以外で、当該国の法規制で公的に指定された地区から採取した場合
- ④ 必要な認可を受けずに、またはそれに違反して採取した場合
- ⑤ 採取、運搬、商業取引に関連して発生するロイヤリティー、税、各種の料金を支払わない場合
- ⑥ 輸出または積替えに関する法律に違反した場合

より広範囲な社会的要素までカバーしようとする EU 木材法と比較すると、テクニカルな面に集中していることがわかる。

2. 禁止行為

改訂レーシー法は、国内外の法律に違反して取得した植物及び植物製品を、国際的に又は州間で取引する場合の輸出入、輸送、販売、受け取り、取得、購入を違法行為としている（例外規定あり）。つまり、貿易と国内取引のすべてを対象としており、製品に関しても丸太や製材から合板や紙など最終製品までを対象とする、非常に広範囲に適用される規制である。（輸出側に対しては共謀罪法など別の法律が適用される。）

3. デュー・ケア

「デュー・ケア」調査はどの程度行えばよいのかについて、米国政府は特にガイドライン

などを設ける予定はないという⁸²。今後、法廷に持ち込まれるケースや、逆にベスト・プラクティスとして挙げられる事例を基に基準が発展するのではないかと見られている。

4. 輸入申告

輸入者は、木材製品の輸入申告の際に植物の学名、原産国、数量と大きさ、金額などの情報を申告しなければならなくなった。これは2008年12月からは輸入者が自主的に実施、2009年4月からは義務として実施されている。義務化は4つのフェーズに分けて行われており、1フェーズは当初3か月としていたのが、6か月に延長されている。それぞれのフェーズで対象となる製品の品目が増えており、フェーズが進むにつれ、製品の加工度があがっているようになっている。例えば、フェーズⅡでは無垢材やベニヤ板など最小限の加工製品、フェーズⅢでは、木材パルプや合板など、そしてフェーズⅣでは、さらに加工を必要とし、フェーズⅡやⅢの製品を使用して製作するような製品、つまり家具などである。

表：フェーズ毎の対象製品（米国連邦政府通達より作成）⁸³

フェーズⅠ 現在-2009/3	フェーズⅡ 2009/4/1-2009/9/30	フェーズⅢ 2009/10/1-2010/3/31	フェーズⅣ 2010/4/1-2010/9/30
植物輸入申告書をウェブサイト上に掲載。申告は2008年12月15日以降受け付ける。国内及び国外に向けての周知。	HTS ⁸⁴ 第44章 木材及び木材製品 4401—燃料用木材 4403—木材(粗のもの). 4404—電柱・支柱等 4406—電車・トラム用枕木 4407—製材等 4408—ベニヤ板 4409—加工を連続的に施した木材 4417—道具、道具の持	HTS 第44章 木材及び木材製品 4402—木炭 4412—合板（例外あり） 4414—木製の額縁等 4419—木製の食器、台所器具 フェーズⅡの製品も含む	HTS 第44章 木材及び木材製品 4421—その他の木製品 第66章 傘、杖等 6602—杖、むち、乗馬用むち 第82章 道具 8201—手道具 第92章 楽器 9201—ピアノ 9202—その他弦楽器等 第93章 武器・弾薬9302—鉄砲・拳銃 93051020—鉄砲・拳銃の部品 第 94章 家具

⁸² 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における質疑応答時間中の、Environmental Investigation Agency の Andrea Johnson 氏の回答（2011 年 1 月 27 日）

⁸³ Federal Register / Vol. 74, No. 21 / Tuesday, February 3, 2009 / Notices(http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/FederalRegister02-03-2009.pdf)
Federal Register, Vol. 74, No. 169 / Wednesday, September 2, 2009 / Notices
(http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/FederalRegister09-02-2009.pdf)

⁸⁴ Harmonized Tariff Schedule

	ち手、ほうきの柄 4418—建具、建築用木 工品 4420—寄木、棺桶、彫 像		940169—木枠付きの椅子等 第95章 おもちゃ、ゲーム、スポーツ 用品 950420—ビリヤード道具 第97章 美術品 9703—彫像 フェーズIIとIIIの製品も含む
--	---	--	--

ただし、複数種が組み合わさっている製品や再生紙などについては、手続きが煩雑になりすぎるのを避けるため、含まれると推測される樹種や原産国のリストを提出するなどして申告を簡略化する。また、対象製品は段階を追って広げていくことになっている。この法律は、違法行為が過失であった場合も罰則の対象となることから、合法性が確実に担保できる木材以外は、徐々に市場から排除される傾向になることが予想される。

5. レーシー法の特徴

レーシー法の最大の特徴としては、少なくとも以下の二点が挙げられる。まず EU 木材法同様、外国の法律をベースとして、米国における貿易や国内取引が規制されるという点である。（ただし、前述のように生産国と協力して合法材を確保する FLEGT のような仕組みは米国にはない。ただし民間レベルでレーシー法の施行を支援する Forest Legality Alliance が存在している⁸⁵。）レーシー法のもと、仮に加工国を通した場合にも原産国まで遡って規制が適用され、例えばインドネシアで違法伐採された木材を中国で製品加工し、米国に輸入しても、レーシー法のもと罰則の対象となる。

もう一点は、当事者が違法材と知りつつ取引した場合はもちろん、「注意していれば知ることができた」場合、つまり過失に対しても、罰則が適用される点である。（罰則の適用は EU においては今後決まっていくが、EU 木材法では現段階では過失を違法行為と定めていない。）木材製品の取引業者は、自らの取り扱う木材製品のリスク度を特定し、リスクの高い場合は合法性を確実にしなければ、例えなんらかのデュー・ケアを行っていたとしても罰則の対象となりうる。業界の視点から見れば、サプライチェーンの管理をより詳細に行う必要が出てきたということになる。

⁸⁵ http://www.wri.org/fla/laws_lacey.php

4-3 レーシー法の影響と業界の反応

WWF が主催する持続可能な木材製品のための企業ネットワーク GFTN の担当者、George White 氏によれば、「(改訂) レーシー法のインパクトは非常に大きかった」という⁸⁶。White 氏によれば米国の多くの企業はこれまで、森林破壊や劣化の問題を外国の問題と捉えてきたというが、今後は自分の身を守る必要性からも、サプライチェーンの見直しが更に加速すると思われる。

こうした国内の動きと並行して、レーシー法が米国外における違法材の取引に与える影響も大きい。特に「世界の工場」であり、世界一の木材輸出国となった中国の最大の輸出先は米国であり、キッチンキャビネットなどの、広葉樹の合板材が大量に輸出されている⁸⁷。米国への輸出量は、2002 年から 2007 年の間に 37%上昇しており、同時に米国にとっても中国は第 2 位のマレーシアにほぼ 10 倍以上の差をつける最大の輸出国となっている⁸⁸。市場に国産材の少ない中国には、前述のマダガスカルの他、ロシア、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、コンゴなどからの高リスク材が大量に流れ込んでいるが、レーシー法の改訂がこれらの市場に与える影響は大きいであろう。

1. 業界の反応

前述のように、レーシー法の改訂自体を業界団体が積極的に支援した経緯からも、すべてではないと思われるが、業界の反応は法律の成立自体には好意的なようである。違法材であるがゆえに価格の安い製品が市場に入ってくると競争力において不利だという点からも、業界にとって「スタート地点は同じであることはとても重要だ」と米国の業界代表者として Northland Forest Products の Jameson French 氏は述べている⁸⁹。

中小企業にとってはデュー・ケアの義務が生じることでサプライチェーン管理に過剰なコストや労力がかかるのでは、という質問に対して、French 氏は、その負担は主に様々な製品を扱う大企業にかかるとして、「シンプルなサプライチェーンを持つ会社にとっては、(レーシー法のもと必要となる) 手続きは複雑ではないしコストも低い。サプライルートを変えるためにこれまでは最も安かったところから別のところに変える必要性が出て、コストが生じる可能性はあるが、これは法律そのものから生じるコストではない」と述べて

⁸⁶ 地球・人間環境フォーラム『森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方 調査報告書』(2010 年) 参照

⁸⁷ Environmental Investigation Agency (2007) *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change*.

⁸⁸ Ibid.

⁸⁹ Jameson French, Northland Forest Products, 'An industry perspective from North America' in *17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). p. 4.

いる。さらに French 氏は、「レーシー法に準拠するための付加コスト」ではなく、「責任ある事業を行うための必然的なコスト」だという見方をすべきであると指摘している。

2. 実効性

レーシー法の実施において、担当省庁は多岐にわたっており、関わっている機関は、農務省 (the US Department of Agriculture)、魚類野生動物保護局 (the Fish and Wildlife Service)、国土安全保障省 (Homeland Security)、司法省 (the Department of Justice)、海洋国際環境科学局 (the Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs)、国際開発庁 (USAID)、通商代表部 (the Office of the US Trade Representative)、環境諮問委員会 (the Council on Environmental Quality) である。

違反者には、物品の没収、罰金、懲役刑などが課される。故意の違反の場合、個人に対しては 25 万米ドル、企業に対しては 50 万米ドル以下の罰金、及び/または 5 年以下の懲役が課される。さらに、場合によっては物品の没収も適用される。過失の場合は、デュー・ケアを行っていない場合、個人が 10 万米ドル、企業が 20 万米ドル以下の罰金、及び/または 1 年以下の懲役となっている。デュー・ケアを行っていたにも関わらず違法取引が行われた場合は物品の没収、虚偽の情報を申告していた場合は 250 ドル以下の罰金及び/または物品の没収の場合もある。レーシー法もとの起訴は、司法省の環境犯罪局(ECS)の担当となっている。

レーシー法のもと、2011 年 3 月現在までに 2 件のケースが発生している。1 件目は 2009 年にペルーからの熱帯材がフロリダ州タンパの港で押収された事例である。このケースでは輸入申告を法律の適用外であった「最終製品」としていたことから、故意に虚偽の申告をし、さらに十分なデュー・ケアが行われていなかったとし、魚類野生動物保護局(US FWS)により物品が没収されている⁹⁰。

第 2 のケースでは、2009 年 11 月、世界的に有名な米国のギターメーカー、ギブソン社が捜査の対象となり、物品が押収されている。押収された物品はマダガスカル産のエボニーを使用したギターを含んでいたことが判明している。マダガスカルでは長年、多くの環境保護団体が森林の生物多様性保全プロジェクトを実施してきたが、2009 年のクーデター以後、状況は一変した。森林の農地などへの転換や違法伐採が後を絶たず、違法材が組織的に中国に向け輸出されているという深刻な状況に陥っている。同年、10 万本のローズウッドと

⁹⁰ ‘DECISION IN RESPONSE TO PETITION FOR REMISSION’, U.S. DEPARTMENT OF THE INTERIOR vs Three pallets of tropical hardwood: Harlan Crouch, II, Claimant, INV No. 2009403072 (http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/DOIsThreepalletsJun142010.pdf)

エボニーが伐採されているが、その三分の一が国立公園からのものであり、輸出された木材の総価格は推定 2 億 2000 万ドルとされている⁽¹⁷⁾。このケースは 2011 年 3 月現在、未解決である。

3. 生産国側の見方

EU 木材法やレーシー法のように、輸入国側で違法木材を制限する措置を、途上国の事情を考慮しない一方的措置だとする見方もあるかもしれない。しかし、今回参加した違法伐採会議では、途上国側からも特に FLEGT のように支援と組み合わさった先進国側の取り締まりを歓迎する意見も多く聞かれた。

例えば、ホンデュラスの木材業界の協会を代表した Ramon Alvarez Lazzaroni 氏は、ホンデュラスにおいて、近年、麻薬取締など一般に「より深刻」とされる犯罪の取り締まりに追われ、当局が違法伐採の取り締まりに十分対処できないことを指摘し、米国の Forest Legality Alliance の協力を得て FLEGT の VPA への参加を検討しているとした。VPA は欧州の制度であり、米国に対しての法的な実効性はないが、合法性を確実に担保するシステム作りを単独で行うことが困難な途上国には、米国のレーシー法対策として取り組んでも有意義な制度である。年間に約 100 万立方メートルの木材を収穫し、そのうち半分を米国に輸出しているホンデュラスでは、輸出材の約 50%が違法材であるという調査結果が存在しており、自国の力だけではこの状態を改善できないと感じている。2011 年 2 月には EU の支援を得て、FLEGT、レーシー法、認証制度に関係する業界の代表者が VPA を視野に入れた議論を行っている。

まとめ

レーシー法や EU 木材法のような輸入規制を、国内産業を保護するための措置であり途上国にとって不利なものとする見方もできる。しかし、森林破壊の問題が根本的にガバナンスの弱さや取り締まりのためのキャパシティ不足からくるものである限り、途上国側だけでその問題を解決することはほぼ不可能である。その意味で、特に技術・財政支援と一体となっている FLEGT のようなアプローチが今後ますます求められるだろう。そのうえで、違法材が価格における競争力の強さで市場に入りこまないよう、消費国側で違法材を排除することが、貴重な森林資源を失い続ける途上国への責任ともいえる。

実際、すでに木材合法性認証システム（TLAS）を運用しているインドネシア森林省の森林事業管理長官は、2011 年中に EU と締結される予定の VPA について、インドネシアの木材輸出の市場拡大のために、「(VPA は) インドネシアにとって欠かせない」としている⁹¹。また実際、認証材や合法性の確認できる木材を求めるヨーロッパ市場にとっては、VPA が締結されれば慢性的に不足するこれらの木材が入手できるのはいいニュースだろう。

欧米以外の木材消費国による規制

これまで欧米では先進的な企業が率先して持続可能な木材を購入することで違法伐採対策が取られてきたが、今回の米国と EU に続き、オーストラリアでも同様の法案を審議中である⁹²。世界の違法伐採対策と持続可能な森林管理において木材消費国の果たす役割は、今後は企業の自主努力に頼る形式ではなく、政府が強制的に違法材を排除する形式が主流となりそうである。当然、欧米、オーストラリアの次に続く主要輸入国として、中国と日本に期待が集まっている。

日本においては、欧米の規制が厳しくなった分、違法材が流れ込むことのないよう、一刻も早い規制の導入が望まれる。英国王立国際問題研究所の2010年の報告書によれば、英国、オランダ、フランス、米国、日本の先進5か国のうち、違法材の最大の輸入国は分量・価格ともに米国（40億米ドル）であるが、一人あたりの輸入量で見れば、日本が最大の輸入国であるという結果が出ている⁹³。さらに、輸入量あたりの違法材の割合も、日本が最高であるとしている。報告書では日本政府の違法伐採対策が調査の対象となった他の4か国に比較して遅れているとし、さらに、民間企業についてもフランスとともに遅れを取っていると指摘している⁹⁴。そのためもあって、インドネシアやマレーシアなどを含む輸出国からの違法材が、中国とともに日本に流れ込んでいる可能性がある⁹⁵と指摘している。

上記の報告書の執筆者である Sam Lawson 氏は、以下のように述べている。「日本の担当省庁は、マレーシアからの輸入材は今や「合法性が確認されている」と言う。しかし最近のある調査によればマレーシアで最大のサプライヤーの一つ（年間の日本への輸出額1億ドル）が、組織的な違法

⁹¹ European Union “Groundbreaking (FLEGT) timber trade agreement with the EU nears completion”, プレスリリース (2011 年 2 月 23 日) (http://eeas.europa.eu/delegations/indonesia/documents/press_corner/20110223_01_en.pdf)

⁹² <http://www.daff.gov.au/forestry/international/illegal-logging>

⁹³ Lawson, S. and MacFaul, L. ‘Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response’. Chatham House, 2010. p. xvii.

⁹⁴ Lawson, S. pp. xv-xvi

⁹⁵ Lawson, S. p. xvi

伐採に関与していたことがわかっている。これは違法材の輸入を阻止するために日本がこれまでにとった措置はほぼ意味のないものであることを証明している。日本は今や、G8の中ではこの件への対応においてかなり遅れている」。⁹⁶

今後、日本において欧米と同レベルの規制が成立しない限り、違法材が流れ込んでくる可能性は否定できないだろう。

持続可能材の推進

世界の森林破壊の問題は違法伐採問題だけではなく、同時に違法伐採問題はそれ自体孤立したものではなく他の要素と密接に関連している。例えば、農地や単一植林への転換などで起こる森林減少や劣化により、木材へのアクセスがより容易になり違法伐採が起こる場合もある。また、違法伐採問題や非持続可能な森林管理は、根本的にガバナンスや汚職、貧困の問題が根底にあることから、EU のようなキャパシティビルディングを組み込んだ途上国支援型の輸入規制が望ましい。同時に、より持続可能な木材が優先的に購入されるような仕組みを作る必要があるだろう。

⁹⁶ Sam Lawson, Chatham House への聞き取り（2011 年 1 月 28 日）

第 5 章 普及啓発活動の現状

5-1 政府による取組

1. 業界向け

英国では、合法性・持続可能性についての実施に必要な技術的支援を行う CPET（Central Point of Expertise on Timber）が 2003 年に設置された。CPET は ProForest というコンサルティング会社が英国の環境省である DEFRA の委託を受けて運営している。CPET の職員はわずか数名で、プロジェクトや調査によっては、適宜専門家の援助を受けている。

CPET は、主に木材業界を対象に活動を行っている。その役割は、普及啓発・情報提供、また業界の教育などである。そのためにウェブサイトがあり、ヘルプデスクも設置され、問い合わせを随時受け付けている。定期的にニュースを E メールで配信もしている。その他に全国を回ってのワークショップなども実施している。ワークショップは通常、地方の行政組織や地方の業界団体からの要請などを受け、それらの組織と協力して実施している。展示会などへのブース出展も行っている。

英国の木材調達方針において、地方自治体は義務の対象ではないため、最近は地方自治体向けの普及啓発活動に力を入れている。この活動においては、Timber Trade Federation という業界団体と環境 NGO、WWF の協力を受けている。WWF の地方自治体向けの活動については、後述する。

CPET のもう一つの大きな役割は、英国政府の木材調達方針の基礎となる木材の合法性や持続可能性の定義、また各種森林認証制度の評価などである。これらの情報はすべてウェブに掲載されている⁹⁷。また、ウェブには、各種チラシなどもダウンロードできるように用意されている。

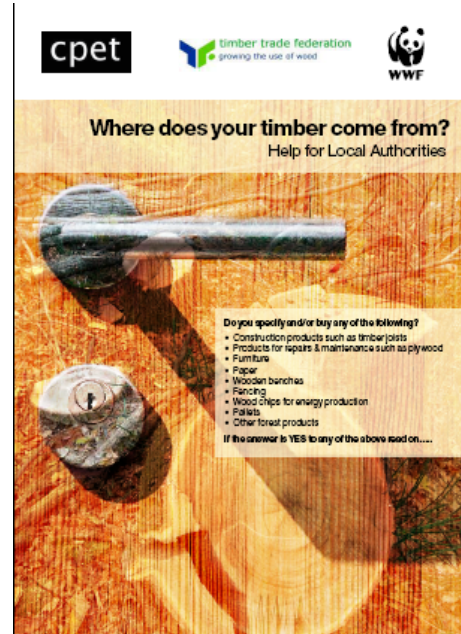
●CPET の業界向けに awareness training を実施しますという
チラシ（A4 2 ページ）⁹⁸



⁹⁷ <http://www.cpet.org.uk>

⁹⁸ http://www.cpet.org.uk/files/CPET_training_workshops_2010_1.pdf

●地方公共団体向けのパンフ（A4 4 ページ）⁹⁹



2. 一般市民向け

政府は積極的には一般市民に対しての普及啓発活動は実施していない。ただし、DEFRA のウェブサイトに A shopper's guide to green product labels（グリーンな商品ラベルについての買い物ガイド）というページがあり、そこからパンフレットがダウンロードできるようになっている¹⁰⁰。このパンフレットは、ダウンロードをしてもらうことが主な利用方法で、印刷物としては、紙の節約などの観点からあまり配布していないことがウェブサイトにも明記されている。但し、希望者には印刷物としても配布は行っている。

<表紙>



⁹⁹ <http://www.cpet.org.uk/tool-kit/files/Timber%20Guide.pdf>

¹⁰⁰ <http://www.defra.gov.uk/environment/business/marketing/glc/shopguide.htm>

<2 頁目の抜粋>

中央に Timber Products（木材製品）とあり、FSC 認証と PEFC 認証という二つの森林認証制度のラベルの紹介が掲載されている。



3. 政府関係者への聞き取り結果

今回調査を実施した英国においては、政府自らが、一般消費者を対象とした木材調達または違法伐採問題に関する普及活動ということは、実施していないようである。

聞き取りを行ったイギリスの DEFRA、DFID、また欧州委員会（EC）の担当者¹⁰¹に尋ねても、政府が対象とするのは、業界であり、一般消費者への普及啓発は NGO の役割だという答えが返ってきた。つまり政府の持つ限られた予算を有効に活用するためには、何千万、何百万という個人を対象にしても非効率的であり、政府はさまざまな木材調達や木材関連業界（輸入業者、住宅、建築家など）などといった決定権を持つ者を対象に働きかけを行うべきであるという見解を一様に受けた。また、消費者に違法なものなのか、合法なものなのかを選ばせるというよりは、政府の責任として、合法なものだけを提供するようなシステムを作ることが重要だという意見もあった。

一般市民への情報への浸透ということでは、欧州においては、NGO がその役割を担っている。欧州では NGO は市民からの絶大な信頼性と支持を得ており、行政、産業界と並び重要なセクターと

¹⁰¹ Gisela Carr, Policy Adviser, European Union and International Co-ordination, DEFRA
Hugh Speechly, Programme Co-ordinator, Forest Law Enforcement and Governance, DFID
Flip VAN HELDEN, International Forest Policy, Environmental Agreements and Trade, European Commission

して確立している。生産国の NGO と連携した調査活動と業界に対する監視活動は非常に効果的に働いてきている。NGO 活動への参画、支援ということがすでに多くの市民の中においての常識となっており、NGO への寄付文化なども、確立している。

5-2 NGO の取組

欧州、とくに英国やオランダなどにおいては、1970 年代から NGO や消費者団体の活動が活発であり、通常は、ある程度影響力の強い大企業などの環境に配慮していない事業行為などに関する問題点を見つけ、それを広く一般市民に知らせ、企業行動の修正を求めるという手法がよく用いられる。具体的には、企業の本社や議事堂などの政府関連の建物に大きなバナーを掲げたり、また新聞紙面に大きな広告を出すなどである。また、最近はインターネットの普及から、ウェブサイトを使ったキャンペーンや動画を用いたキャンペーンなども実施されている。このように、過去に多くの企業が、グリーンピースや Environment Investigation Agency (EIA) などの批判の対象となり消費者を含むステークホルダーから企業としての信頼を失っている。現在多くの欧米の企業が社会的責任を果たすようになったのには、このような過去があり、現時点でも NGO からの批判の対象になることには非常に敏感である。これは、NGO の声が消費者・一般市民の声を代表していると企業が考えている証拠でもある。

また、NGO の活動の歴史も長く、企業や政治とのつながりなども深い。NGO は資金的にも、人的にも基盤がしっかりしているところが多く、またサポートする一般市民も多い。

過去 20 年ほどの NGO 活動の結果として、違法伐採問題や熱帯林の保護などに関する市民の意識は、英国は日本と比較すると高い。また、今までの活動の結果として、政府は木材調達方針を持続可能性まで求めるようになり、また、EU としても EU 木材法が施行されることになるなど、違法伐採対策に関して、一定の成果がすでにみられるため、英国の NGO は、現在はあまり普及啓発活動は実施していない。以下に、現在もキャンペーンを行っている WWF の例などを紹介する。

1. 現在の取組事例

①WWF UK

違法伐採が未だに世界の森林減少・劣化の大きな原因であるという認識から、WWF は欧州の一般消費者が、何をできるのかということ喚起する目的で、What Wood You Choose?というキャンペーンを 2010 年 7 月より実施している¹⁰²。このキャンペーンは、欧州委員会の Non-State Actors and Local Authorities on Raising Public Awareness and Education for Development in Europe Programme（欧州における意識向上及び開発教育のための非政府団体及び地方自治体向けプログラム）から助成を受けている。キャンペーンによって、英国における一般消費者、企業、地方自治体、さらに決定権を持つ人々が、持続可能なかたちで管理された森の木材製品を選択するように、消費行動や市場を変えていくことを目指している。キャンペーンは、コンゴ盆地、インドネシア、マレーシアを重点対象地域としている。

¹⁰² http://www.wwf.org.uk/what_we_do/campaigning/what_wood_you_choose/



●ウェブサイト

ウェブサイトの最初には、まず短いアニメーション（約 1 分半）が見られるようになっており、普段お店で購入している製品の原産地で森林が破壊されている様子を紹介し、消費者として、何ができるかを説いている。それ以外では、実際に WWF のスタッフがカメルーンなど現地へ赴き、木材の流れを調査したレポートや、さまざまな現地の写真などが見られるようになっている。

●報告書

2011 年 2 月には、「What wood you choose? Tracking forest products on sale in the UK back to their forest source」という報告書（A4 36 ページ）を発行している。報告書では、EarthSight Investigation という団体と共同で、2010 年 8 月～12 月にかけて、英国で販売されているさまざまな製品の追跡調査を実施した結果が発表されている。この調査によって、英国にある木材製品を、実際の伐採地までたどることを試みた。調査は以下の製品について報告している。

- ドア、ドア枠（インドネシア熱帯材、例：メランティ）
- キッチンのカウンター材（中央アフリカ産の熱帯材、例：ウエンジ、イロコ）
- デッキ材（インドネシア産、例：バンキライ）
- 合板

床材（中央アフリカまたはインドネシア産熱帯材、例：ドウシエ、メルバウ）も当初は対象としていたが、調査を開始した結果、サプライヤーから十分な情報が得られなかったため、対象から外された。

調査した結果わかったことは、英国にある製品から伐採地までをたどることは非常に難しいということであった。多くの販売者は、実際にどこから販売している製品が来ているのかを理解して

いないことが多かった。

反対に、WWF や FoE が 2009 年に EU で実施したアンケート調査によると、93%の EU 市民は、合法的に伐採、貿易された材の販売が重要で、そのような製品を販売する責任は、小売店にあるという。

また、FSC の CoC 認証は英国においてかなり広まっているが、企業による「FSC 認証」についての情報提供が、消費者に誤解を招いているケースも見受けられている。例えば、ある店が FSC の CoC 認証を持っているということで、その店が扱っているすべての製品が FSC 認証であるかのような扱いをしているケースもあり、場合によっては販売員自身が誤解しているケースもある。また、製品をウェブなどで紹介する際に、FSC のロゴを近くに見せ、その製品が FSC 認証でないのに、いかにも FSC 認証製品であるかのように見せかけるなども横行していると報告している。

最後に消費者が小売店で製品を買う際の注意事項として、以下をあげている。

- 1) FSC 認証製品、または FSC 認証と同等な製品であるか尋ねる
 - その際、特定のその製品が認証されていることを確認する。
 - また「FSC ミックス」とある場合は、その製品の 70%だけが FSC 認証であることに留意する。できる限り 100%FSC 認証のものを求める。
 - FSC 認証製品がない場合は、PEFC 認証製品を求める。その際も製品自体が認証されていなければならない。
 - 希望する認証製品がない場合は、他の製品で認証製品がないかなど、販売員にアドバイスを求める。また、買い物に行く前にウェブで調査を行い、お店を選択することも重要。
- 2) FSC 認証または PEFC 認証がされていない新品の木材製品を購入することにした場合、持続可能でない森からきた材、また違法な材を購入している可能性が高い。
 - 販売員の言葉で簡単に説得されてはいけない。
- 3) もし認証製品でないために、その製品を購入しないと決めた場合は、販売員、できれば店の責任者に、認証製品でないために、その製品の原料の持続可能性や合法性が確かめられないので、購入を断念したことを伝えること。
 - ただ、購入しないということだけでなく、販売員へ問題を提議することが、その後の会社の行動に影響を与えることになる。

●地方自治体に対しての働きかけ

英国内の地方自治体が果たす役割も大きいことから、自治体に特化したキャンペーンも実施している¹⁰³。2011 年の目標は、英国内のすべての自治体が木材調達についての宣言（pledge）を求めることである。宣言は、ゴールド、シルバー、ブロンズの三種類。ゴールを達成した自治体は、WWF が発行するバッジのイメージをウェブサイトや発行物などに掲載することができ、また WWF としても自治体の取組について広報を行うという。

¹⁰³ http://www.wwf.org.uk/what_we_do/campaigning/what_wood_you_choose/local_authorities/

<バッジの例>



また、このように地方自治体を対象にすることは、2013 年からの EU 木材法施行に向けても重要な取組だとしている。現時点の英国政府の木材調達方針は、地方自治体には、順守義務はないが、EU 木材法となると、地方自治体へ納入する業者も対象となるからだ。

それぞれのレベルに課せられるのは、以下のような要項。宣言は、ウェブ上で行うことができ、宣言を受けたのちに WWF などの担当者が個別に対応する。

ブロンズ

- CPET（英国の公共調達方針における技術的支援を行う機関）のワークショップに参加、または CPET/WWF のセミナーを当自治体において実施し、責任ある木材調達や森林資源保全の重要性について学びます。
- 主要なスタッフに対して、責任ある木材製品の調達について、トレーニングを行います。

シルバー

- 出所不明の木材や紙は購入しません。
- リサイクル、認証、または持続可能で合法的な木材製品を使用するプロジェクト、契約、製品を選択します。

ゴールド

- リサイクル、認証、または持続可能で合法的な木材製品のみを購入するように、すべての部署に対して周知し、実行します。
- 購入する木材製品が、条件を満たしていることを確認するための記録・監視システムを構築します。

②Chatham House Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation

英国王立国際問題研究所（RIIA、通称チャタムハウス）は、定期的（半年ごと）にこの違法伐採対策会議を開催している。この会議には、英国国内だけでなく欧州各国や生産国、消費国からのあらゆるステークホルダー（行政、企業、NGO）が参加している。2011 年 1 月の第 17 回会議には約 150 人もの参加者を集めて 2 日間、集中的に議論を行っている¹⁰⁴。ステークホルダー間のオープンな対話と透明な政策決定プロセスとして、この会議がある。

チャタムハウスは、非政府組織であるが、この会議を助成しているのは、英国国際開発省（DFID）である。参加費は無料で、途上国からの参加者などは旅費や滞在費の助成も受けることができる。

¹⁰⁴ 第 18 回は、2011 年 6 月 20～21 日開催が決定。

参加者には、リピーターが多く、このように年に 2 回、世界各国から違法伐採問題の関係者が集まる場合は、有意義な情報収集・意見交流の場となっており、特に欧州における違法伐採対策に貢献したと考えられる。

2. 違法伐採問題に関する今までの NGO の活動経緯

英国が木材調達方針を作成するに至った、また EU が EU 木材法を制定するに至ったのには、20 年、30 年にわたる欧米における NGO の活動が大きく寄与している。

また、現在多くの英国の企業が、木材調達方針をもち、自社のサプライチェーン管理を行っているが、その要因となったのは、グリーンピースや FoE などの NGO からのプレッシャーである。NGO は消費者からの高い信頼を得ているため、NGO によるキャンペーンのターゲットとなることは自社の信用を落とすことにつながる。また、批判されるという立場から、共に活動するという立場へ移行し、企業活動の問題を改善するために NGO のアドバイスをすることで費用の削減と取組の効果向上を図っている。

NGO は政府・企業のよきパートナーともなっている。政府関係者は NGO のプレッシャーを利用して、違法木材対策を進めている節もある。また、EIA のような現地（生産国）の違法木材の実態調査を行う NGO の存在は、違法木材対策の実態と必要性の理解に欠かせない情報を提供してくれ、対策が具体的かつ現実的になる。

以下に、いくつかの NGO の過去の活動の事例を紹介する。

①EIA(Environmental Investigation Agency)

EIA は、野生生物の違法な取引及び自然環境の破壊に関して、調査を実施し、それを公表し、政策提言を行うことを目的に 1984 年に設立された NGO である。現在は、森林製品を含む野生生物の違法取引、違法伐採、オゾン破壊物質の取引などの環境犯罪について活動を行っている。さらに、近年では途上国における違法取引取り締まりのためのキャパシティビルディングにも積極的である。

最もよく知られるキャンペーンとしては、ラミンのキャンペーンがある。EIA はインドネシア現地の NGO と協力して、1990 年後半より絶滅危惧種ラミン（2004 年ワシントン条約付属書 II 登録）の保全、違法伐採の調査・告発、森林保護を行うために活動を繰り返し広げてきた。これらの活動も大きく寄与し、2007 年ごろまでには、シンガポール、半島マレーシア、などにあるラミンの輸入企業がラミンの取り扱いを停止するに至った。また、2007 年 4 月には、EU がラミン輸入の一時停止も行った。EIA をはじめとした、NGO による 10 年以上の活動のおかげもあり、密輸されるラミンの販売は世界的に減少した。

イギリスでは EIA は DFID からの助成金で活動し木材貿易分野のエキスパートとして信頼を得ており、アメリカではレーシー法施行の技術支援を行う Forest Legality Alliance の設立メンバーとして多くの企業と協働している。

②FoE-UK

FoE は世界中に支部がある国際的な環境 NGO である。FoE-UK は、持続可能な地域づくり、気候変動、森林、大気汚染と酸性雨、廃棄物削減、有害廃棄物、都市交通の改善等を実施している。森林保全に関しては、違法伐採問題に関するキャンペーンのほか、アブラヤシ・プランテーションの問題にも取り組んでいる。

FoE はイギリスで、森林に関してすでに 20 年以上、さまざまな活動を展開している。1990 年代においては、絶滅が危惧されていたマホガニーの伐採を食い止めるため、マホガニーの輸入禁止を目指すキャンペーンを行った。その後、マホガニーはワシントン条約（CITES）に登録され、取引が規制されることになった。

FoE は熱帯材の取引に関して最初に行動を起こした NGO のうちのひとつである。大手 DIY ショップの B&Q 社は、1991 年に最初の木材調達方針を策定したが、そのきっかけは FoE UK が同社を対象に行ったキャンペーンであったと言われている。

③グリーンピース UK

グリーンピースは、企業の活動や政府の政策が変わる直接のきっかけになった団体としてよく名前が挙げられる NGO である。現地の状況を詳細に調査した各種報告書の発表と、メディアの注意を引くための直接行動によるパフォーマンスで、世論の注意を喚起してきた。多くの企業は、グリーンピースのこうした行動をきっかけに、他の NGO からの支援を得て改善を図ってきている。

グリーンピースの直接行動は、日本では眉をひそめられる向きも多いが、欧米においては、社会に潜在している問題を表面化するその役割が認識されており、また、市民社会から政府への意見を代弁するものとして、重要な役割を果たしてきている。本問題に関しても、直接行動とキャンペーンをさかんに行うかたわら、地道な調査と広報活動により、イギリス社会において、「違法伐採木材、あるいは合法性が証明されていない木材を使うことのリスク」を政府・企業に肝に銘じさせることに成功してきたといえる。実際今回話を聞いた多くの関係者がグリーンピースのキャンペーンが持続可能調達に関する各種方針を後押ししてきたとしている¹⁰⁵。

＜グリーンピースのキャンペーン手法の一つであるバナー掲示の例＞

アムステルダム港のカーギルの大豆を運ぶ船のクレーンにバナーを掲げるグリーンピースのキャンペーナー。バナーと船には「FOREST CRIME」と書かれている。（2006 年 4 月） © Greenpeace / Andrew Kerr



¹⁰⁵ Helden 氏、Boer 氏



イギリス・ロンドンの議事堂の屋根に上り、プロテストを行うグリーンピースのキャンペーン（2009 年）。

まとめ

欧州における合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の民間調達における需要拡大のための活動について、情報を収集するということで、おもに英国について調査を実施した。

英国は、違法伐採対策などにおいて、早くに木材調達方針を作成するなど、違法伐採対策においては、欧州でもリーダー的存在である。政府としては、業者や地方自治体向けのキャンペーンを、主に CPET を通じて実施している。

一般消費者に対する啓蒙活動という点では、本調査で聞き取りを実施した欧州の政府、業界、NGO 関係者は一様に、その役目は NGO が担っているという意見であった。政府の予算は限られているため、その予算は業界など、さまざまな決定権を持つ人に対しての普及活動に使用すべきであるという。

ぼくが思うに、ぼくは、いろんな木や草、 たくさんのお花のせい、量が多い。 ぼくはたくさんお花をたくさん食べています。  ぼくは、いろんな木や草、 たくさんのお花のせい、量が多い。 ぼくはたくさんお花をたくさん食べています。 解説：世界の陸地面積の約3割を占める森林には、 微生物から大型の哺乳類までさまざまな生物が生息しています。 また、人間に多くの恵み(生態系サービス)を与えてくれています。	でも、いつか枯れたら、 世界中に木がなくなってしまう。ぼくは、 ぼくが木を食べている。  でも、いつか枯れたら、 世界中に木がなくなってしまう。ぼくは、 ぼくが木を食べている。 解説：世界では、一年で日本の国土の3分の1にあたる1,300万ヘクタールの森林が 失われています。また、人の手の入っていない森である原生林は、8,000年前に出る と5分の1も残っていません。このままのペースで森林が失われると2050年には世界の GDPの6パーセント分の経済的損失を被ると試算があります。
木がなくなると、ぼくは、何を食べていいかわからない。 ぼくは、木を食べている。  木がなくなると、ぼくは、何を食べていいかわからない。 ぼくは、木を食べている。 解説：森林減少・劣化の原因には、商業伐採、インフラ開発、農地への転換、 焼畑スタイルの変化、森林火災、違法伐採などがあげられます。	添付資料1 パネル「木はどこから来ているでしょう」 もし、木がなくなると、ぼくは、何を食べていいかわからない。 ぼくは、木を食べている。  もし、木がなくなると、ぼくは、何を食べていいかわからない。 ぼくは、木を食べている。 解説：例えば伐採される木材のうち、インドネシアでは7割弱、 ロシアでは5割が違法材と推定されています。 これらをあわせると日本に輸入される木材の1〜2割程度が違法材ともいわれています。 私たちは、知らないうちに、違法に伐採された木材を原料とした製品を使っている可能性があります。

解説：残念ながら、木を売っても適法伐採されているかどうかはわかりません。また、木材の原産地さえもはっきりしないことが多いのです。森をきちんと管理したことを示す認証があるかどうか、製品を作っている企業の姿勢はどうかなどを、住宅、家具、紙などの木材製品を買う時に、私たちが確認する必要があります。

解説：人が植えた森、人工林では間引き（間伐）のような定期的な手入れが必要ですが、手入れをしないと、木の成長にともない、森が湿んで倒伏し、荒れた森になってしまいます。天然林（自然の森）から木を切る場合も、すべてを切ってしまうのではなく、切る木を選んだり、切り方を工夫したりするなどの配慮が必要です。

解説：長い歳月を経て、自然にできた森を天然林、人が植えた森を人工林といいます。例えば日本の国土の66%が森林で、その60%が天然林、40%が主に針葉樹で構成される人工林です。

添付資料1 パネル「木はどこから来ているでしょう」

解説：木材は日本が自給できる貴重な資源です。日本の森の毎年の成長量だけでも、日本全体で使っている木材や紙の需要量をほぼ満たすくらいの量があります。しかし、今、私たちが使っている木材・紙の8割が海外からの輸入品で、日本の木材は2割しか使われていません。人工林は、使わないと荒れ、資源としての価値も落ちてしまいます。

102

添付資料1 パネル「木はどこから来ているでしょう」

こんな木ばかりが植えられる森のまわりの、動物も作らなくて、
やがてそこには何も無い森になる。「木を育てておぼえておぼえておぼえて」
木を育てるから、森の手入れが楽になるから。



いふふふふふふふ
おぼえておぼえておぼえて
おぼえておぼえておぼえて

4

解説：森林は木材を供給するだけでなく、水源や生物多様性を保全し、
土砂災害を防ぎ、気候を安定させるなど、さまざまな役割を持っています。
これらは「森林の生態系サービス」と呼ばれますが、
森が荒れるとこれらの機能も下がってしまいます。

木を植えないように、管理された森のまわりの木を「フェアウッド」とはせず。
フェアウッドを育てておぼえておぼえておぼえておぼえておぼえておぼえて
木を育てるから、森の手入れが楽になるから。



いふふふふふふふ
おぼえておぼえておぼえて
おぼえておぼえておぼえて

5

解説：フェアウッドは、再利用した木材や近くの山の木材、産地の明らかな木材、
合法木材、森林認証材など森を壊さない木材のことです。
皆さんの身のまわりで、フェアウッドを探してみてください。
木材や紙を選ぶ時には、フェアウッドかどうか、考えてみましょう。



CHATHAM HOUSE

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

INDEPENDENT THINKING ON
INTERNATIONAL AFFAIRS

17th Illegal Logging Stakeholder Update

27th – 28th January 2011
Chatham House, 10 St James's Square, London

Agenda

Thursday 27th January

8.30 – 9.00 am Registration & coffee

SESSION 1 | US Lacey Act

9.00 – 10.30 am

Chair: Alison Hoare, Chatham House

Andrea Johnson, Environmental Investigation Agency
Lacey Act – progress to date and lessons learnt

Jameson French, Northland Forest Products
An industry perspective from North America

Ramon Alvarez Lazzaroni, AMADHO (Asociación de Madereros de Honduras)
Learning about FLEGT and the US Lacey Act

10.30 – 11.00 am Coffee

KEYNOTE SPEECH

11.00 – 11.30 am

Chair: Bernice Lee, Chatham House

Janez Potočnik, Commissioner for Environment, European Commission

SESSION 2 | European Timber Regulation

11.30 – 1.00 pm

Chair: Jon Buckrell, Chatham House

Svetla Atanasova, European Commission
Next steps in implementing the EC Timber Regulation

Tim Grabiell, Client Earth
A vision for implementation of the EC Timber Regulation

Fiona Wheatley, John Lewis
A private sector perspective

Cecilia Müller, Maersk
Role of the shipping sector

1.00 – 2.00 pm Lunch

SESSION 3 | Timber public procurement

2.00 – 3.30 pm

Chair: Hugh Speechly, DFID

Sofie Tind Nielsen, Proforest

VPA licensed timber and its compatibility with timber procurement policies

Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council

The opportunities & challenges of complying with procurement policies

Emily Fripp, EFCA

An impact assessment of the UK Government timber procurement policy

3.30 – 4.00 pm Tea

SESSION 4 | Tackling illegal logging: policy responses

4.00 – 5.30 pm

Chair: Penny Davies, DFID

Sam Lawson, Chatham House

Illegal logging and related trade: indicators of the global response

Ulrich Malessa, TRAFFIC South America & Martha Lucy Mondragon, WWF Colombia

FLEGTability: Catalysing initiatives to control and verify the origin of timber in support of the FLEGT Action Plan in South American countries

Petra Hamers, The Amazon Alternative

International public private partnerships for strengthening the value chain of sustainable tropical timber

5.30 – 7.00 pm Drinks reception

Friday 28th January

SESSION 5 | China and the Mekong region

9.00 – 10.30 am

Chair: Jon Buckrell, Chatham House

Kerstin Canby, Forest Trends

China and the Mekong region: timber trade trends and forest governance issues

Louis Putzel, CIFOR

Structuration of the Chinese timber trade: insights from Amazonia and the Congo Basin

Shengfu Wu, China National Forest Product Industry Association

Title – to be confirmed

10.30 – 11.00 am Coffee

SESSION 6 | Papua New Guinea: improving governance of the forest sector

11.00 am – 12.30 pm

Chair: Penny Davies, DFID

Dambis Kaip, PNG Forestry Authority

Sustainable forest management, governance and trade in Papua New Guinea

Paul Rame, Office for Climate Change and Development – to be confirmed

Bob Tate, PNG Forest Industries Association

Navigating a way forward for PNG's timber industry: responding to market perceptions & diverse markets

Thomas Paka, Ecoforestry Forum

Illegal Logging in Papua New Guinea: an NGO perspective

12.30 – 1.30 pm Lunch

SESSION 7 | Progress on FLEGT

1.30 – 3.00 pm

Chair: Hugh Speechly, DFID

Germain Djontu

Assessing transparency in the forest sector in Cameroon and implications for VPA-FLEGT

Freerk Wiersum, Wageningen University

Scenarios for implementing FLEGT: social safeguards and impacts on local livelihoods

Jo Van Brusselen, European Forest Institute

Development of a strategic research agenda for forest governance and FLEGT

3.00 - 3.30 pm Tea

SESSION 8 | REDD & forest governance

3.30 – 5.00 pm

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

Chair: Alison Hoare, Chatham House

Valérie Merckx, European Forest Institute
FLEGT-REDD linkages

Manoj Nadkarni, Transparency International
Corruption risks in REDD and civil society roles

Sigrid Vásconez, Grupo FARO
Improving transparency in Ecuador's forest sector: lessons from the Forest Administration System (SAF) and the National REDD+ strategy

The Chatham House Illegal Logging Update and Stakeholder Consultations are organised with funding kindly provided by the UK Department for International Development (DFID).



CHATHAM HOUSE

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

INDEPENDENT THINKING ON
INTERNATIONAL AFFAIRS

17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation

27-28 January 2011, Chatham House

Participants

First name(s)	Surname	Affiliation
Isaac	Abban-Mensah	Proforest
Simon	Acha	ClientEarth
Joern	Ackermann	
Annie	Adams	EFECA
Marcia	Aidoo	Ghana Forestry Commission
Stuart	Andrews	APP Europe
Amy	Armstrong-Evans	ClientEarth
Svetla	Atanasova	European Commission
Abraham	Baffoe	Proforest
Helen	Baker	PwC
Élodie	Barralon	
Jillian	Battersby	Foreign and Commonwealth Office
Liz	Betser	360 Responsibility
Ulrich	Bick	
Neil	Bird	Overseas Development Institute
Paul	Boulch	Helveta Ltd
Duncan	Brack	DECC
Isobel	Bradshaw	Helveta Ltd
Karen	Brandt	Sustainable Forestry Initiative
Susana	Braz	
Chris	Brett	Olam International
Neil	Bridgland	
Philip	Briscoe	Helveta Ltd
Clare	Brogan	IDL group
John	Bruneval	European Commission
Jon	Buckrell	Chatham House
Karin	Buhmann	University of Copenhagen
Linda	Burrows	
Matt	Butcher	FIRA International Ltd
Rachel	Butler	Timber Trade Federation
Kerstin	Canby	Forest Trends
Gisela	Carr	DEFRA
Fredrik	Cederquist	Bureau Veritas Certification
Hugo	Charlton	
Derek	Charter	Helveta Ltd
Tom	Clements	Wildlife Conservation Society
Mark	Comolli	Rainforest Alliance
Patrick	Cooper	Canada Wood UK
Valérie	Couillard	Forest Peoples Programme
Liz	Crosbie	Strategic Environmental Consulting Ltd
Lucy	Cullinane	Efeca
Tim	Cumine	
Anna	Cura	Proforest
Philip	Curry	Cohn & Wolfe
Tony	Darlie	Trade Division, Department of Foreign Affairs and Trade, PNG

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

Participants list: Update Meeting 27th – 28th January 2011, Chatham House

Penny	Davies	DFID
Andre	de Freitas	Forest Stewardship Council
Martín	de la Serna	Helveta Ltd
Paul	De Ornellas	Zoological Society of London
Jürgen	de Vries	Stuger & De Vries
Rosana	Della Méa	REDDleaf Consulting Ltd
Ian	Denty	Efeca
Héloise	d'Huart	Bureau Veritas Certification
Germain	Djontu	CED
Faith	Doherty	EIA
Richard	Donovan	Rainforest Alliance
Deanna	Donovan,	Joint Nature Conservation Committee
Virginia	Dundas	
	Hvidesten	DLH A/S
Jean Paul	Eale Iyambo	NGO ASSADEV international
Jill	Edbrooke	Centre for International Development and Training, University of Wolverhampton
Jason	Edwards	Chatham House
Gaius	Elenga Bolumbu	
	Entanga	UNCCD Democratic Republic of Congo
Stefan	Essel	Deutsche Gesellschaft für Interantionale Zusammenarbeit
Neil	Everett	Acona Ltd
Gustavo	Faleiros	O Eco
Peter	Feilberg	NEPCon
Lisa	Field	DMCii Ltd
Marie-Christine	Flechard	Soil Association/Woodmark
Jameson	French	Northland Forest Products
Emily	Fripp	EFECA
Laura	Furones	Global Witness
Chloe	Fussell	Global Witness
Slamet	Gadas	Ministry of Forestry, Indonesia
Eleonora	Gatti	Environmental Justice Foundation
Marine	Gauthier	TFT
Marta	Gaworska	
Alex	Gayer	Helveta Ltd
Scott	Geller	LTS International
Katerina	Germanis	NEPCon
Ayuk	Getrude	Hydra Project International
Nigel	Gibbs	Westco Group Ltd
Harriet	Gillett	UNEP-WCMC
Stephanie	Godliman	DEFRA
Tim	Grabiel	Climate & Forests
Justine	Graham	Foreign and Commonwealth Office
Euan	Grant	Grant & Gutsell Customs
Terry	Green	IDL Group
Julia	Griffin	B&Q plc
Jane	Gronow	Centre for International Development & Training
Madeleine	Groves	Royal Botanic Gardens
Ben	Gunneberg	PEFC International
David	Hadley	NEPCon
Sam	Hall	SI Partnership
Petra	Hamers	The Amazon Alternative
Marcus	Hardtke	NRPG Cambodia
Minna	Hartikainen	
Cassidy	Hazelbaker	Chatham House
Jens	Hein	Chatham House
Joe	Hennon	European Commission
Alastair	Herd	EU Timber Trade Action Plan

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

Participants list: Update Meeting 27th – 28th January 2011, Chatham House

Basyah	Hernowo	Government of Indonesia
Keri	Hess	Rainforest Alliance
John	Heuch	LTS International
Daphne	Hewitt	IDL Group
James	Hewitt	
Gary	Hill	DoubleHelix Tracking Technologies Pte Ltd
Steven R.	Hill	
Jo	Hill	
Ali	Hines	Global Witness
Alexander	Hinrichs	
Alison	Hoare	Chatham House
Mary	Hobley	
Andrew	Holden	DEFRA
Carsten	Hulius	GFA Consulting Group GmbH
Hubert	Inhaizer	European Forest Institute
Abdulai	Isahaku	The Ghana National Association Of Farmers&Fishermen
Kula, L.	Jackson	Coalition for Liberia
Rick	Jacobsen	Global Witness
Andrea	Johnson	Environmental Investigation Agency
Neil	Judd	ProForest
Hanna-Kaisa	Jussila	European Forest Institute
Dambis	Kaip	PNG Forestry Authority
Guntram	Kaiser	KaiserCommunication GmbH
Aulikki	Kaupila	
David	Kennan	Helveta Ltd
Jeff	Kersey	Jacobs
Hilary	Khawam	PEFC UK Ltd
Dan	Kinash	
Andreas	Knoell	Proforest
Hayato	Kobayashi	
Rihards	Kols	Chatham House
Peter	Kristensen	DLH A/S
Lodewijk	Kuiper	Stuger & De Vries
Noelle	Kumpel	Zoological Society of London
Hubert	Kwisthout	FSC UK
Billy	Kyte	Global Witness
Wilberforce	Laate	CIKOD
Joyce	Lam	Proforest
Rebecca	Latchford	Echo
Frederik	Lauwaert	CEI-Bois
Sam	Lawson	Chatham House
Ramon Alvarez	Lazzaroni	AMADHO
Iola	Leal	FERN
Tony	Lee	Helveta Ltd
Bernice	Lee	Chatham House
Feja	Lesniewska	Law, Environment and Development Centre, SOAS
Kai	Lintunen	Finnish Forest Association
Katie	Livesey	BRE
Angel	Llaverro	Rainforest Alliance
Joanna	Lockwood	DEFRA
Susanna	Lohri	TFT
Cath	Long	Well Grounded
Cath	Long	Well Grounded
Jon	Macartney	
Des	Mahoney	CIDT, University of Wolverhampton
Ulrich	Malessa	TRAFFIC South America
Christopher D.	Matthews	Asian Timber
Constance L.	McDermott	Oxford Centre for Tropical Forests

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

Participants list: Update Meeting 27th – 28th January 2011, Chatham House

Noel	McGough	Royal Botanic Gardens
Ellis	McKinnon	Finnforest UK Ltd
Eudeline	Melet-Pekam	Ministère de l'alimentation, de l'agriculture et de la pêche, France
Valérie	Merckx	European Forest Institute
Frank	Miller	Track Record
Greg	Moffat	DEFRA
Mari	Momii	Global Environmental Forum, Japan
Martha Lucy	Mondragon	WWF Colombia
Cedric	Montresor	Helveta Ltd
Cecilia	Müller	Maersk
Manoj	Nadkarni	Transparency International
William	Neale	European Commission
Patrick	Newton	Helveta Ltd
Ayako	Nezu	Global Environmental Forum, Japan
James	Norman	Chatham House
Walters	Nsoh	University of Surrey
Achmad Edi	Nugroho	Ministry of Forestry, Indonesia
Ruth	Nussbaum	ProForest
Richard	Nyirenda	Centre for International Development and Training, University of Wolverhampton
Alex	Offei	Ghana Forestry Commission
Rupert	Oliver	Forest Industries Intelligence Limited
Christine	Overdevest	University of Florida
Saskia	Ozinga	FERN
Thomas	Paka	Ecoforestry Forum
Stuart N.	Palmer	DLH UK Ltd
Len	Pannett	Helveta Ltd
Gero	Pawlowski	GFA Consulting Group GmbH
Catherine	Pazderka	British Retail Consortium
Laila	Petrie	
Tom	Picken	Global Witness
Janez	Potočnik	European Commission
Steve	Powney	Timber Trade Journal
Cathy	Priddey	Chatham House
Louis	Putzel	CIFOR
Nick	Pyatt	Flow International Ltd
Diah	Raharjo	Multistakeholder Forestry Programme, Indonesia
Andry	Rakotovololona	ProForest
Paul	Rame	Office for Climate Change and Development
Chris	Ransom	Zoological Society of London
Niels Hermann	Ranum	Rainforest Foundation Norway
Daniela	Rey	ClientEarth
Daniela	Rey Christen	ClientEarth
Philip	Reynolds	FIRA International Ltd
Craig	Ritchie	
Richard	Robertson	FSC International Center GmbH
Nicholas	Robson	DEFRA
Andy	Roby	MFP/FLEGT VPA Indonesia
John	Rogers	Soil Association/Woodmark
Adam	Ross	
Estelle	Rouhaud	Chatham House
Nicola	Round	WWF-UK
Rio	Rovihandono	Multistakeholder Forestry Programme, Indonesia
Yuki	Sakamoto	Global Environmental Forum, Japan
Nick	Sammons	PREPS
Alastair	Sandels	Fountains Forestry
Nim	Sanghera	Helveta Ltd

添付資料2 Chatham House Illegal Logging Stakeholder Update

Participants list: Update Meeting 27th – 28th January 2011, Chatham House

Mayke	Santos	
Sheam	Satkuru-Granzella	Malaysian Timber Council
Anke	Schulmeister	WWF European Policy Office
Hannah	Scrase	Size of Wales
M.S.	Sembiring	Kehati, Indonesia
Hysen	Shabanaj	USAID-Kosovo Private Enterprise Program, Booz Allen Hamilton
Catherine	Sladden	ClientEarth
Christian	Sloth	Rainforest Alliance
Elena	Sosa del Cerro	Rainforest Alliance
Rémi	Sournia	TFT
Remi	Sournia	TFT - TTAP
Hugh	Speechly	DFID
Simona	Spinaru	
Becki	Spurdle	HSBC Holdings plc
Ditte	Steffensen	University of Copenhagen
Chris	Stephens	GLOBE
Davyth	Stewart	Global Witness
Andrew	Sutherland	IDL Group
Hitoshi	Takahashi	Embassy of Japan
Bob	Tate	PNG Forest Industries Association
Reiner	Tegtmeyer	Global Witness
Tom	ter Horst	EFI
Hilary	Thompson	The Forest Trust
Katherine	Thompson	Global Witness
Kirsti	Thornber	LTS International
Charles	Thwaites	FSC UK
Sofie	Tind Nielsen	Proforest
Espoir	Tshakoma	
Tomi	Tuomasjukka	EU FLEGT Facility, European Forest Institute
Alba	Valle	Euronatura-Portugal
Tim	Vallings	Helveta Ltd
Anouk	van Baalen	Milieudefensie / Friends of the Earth Netherlands
Mark	van Benthem	Stichting Probos
Jo	Van Brusselen	EU FLEGT Facility, European Forest Institute
Marcel	van Nijnatten	CITES Management Authority, Government of the Netherlands
Sigrid	Vásconez	Grupo FARO
Jago	Wadley	Environmental Investigation Agency
Jeremy	Wall	EC FLEGT Team
Tieme	Wanders	FORM International
Alun	Watkins	PEFC UK Ltd
Ann	Weddle	NEPcon
Lars	Weise	GFA Consulting Group, Natural Resource Management
Wesseh A.	Wesseh	The Liberian Senate
Fiona	Wheatley	John Lewis
Deborah	Wieland	Bangor University
Freerk	Wiersum	Wageningen University
Maria Monica	Wihardja	Centre for Strategic and International Studies, Indonesia
Andrew	Wiseman	Stephenson Harwood
Marieke	Wit	Tropenbos-International
Peter	Wood	Global Witness
Shengfu	Wu	China National Forest Product Industry Association
David	Wynne-Morgan	Pelham Bell Pottinger
Jonathan	Yiah	SDI, Liberia
Julia	Young	UK Forest & Trade Network
David	Young	Global Witness
Jonathan	Zeitlin	Political Science University of Amsterdam

環境省請負事業
平成 22 年度 木材調達のグリーン化普及啓発
キャンペーン実施業務報告書

平成 23 年（2011 年）3 月
財団法人地球・人間環境フォーラム
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-43-16 成田ビル 3F
TEL.03-3813-9735 FAX.03-3813-9737
E-mail: contact@gef.or.jp
URL: <http://www.gef.or.jp>

この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます